

第4期菊陽町障がい者計画
第7期菊陽町障がい福祉計画
第3期菊陽町障がい児福祉計画

こころ触れ合う
ともに支えあうまち
きくよう



令和6年3月
菊陽町

ごあいさつ

菊陽町では、TSMCの進出により、大きな変革の時期を迎えている中、「成長しつづける町。」をスローガンに掲げ、町民一人ひとりが「心を満たし、人生を楽しむ」ことができる町づくりに鋭意取り組んでおります。そしてこの取組は、障がいの有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、障がいのある人が地域の中で、社会の一員として自立して生活していくことができる町づくりにもつながってまいります。



本町では障害者基本法の規定に基づき、「第3期菊陽町障がい者計画」、またこの計画を円滑に進めるための「第6期菊陽町障がい福祉計画」及び「第2期菊陽町障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉の政策の推進に取り組んでまいりました。

この度、これらの計画期間が終了することから、新たに令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とし、「こころ触れ合う ともに支えあうまち きくよう」を基本理念とした「第4期菊陽町障がい者計画」を策定いたしました。

また、「第4期菊陽町障がい者計画」を実施していく上で重要になる「障害福祉サービス」、「地域生活支援事業」、「障害児福祉サービス」などの提供体制の確保を図るための方策を定めるため、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする、「第7期菊陽町障がい福祉計画」及び「第3期菊陽町障がい児福祉計画」も併せて策定いたしました。

計画の実施に当たりましては、町民の皆様や福祉関係者と行政がそれぞれの役割を担い合い、さらに連携を図りながら、基本理念の実現を目指し、一人ひとりの個性を大切に公平、平等に力を発揮できる多様性（ダイバーシティ）を尊重した町づくりを進めてまいります。町民の皆様のなお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました菊陽町障がい者計画等策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

菊陽町長 吉本孝寿

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| I 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 はじめに | 2 |
| 1. 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の概要 | 2 |
| 2. 本計画に関連する社会潮流 | 7 |
| II 障がいのある人を取り巻く状況 | 9 |
| 1 菊陽町の状況 | 10 |
| 1. 人口等の状況 | 10 |
| 2. 計画策定にあたって踏まえるべき事項 | 10 |
| 2 各種調査結果からみる状況 | 18 |
| 1. アンケート調査結果からみる現状 | 18 |
| 2. 保育・教育関係者インタビューからみる現状 | 43 |
| 3 課題の整理 | 45 |
| 1. 障がいに対する理解や配慮の促進 | 45 |
| 2. 安心して生活する環境の整備 | 45 |
| 3. 多様な社会参加への支援 | 46 |
| 4. 障がい児支援の充実 | 46 |
| 5. 生活支援の充実 | 46 |
| III 計画のめざす方向 | 47 |
| 1 基本的な考え方 | 48 |
| 1. 基本理念 | 48 |
| 2. 基本的な視点 | 48 |
| 3. 基本目標 | 49 |
| 4. 施策の体系 | 50 |
| IV 障がい者計画 | 51 |
| 1 施策の内容 | 52 |
| 1. 障がいに対する理解や配慮の促進 | 52 |
| 2. 安心・安全なまちづくりの推進 | 56 |
| 3. 就労の機会の充実 | 58 |
| 4. 多様な社会参加への支援 | 60 |
| 5. 障がい児支援の充実 | 63 |
| 6. 生活支援の充実 | 67 |
| 7. 保健・医療体制の充実 | 70 |

| | |
|---|-----|
| V 障がい福祉計画・障がい児福祉計画..... | 74 |
| 1 計画における成果目標..... | 75 |
| 1. 第7期菊陽町障がい福祉計画・第3期菊陽町障がい児福祉計画の成果目標..... | 75 |
| 2 障害福祉サービスの見込み量と確保方策..... | 79 |
| 1. 各種サービスの見込み量と確保方策について..... | 79 |
| 3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策..... | 85 |
| 1. 各種事業の見込み量と確保方策について..... | 85 |
| 4 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策..... | 90 |
| 1. 各種サービスの見込み量と確保方策について..... | 90 |
| VI 計画の推進体制..... | 92 |
| 1 計画の推進..... | 93 |
| 1. 計画の推進にあたって..... | 93 |
| 2. 計画の進行管理について..... | 94 |
| 資料編..... | 95 |
| 1 障がい児通所支援について..... | 96 |
| 1. 障がい児通所支援の整備計画..... | 96 |
| 2 菊陽町障がい者計画等策定委員会設置要綱..... | 97 |
| 3 計画策定委員会委員名簿..... | 99 |
| 4 計画策定の経緯..... | 100 |
| 5 用語集..... | 101 |

I 計画の策定にあたって

1 はじめに

1. 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

(1) 計画策定の趣旨・背景

これまでの国における障がい福祉施策は、障がい者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」に平成 19 年9月に署名したこと、また、批准にむけ、平成 21 年 12 月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成 25 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生の実現にむけて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。

また、「障害者総合支援法」は、平成 30 年 4 月に「児童福祉法等」とともに改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られました。また、障がい児支援のニーズの多様化に対してきめ細かく対応するためのサービスの新設等が行われました。

そのほかにも、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法(平成 30 年 6 月に公布・施行)」や、障がいがあっても読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法(令和元年 6 月に公布・施行)」など、障がいの有無にかかわらず、様々な形で社会参加や文化活動を支援するための法律が整備されています。

また、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

更に、令和4年5月には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

この度、これまでの町の取り組みに、新たな国の障がい者制度の動向や県の動向を踏まえ、本町における更なる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第4期菊陽町障がい者計画」及び「第7期菊陽町障がい福祉計画」並びに「第3期菊陽町障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

(2)本計画に関連する法整備の動向

■「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

| 年度 | 事項 | 概要 |
|-------|---------------------------------|---|
| 平成 19 | 障害者権利条約に署名 | ・障がい者に関する初めての国際条約 |
| 平成 21 | 障害者雇用促進法の改正 | ・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大 |
| 平成 23 | 障害者基本法の改正 | ・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記 |
| 平成 24 | 障害者虐待防止法の施行 | ・虐待の定義、防止策を明記 |
| 平成 25 | 障害者総合支援法の施行 | ・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消 |
| | 障害者優先調達推進法の施行 | ・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進 |
| 平成 26 | 障害者権利条約に批准 | ・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効 |
| 平成 28 | 障害者差別解消法の施行 | ・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化 |
| | 障害者雇用促進法の改正 | ・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化 |
| | 成年後見制度利用促進法の施行 | ・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置 |
| | 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行 | ・「発達障がい者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記 |
| 平成 30 | 障害者雇用促進法の改正 | ・障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる |
| | 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 | ・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援 |
| | 障害者文化芸術推進法の施行 | ・障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く促進 |
| 令和元 | 障害者雇用促進法の改正 | ・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給 |
| | 読書バリアフリー法の施行 | ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする |
| 令和2 | 障害者雇用促進法の改正 | ・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設 |
| 令和3 | 障害者差別解消法の改正 | ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） |
| | 医療的ケア児支援法の施行 | ・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記 |
| 令和4 | 障害者総合支援法の改正 | ・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める |
| | 障害者雇用促進法の改正 | ・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える |
| | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 | ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする） |

(3)法律上の位置づけ

本計画は、以下の法律に基づきそれぞれ策定が位置づけられている法定計画です。

◆ 市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、この法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにします。

障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)

第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第 50 号)

第9条第1項

政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

◆ 市町村障害福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる障害福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

第 88 条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

◆ 市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) (平成 30 年4月施行)

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(4)計画の期間

本計画は、障害者基本法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく「第4期菊陽町障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「第7期菊陽町障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第3期菊陽町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図っています。

また、計画の期間について、「第4期菊陽町障がい者計画」の計画期間を令和6年度～令和11年度の6年間、「第7期菊陽町障がい福祉計画」、「第3期菊陽町障がい児福祉計画」の計画期間を令和6年度～令和8年度の3年間とします。

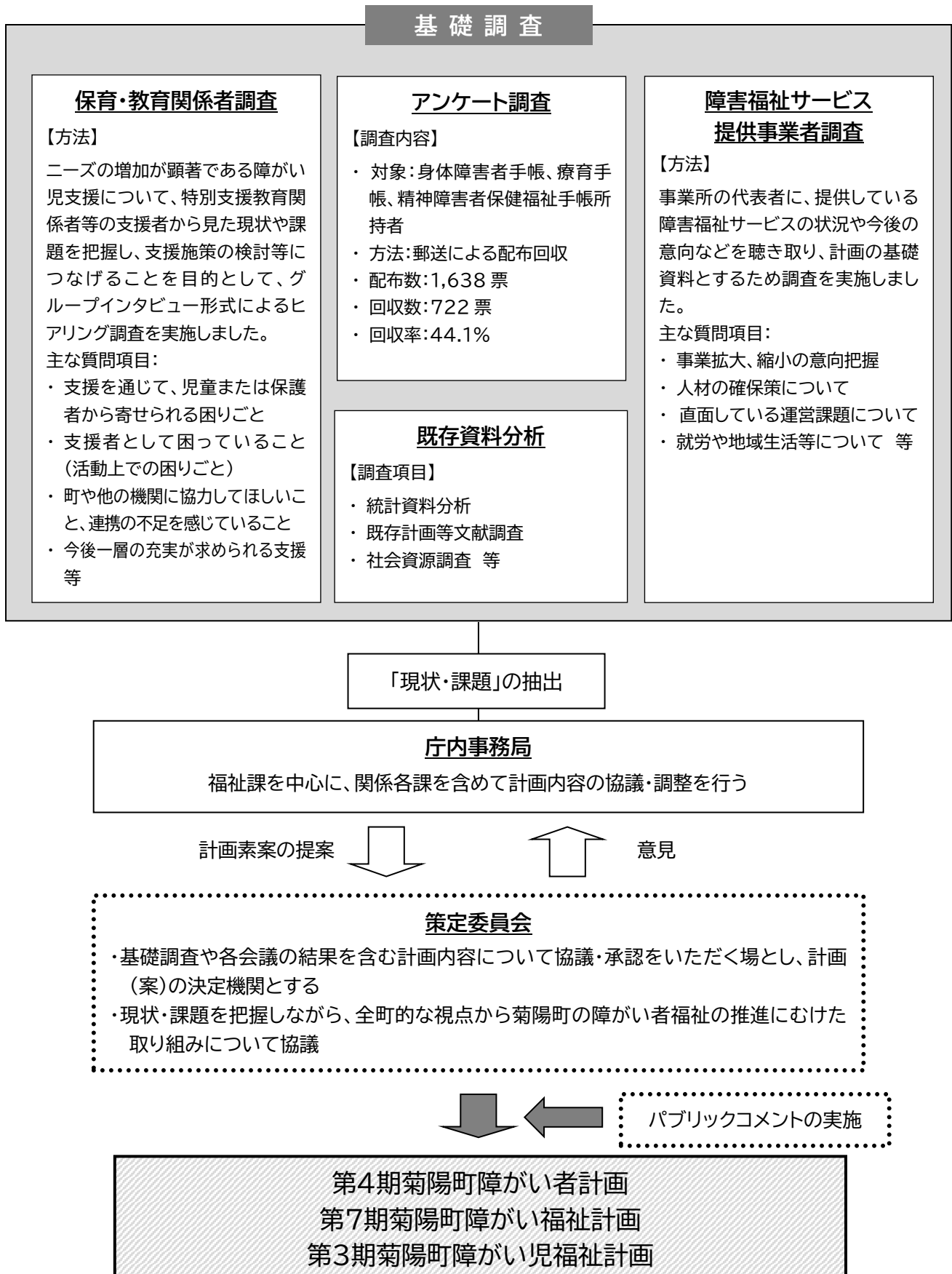
ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間について

| | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 | 令和 12年度 | 令和 13年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 障がい者 計画 | 第3期 | | 第4期 | | | | | | 第5期 | |
| 障がい 福祉計画 | 第6期 | | 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 | |
| 障がい児 福祉計画 | 第2期 | | 第3期 | | | 第4期 | | | 第5期 | |

(5) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下の図の通り、手帳所持者へのアンケートや、策定委員会を通じた計画案の検討・審議等を経て策定しました。



2. 本計画に関連する社会潮流

(1)「重層的支援体制整備事業」の創設

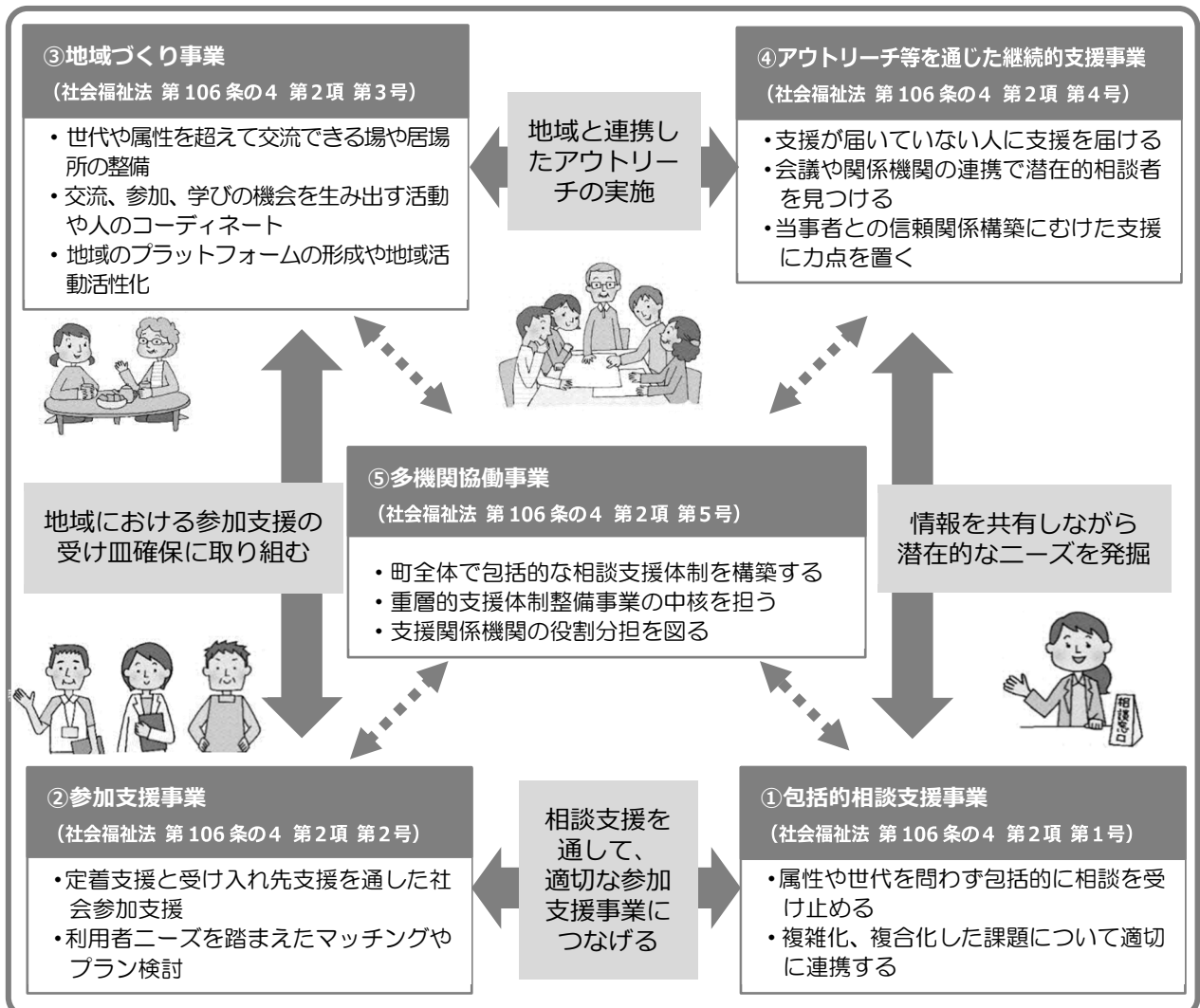
社会福祉法の改正により、令和3年度から重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、生活困窮やひきこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりにむけた支援」を一体的に実施するものです。

本町においては、令和4年度に菊陽町重層的支援体制整備事業実施計画を策定しており、令和6年4月からの事業実施を目標に、移行準備に取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にもかかわりのある事業であり、本計画の中でも、実施計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、菊陽町全体の福祉の向上をめざすものとしします。

■国が示す重層的支援体制整備事業の全体像



(2)持続可能な開発目標(SDGs)への取り組み

2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsは、2030(令和12)年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現にむけ、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

国ではSDGsの採択を受け、平成28(2016)年12月にSDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定)が策定され、令和元(2019)年12月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした8つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現にむけ、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進にあたっては、SDGs推進の取り組みとも軌を一にし、障がいのある人のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現にむけ、協力して取り組みを推進することが求められます。

■SDGsの17の目標



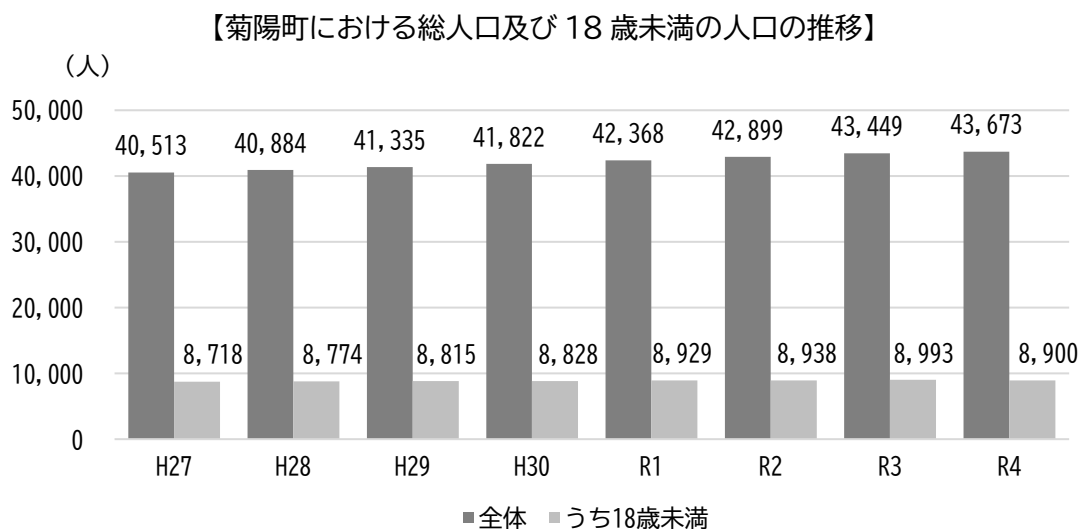
II 障がいのある人を取り巻く状況

1 菊陽町の状況

1. 人口等の状況

(1) 人口の推移

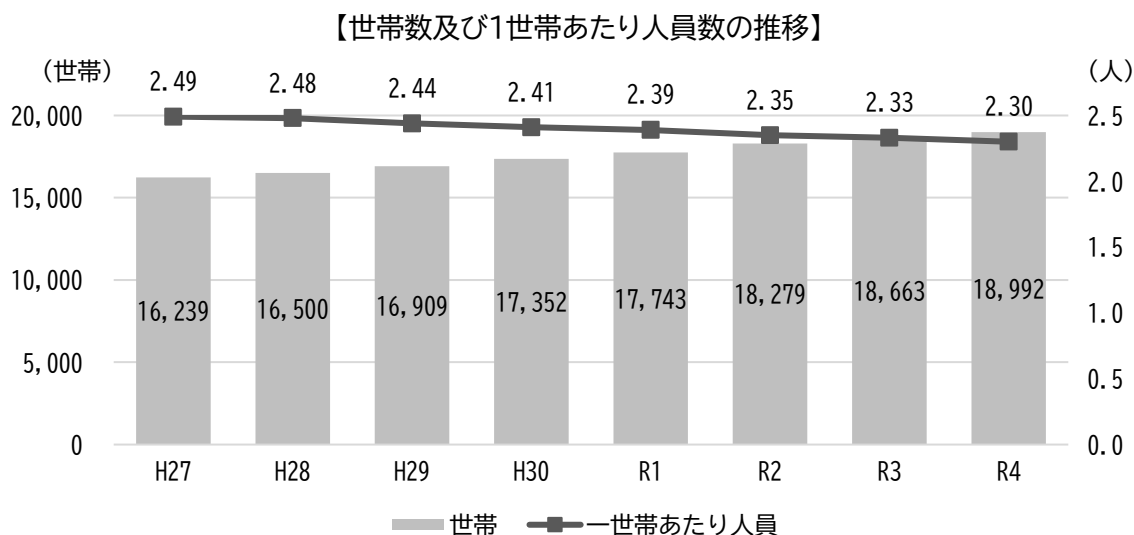
本町の人口は徐々に増加しており、令和4年の人口は43,673人と、平成27年と比較して、7.8%の増加となっています。また、人口の増加に伴い、18歳未満の人口も、平成27年と比較して、増加しています。



2. 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 世帯数の推移

人口と同様に、世帯数も増加傾向が続いています。一方で、1世帯あたりの人員数は平成27年で2.49人、令和4年で2.30人となっており、減少傾向にあります。



(2)障がいのある人に関する状況

① 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の状況をみると、年々わずかに増加を続け、令和元年度から令和4年度にかけて103人増加しています。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者で11人減少しています。一方、療育手帳所持者で55人、精神障害者保健福祉手帳所持者で59人増加しています。

【障害者手帳所持者数の状況】

単位：人

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 1,933 | 1,971 | 2,002 | 2,036 |
| 身体障害者手帳 | 1,292 | 1,297 | 1,289 | 1,281 |
| 療育手帳 | 343 | 358 | 371 | 398 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 298 | 316 | 342 | 357 |

資料：熊本県（各年度3月31日現在）

② 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は令和2年度以降減少しており、「65歳以上」が全体の約7割を占めています。

障がい程度別にみると、「4級」が最も多く、次いで「1級」、「2級」と続いています。

障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」と続いています。

【身体障害者手帳所持者の状況】

単位:人

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 合 計 | | 1,292 | 1,297 | 1,289 | 1,281 |
| 年代別 | 18歳未満 | 32 | 33 | 30 | 28 |
| | 18歳～64歳 | 325 | 314 | 301 | 310 |
| | 65歳以上 | 935 | 950 | 958 | 943 |
| 障がい程度別 | 1級 | 362 | 369 | 372 | 383 |
| | 2級 | 181 | 182 | 178 | 176 |
| | 3級 | 183 | 183 | 182 | 167 |
| | 4級 | 410 | 410 | 407 | 404 |
| | 5級 | 72 | 67 | 66 | 65 |
| | 6級 | 84 | 86 | 84 | 86 |
| 障がい種別 | 視覚障がい | 63 | 65 | 66 | 65 |
| | 聴覚・平衡機能障がい | 130 | 125 | 131 | 138 |
| | 音声・言語・そしゃく機能障がい | 11 | 13 | 11 | 8 |
| | 肢体不自由 | 647 | 642 | 630 | 616 |
| | 内部障がい | 441 | 452 | 451 | 454 |

資料:熊本県(各年度3月31日現在)

③ 知的障がいのある人

療育手帳所持者の状況をみると、すべての年代で増加傾向にあり、「18 歳未満」、「18 歳～64 歳」は合計で全体の 9 割以上を占めています。

障がい程度別にみると、「B2(軽度)」が最も多く、次いで「B1(中度)」と続いています。

【療育手帳所持者の状況】

単位:人

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 合 計 | | 343 | 358 | 371 | 398 |
| 年代別 | 18 歳未満 | 124 | 128 | 132 | 147 |
| | 18 歳～64 歳 | 197 | 209 | 214 | 225 |
| | 65 歳以上 | 22 | 21 | 25 | 26 |
| 障がい程度別 | A 1 (最重度) | 56 | 56 | 58 | 61 |
| | A 2 (重度) | 58 | 60 | 59 | 59 |
| | B 1 (中度) | 101 | 102 | 107 | 115 |
| | B 2 (軽度) | 128 | 140 | 147 | 163 |

資料:熊本県(各年度 3 月 31 日現在)

④ 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、年代別では「18 歳～64 歳」が最も多く全体の約8割を占めています。

障がい程度別にみると「2級」が最も多く、次いで「3級」と続いています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の状況】

単位:人

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 合 計 | | 298 | 316 | 342 | 357 |
| 年代別 | 18 歳未満 | 4 | 8 | 8 | 8 |
| | 18 歳～64 歳 | 236 | 246 | 264 | 282 |
| | 65 歳以上 | 58 | 62 | 70 | 67 |
| 障がい程度別 | 1 級 | 37 | 40 | 41 | 36 |
| | 2 級 | 192 | 203 | 212 | 229 |
| | 3 級 | 69 | 73 | 89 | 92 |

資料:熊本県(各年度 3 月 31 日現在)

⑤ 障害支援区分認定者数の状況

障害支援区分認定者数の状況を見ると、「区分 6」が最も多く、次いで「区分3」、「区分4」「区分5」と続いています。

【障害支援区分認定者数の状況】

単位:人

| | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 令和4年度 | 3 | 12 | 24 | 22 | 22 | 85 | 168 |

資料:福祉課(令和5年5月1日現在)

⑥ 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の状況

自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移を見ると、令和元年度から令和4年度にかけて92人増加しています。

【自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移】

単位:人

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 自立支援医療(精神通院医療)受給者数 | 684 | 683 | 779 | 776 |

資料:熊本県(各年3月31日現在)

⑦ 自立支援医療(更生医療)受給者数の状況

自立支援医療(更生医療)受給者数の推移を見ると、令和3年度には144人と令和元年度に比べ増加していましたが、令和4年度には減少し、120人となっています。

【自立支援医療(更生医療)受給者数の推移】

単位:人

| 区 分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 自立支援医療(更生医療)受給者数 | 107 | 119 | 144 | 120 |

資料:福祉課(各年度3月31日現在)

⑧ 自立支援医療(育成医療)受給者数の状況

自立支援医療(育成医療)受給者数の推移をみると、令和2年度には 25 人と令和元年度に比べ増加していましたが、その後は減少し、令和4年度には 11 人となっています。

【自立支援医療(育成医療)受給者数の推移】

単位:人

| 区 分 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自立支援医療(育成医療)受給者数 | 17 | 25 | 15 | 11 |

資料:福祉課(各年度 3 月 31 日現在)

⑨ 補装具の給付状況

補装具給付決定者数の推移をみると、令和元年度から令和4年度にかけて 12 人減少しています。

【補装具給付決定者数の推移】

単位:人

| 区 分 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 補装具給付決定者数 | 72 | 66 | 59 | 60 |

資料:福祉課(各年度 3 月 31 日現在)

⑩ 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症(ALS)などが難病に該当します。

難病のうち、平成 26 年 12 月までは 130 の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患(11 疾患群)が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始されました。

その後も、段階的に対象の疾病の拡大が行われており、令和3年 11 月から医療費助成等の対象となる指定難病は、332 疾病から 338 疾病に拡大されており、「障害者総合支援法」における難病の対象は 361 疾病から 366 疾病に拡大されています。

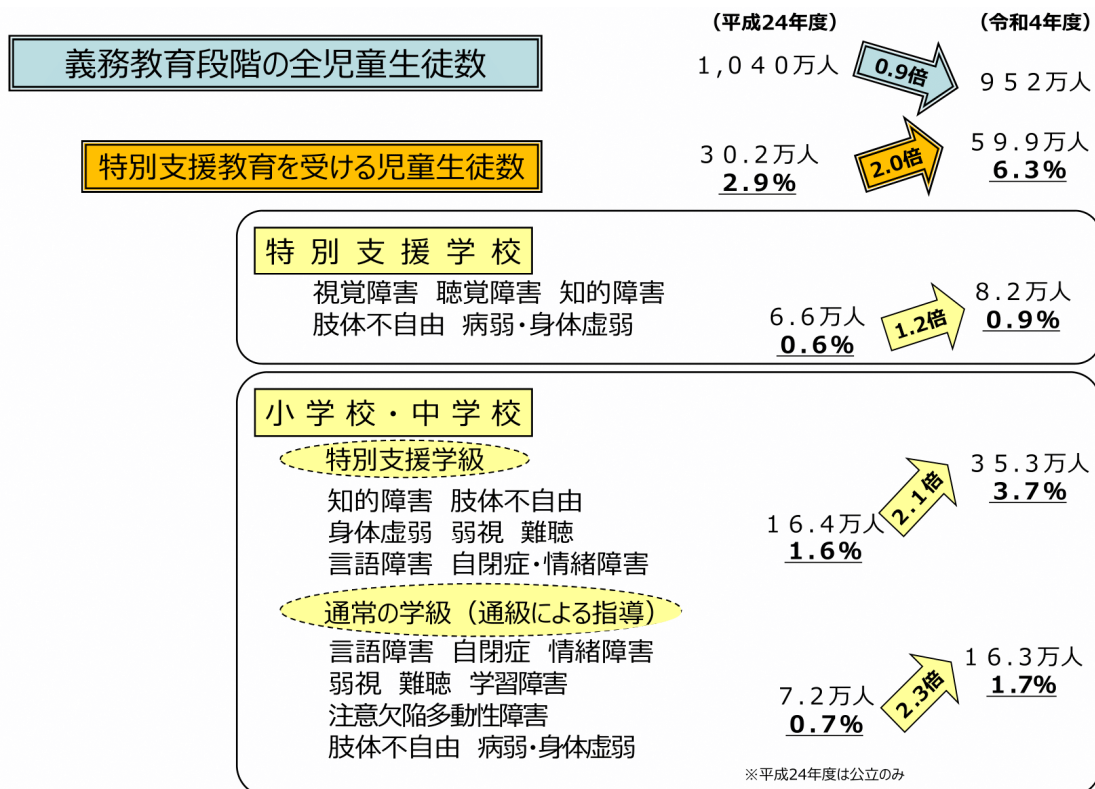
⑪ 特別支援教育の状況(全国)

発達障害者支援法の施行(平成17年4月)から10年以上経過し、この間、発達障がいに対する理解促進及び普及啓発並びに療育支援体制の整備が図られるとともに、教育分野においては、特別支援教育の推進が図られてきました。

実際に、平成24年度から令和4年度の11年間で、全国の義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増しています。

特に、特別支援学級の在籍者数は2.1倍、通級による指導の利用者数は2.3倍と増加が非常に顕著な状況です。

■特別支援学校等の児童生徒の増加の状況



資料:文部科学省「特別支援教育の充実について」

⑫ 特別支援学級の状況

菊陽町の特別支援教育について、町が管轄する特別支援学級の状況をみると、平成 25 年度から令和5年度の 11 年間で、在籍する児童生徒数が小学校で 4.3 倍、中学校で 3.5 倍と、国の 2.1 倍を上回り、増加が非常に顕著な状況です。

令和5年時点の設置校数は小・中学校合わせて 8 校となっており、児童生徒数は小・中学校合わせて 299 人となっています。

<特別支援学級の状況>

| | H25 | | | R5 | | | H25⇒R5 の増加率 (倍) | | |
|-----|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-----------------|-------------|---------------|
| | 設置校数 (校) | 学級数 (学級) | 児童生徒 数 (人) | 設置校数 (校) | 学級数 (学級) | 児童生徒 数 (人) | 設置校数 (校) | 学級数 (学級) | 児童生徒 数 (人) |
| 小学校 | 6 | 18 | 51 | 6 | 39 | 218 | <u>1.0</u> | <u>2.2</u> | <u>4.3</u> |
| 中学校 | 2 | 9 | 23 | 2 | 13 | 81 | <u>1.0</u> | <u>1.4</u> | <u>3.5</u> |
| 合計 | 8 | 27 | 74 | 8 | 52 | 299 | | | |

資料:教育委員会学務課(平成 25 年5月1日現在/令和 5 年 5 月 1 日現在)

2 各種調査結果からみる状況

1. アンケート調査結果からみる現状

(1) アンケート調査の目的

町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方に日頃の生活の様子や障がい者施策、障害福祉サービスなどに関するご意見をお聴きし、「第4期菊陽町障がい者計画」、「第7期菊陽町障がい福祉計画・第3期菊陽町障がい児福祉計画」に反映させることを目的に実施しました。

(2) 調査概要

◇調査対象者: 菊陽町在住の障害者手帳をお持ちの方 1,638 名

◇調査期間: 令和4年 12 月 12 日(月)~12 月 28 日(水)

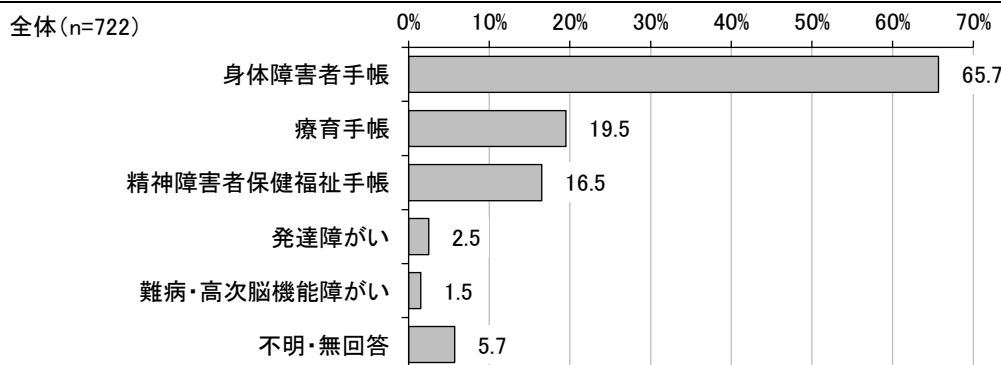
◇調査方法: 郵送配布・郵送回収による本人記入方式

(3) 結果の概要

① 回答者について

問. あなたがお持ちの手帳や障がいについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

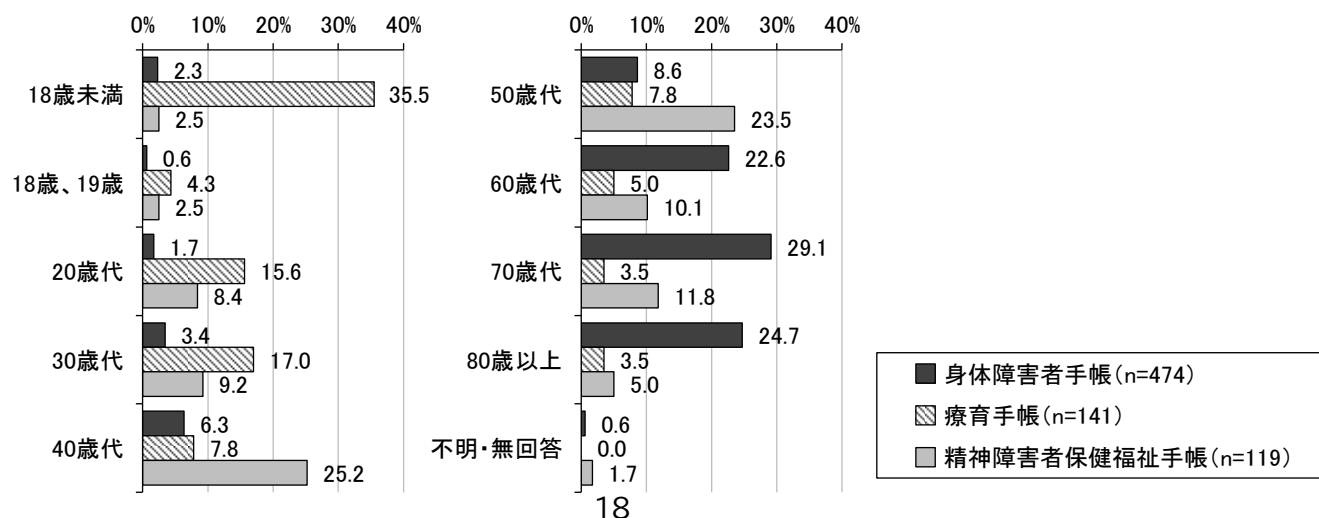
「身体障害者手帳」が 65.7%と最も高く、次いで「療育手帳」が 19.5%となっています。



問. あなたの年齢は、何歳ですか。(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「70 歳代」、療育手帳では「18 歳未満」、精神障害者保健福祉手帳では「40 歳代」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】

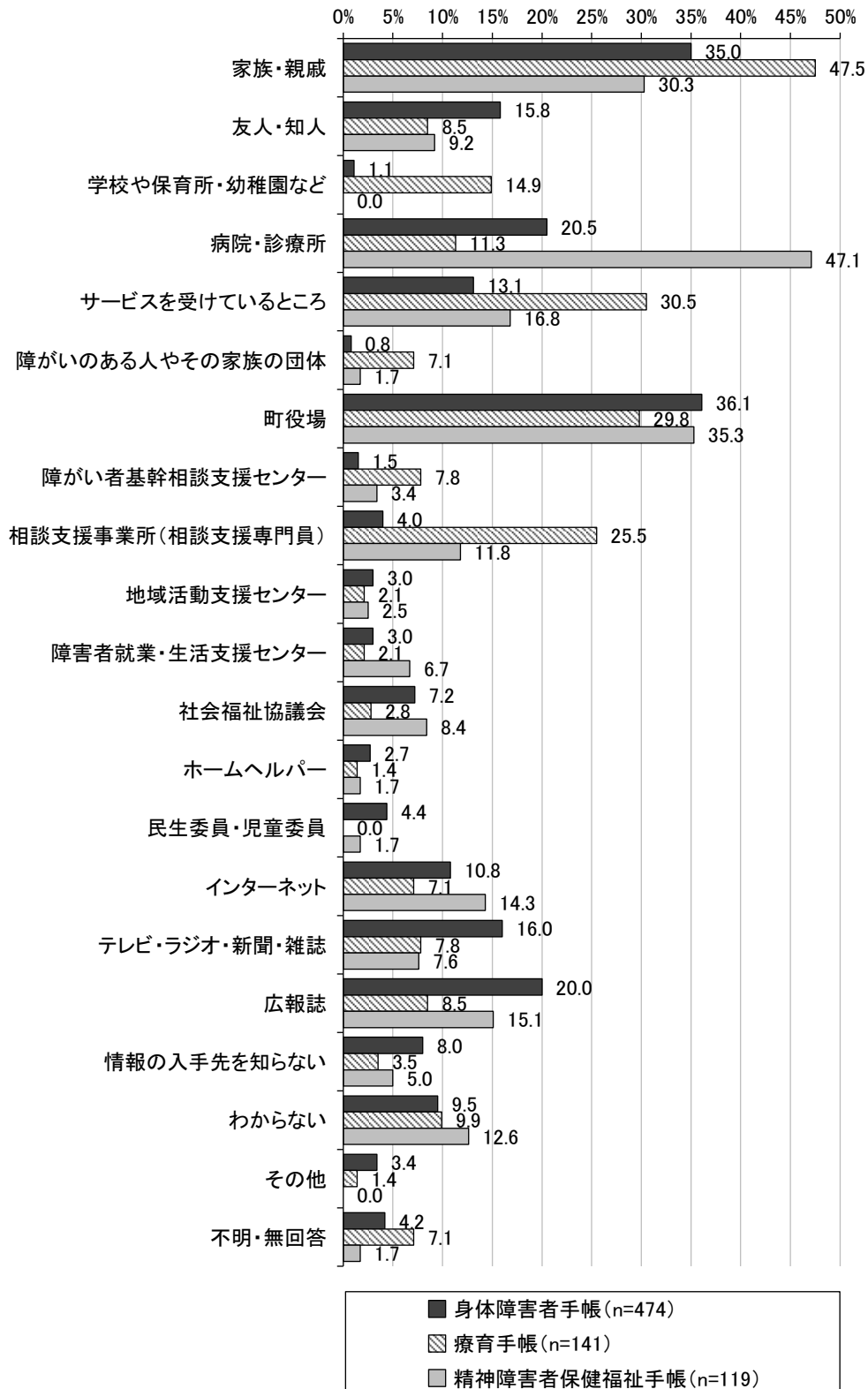


② 障がいへの理解や配慮について

問. 福祉に関するサービスなどについての情報をどこから入手していますか。(主なもの3つに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「町役場」、療育手帳では「家族・親戚」、精神障害者保健福祉手帳では「病院・診療所」が最も高くなっています。

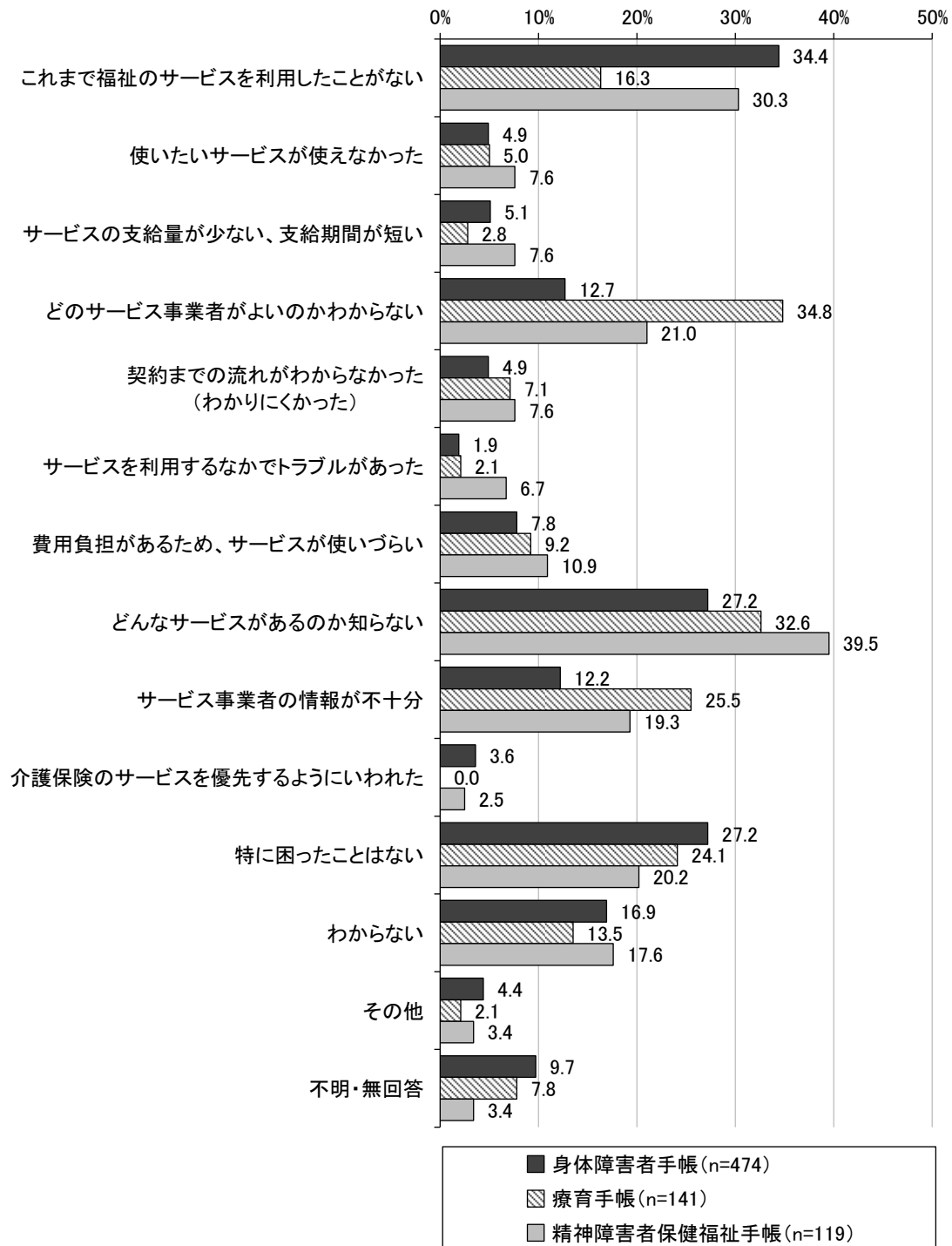
【所持手帳種類別】



問. 福祉のサービスを利用するとき何か困ったことがありましたか。(主なもの3つに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」、療育手帳では「どのサービス事業者がよいのかわからない」、精神障害者保健福祉手帳では「どんなサービスがあるのかわからない」が最も高くなっています。

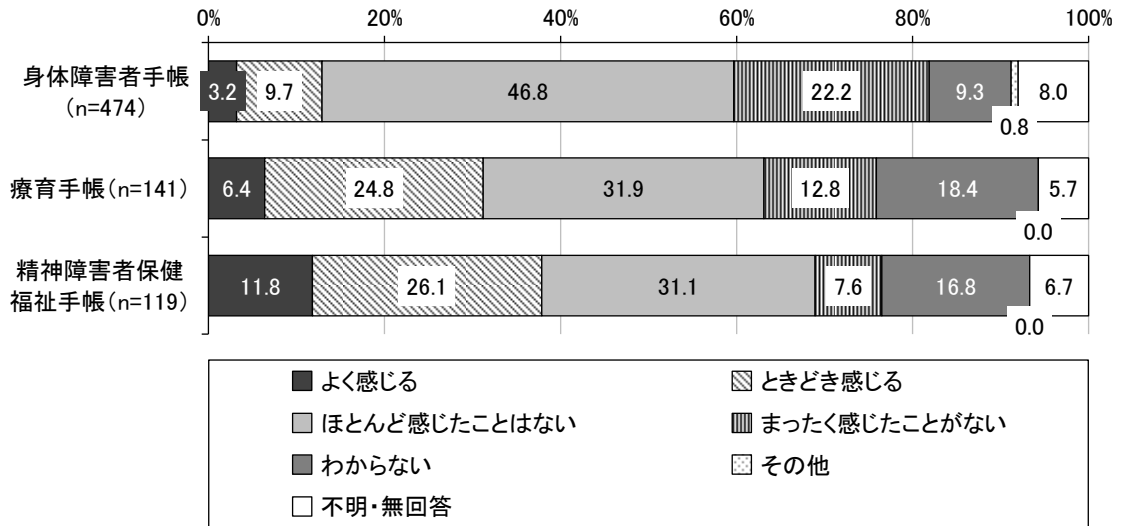
【所持手帳種類別】



問. 日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか。(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「ほとんど感じたことがない」が最も高くなっています。身体障害者手帳では「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる』の割合が12.9%と他と比較して低くなっています。

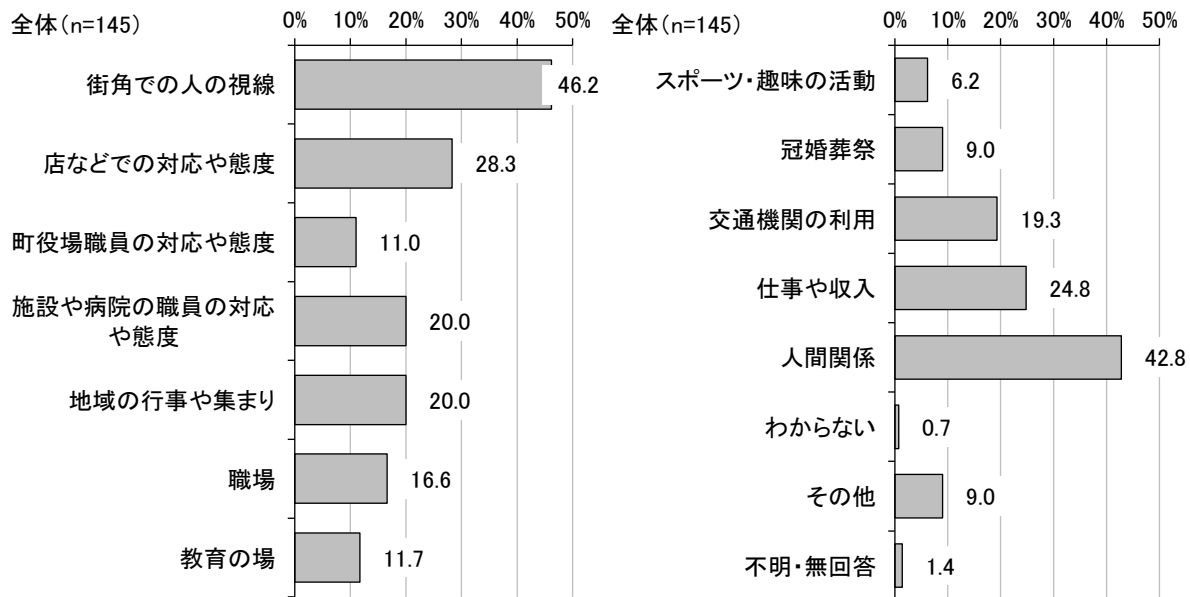
【所持手帳種類別】



前の問で「よく感じる」「ときどき感じる」に○をつけた方にお聞きます。

問. どのようなときにそれを感じましたか。(あてはまるものすべてに○)

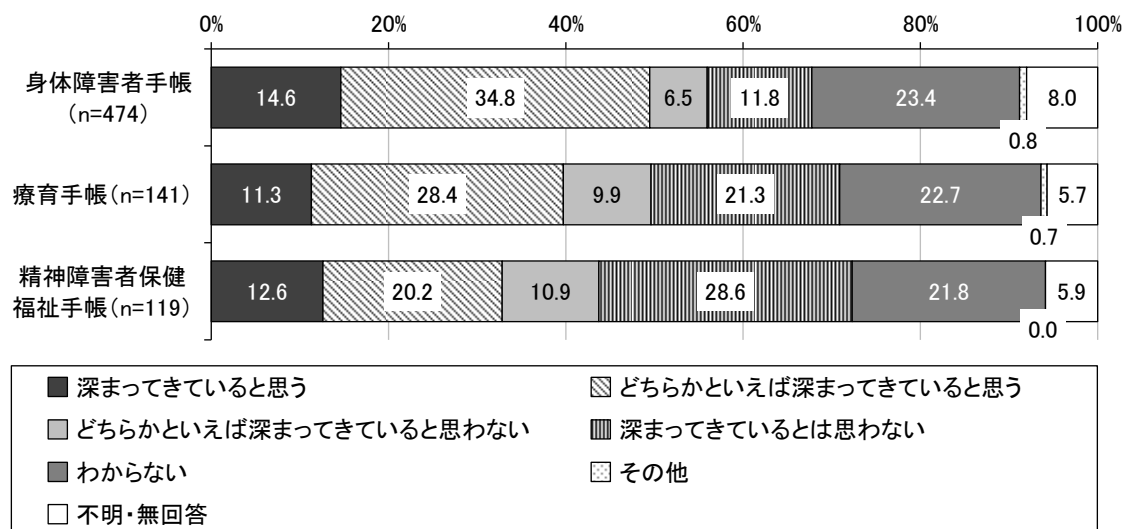
「街角での人の視線」が46.2%と最も高く、次いで「人間関係」が42.8%となっています。



問. 周囲の人の「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきていると思いますか。
(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、療育手帳では「どちらかといえば深まってきていると思う」、精神障害者保健福祉手帳では「深まってきているとは思わない」が最も高くなっています。

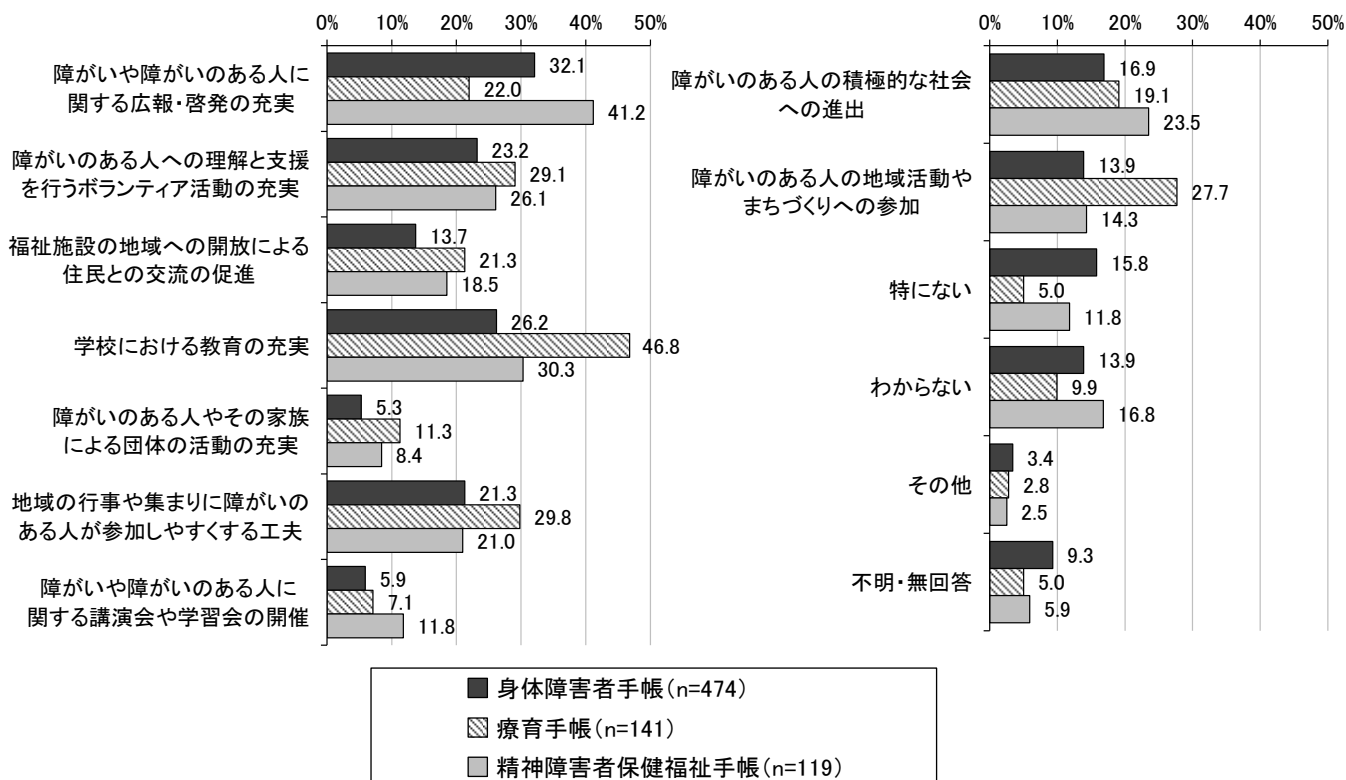
【所持手帳種類別】



問. 障がいや障がいのある人に対する町民の理解を深めるために必要だと思うことは、どのようなことですか。(主なもの3つに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実」、療育手帳では「学校における教育の充実」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】

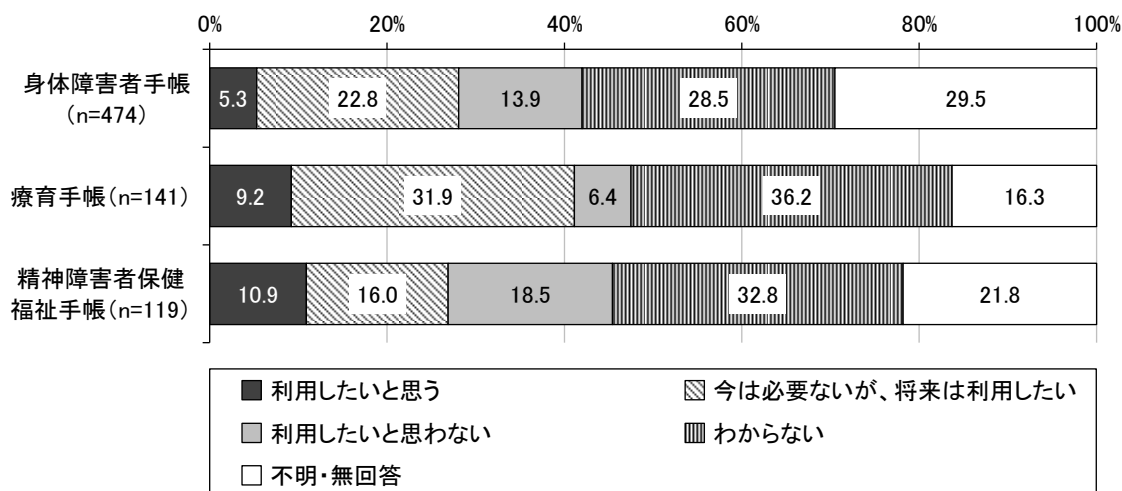


問. 今後、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用したいと思いますか。(1つだけ○)

(1)日常生活自立支援事業

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「わからない」が最も高く、次いで身体障害者手帳、療育手帳では「今は必要ないが、将来は利用したい」、精神障害者保健福祉手帳では「利用したいと思わない」となっています。

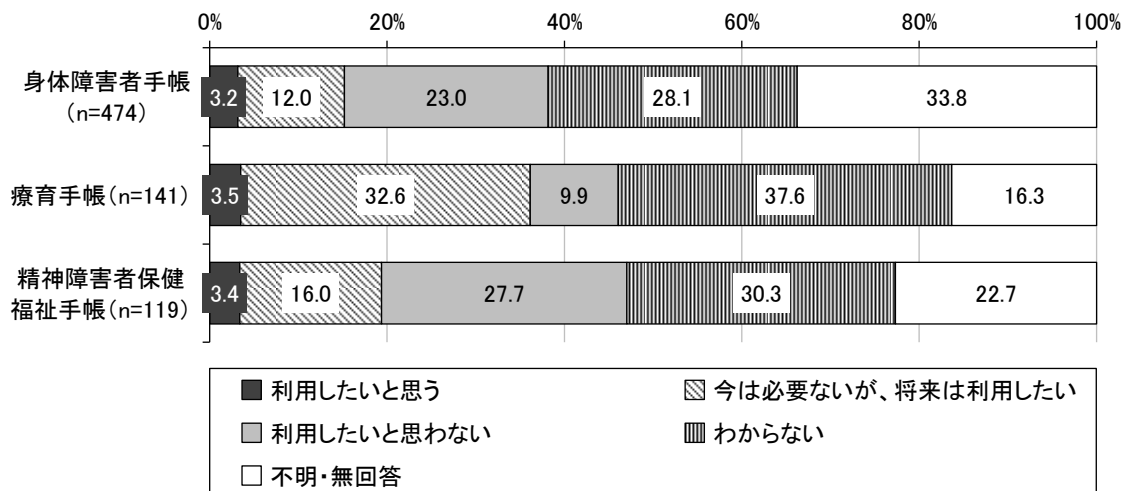
【所持手帳種類別】



(2)成年後見制度

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「わからない」が最も高く、次いで身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「利用したいと思わない」、療育手帳では「今は必要ないが、将来は利用したい」となっています。

【所持手帳種類別】

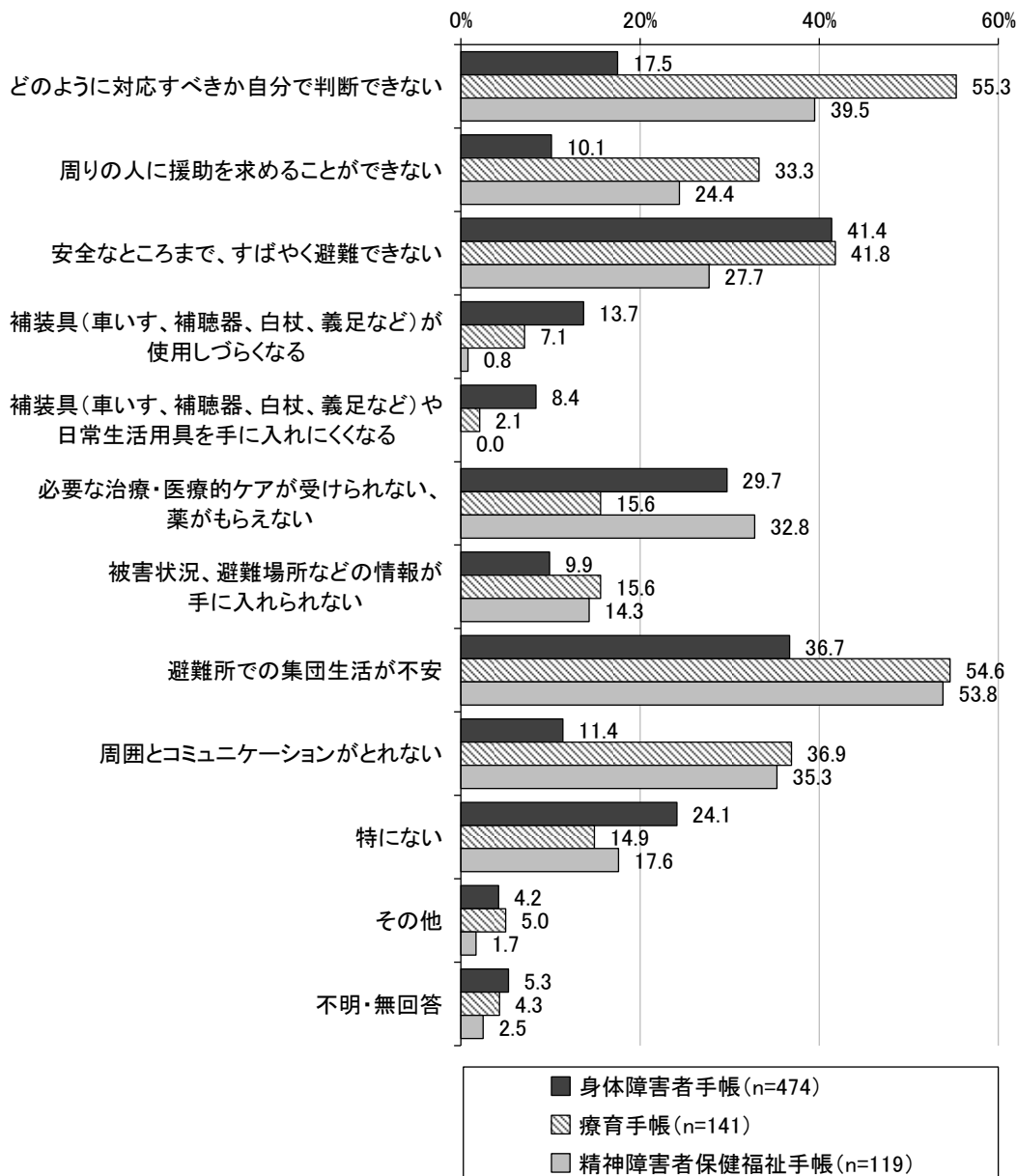


③ 防犯や防災について

問. 火事、台風や地震などが起こったとき、障がいがあることで困ること、心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「安全なところまで、すばやく避難できない」、療育手帳では「どのように対応すべきか自分で判断できない」、精神障害者保健福祉手帳では「避難所での集団生活が不安」が最も高くなっています。

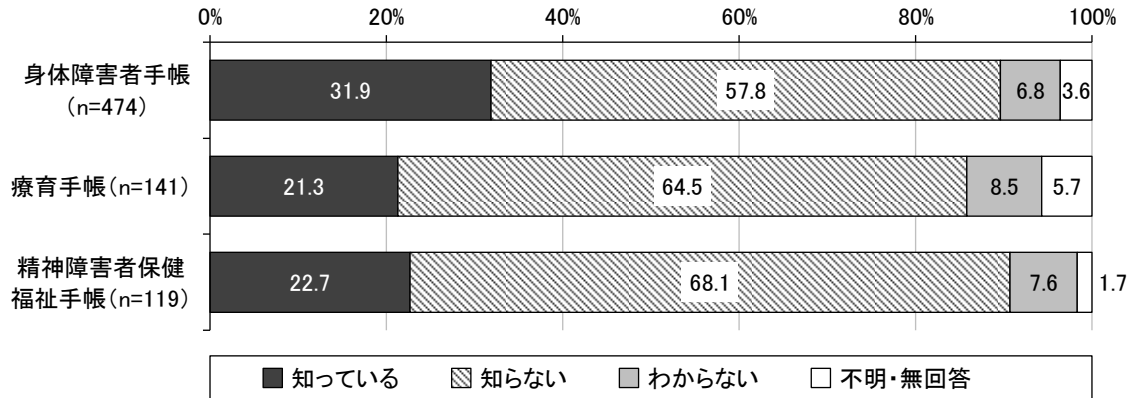
【所持手帳種類別】



問. 福祉避難所を知っていますか。(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「知らない」の割合が最も高くなっています。身体障害者手帳では「知っている」の割合が他と比較して高くなっています。

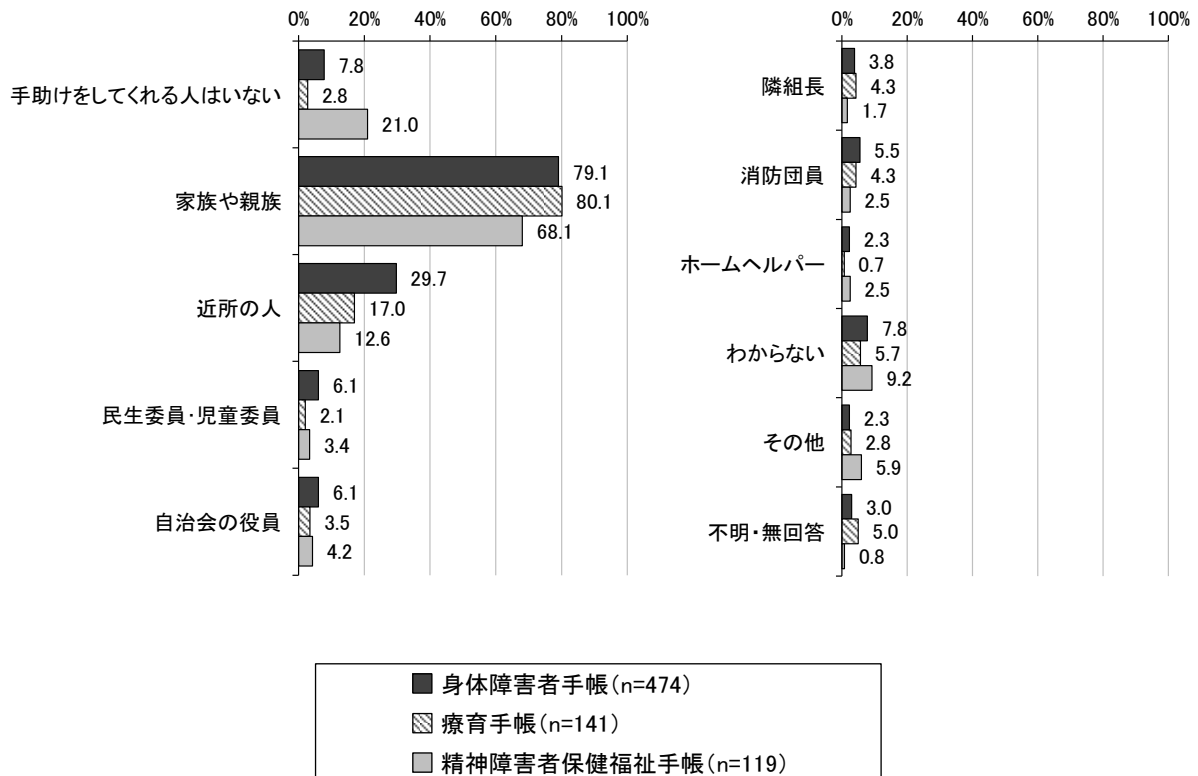
【所持手帳種類別】



問. あなたが家にいる間に、災害のため避難が必要になったとき、今後手助けをしてくれる人はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「家族や親族」が最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳では「手助けをしてくれる人はいない」の割合が他と比較して 10.0 ポイント以上高くなっています。

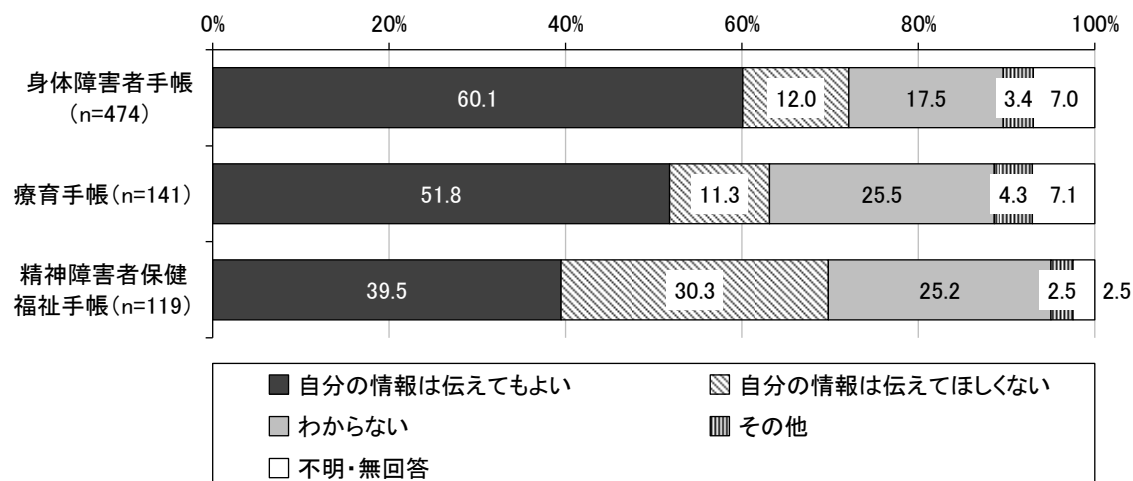
【所持手帳種類別】



問. 災害時の救援のために、あなたの障がいに関する情報を、あなたが了承する範囲で、自治会などに事前に伝えてもよいと思いますか。(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「自分の情報は伝えてもよい」が最も高く、特に身体障害者手帳では6割を超えています。精神障害者保健福祉手帳では「自分の情報は伝えてほしくない」の割合が他と比較して高くなっています。

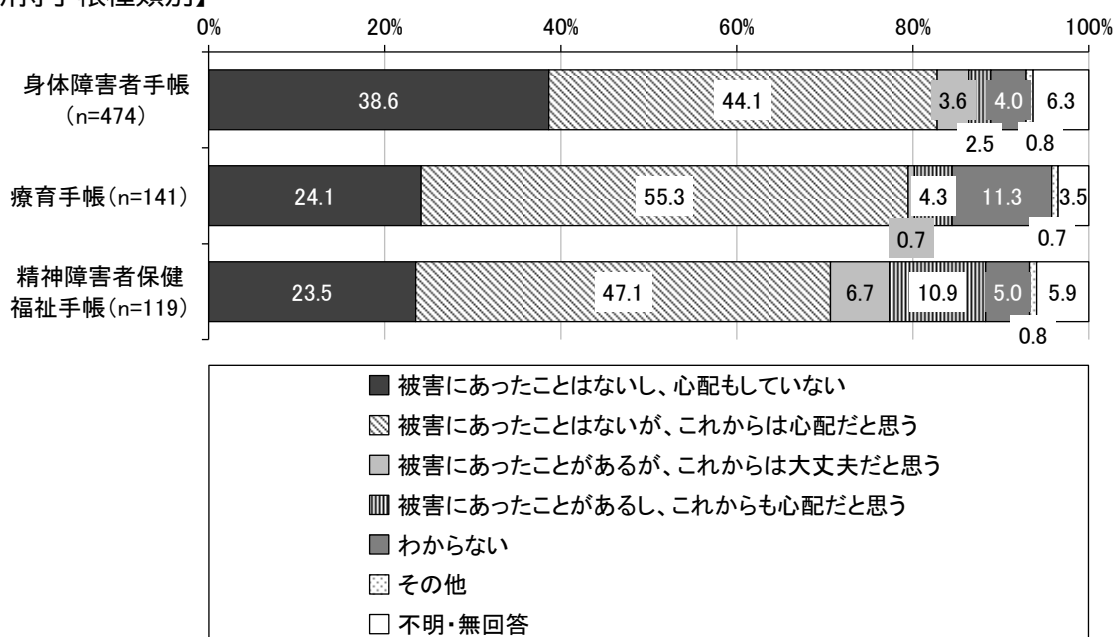
【所持手帳種類別】



問. あなたは訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあったことがありますか。また、被害にあうことが心配ですか。(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」が最も高くなっています。また、身体障害者手帳では「被害にあったことはないし、心配もしていない」の割合が他と比較して高くなっています。

【所持手帳種類別】



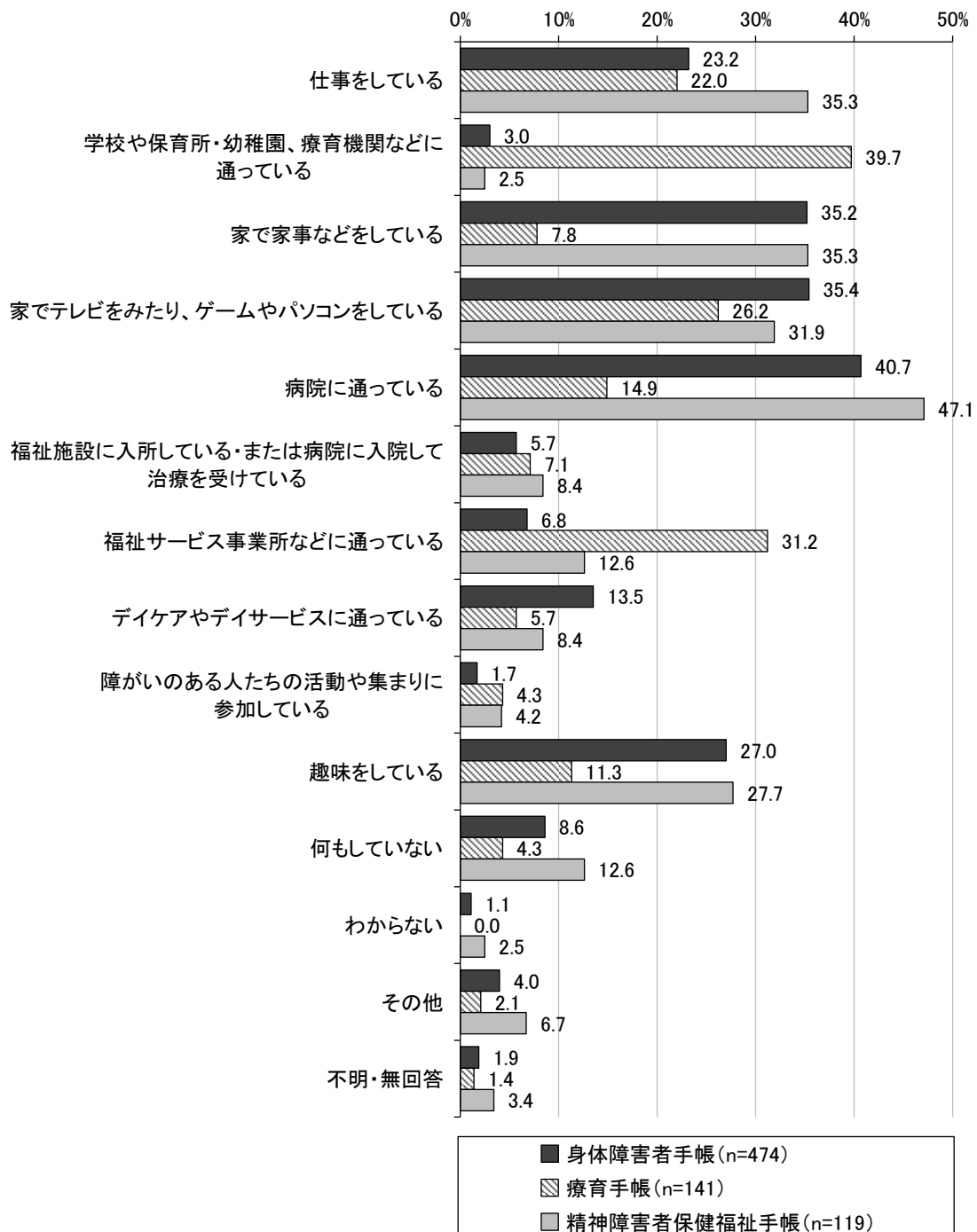
④ 多様な社会参加について

問. あなたは日中をどのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「病院に通っている」、療育手帳では「学校や保育所・幼稚園、療育機関などに通っている」が最も高くなっています。

また、年代別にみると、20歳未満では「学校や保育所・幼稚園、療育機関などに通っている」、20歳代、40歳代、50歳代では「仕事をしている」、30歳代では「家でテレビをみたり、ゲームやパソコンをしている」、60歳代以上では「病院に通っている」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】



【年代別】

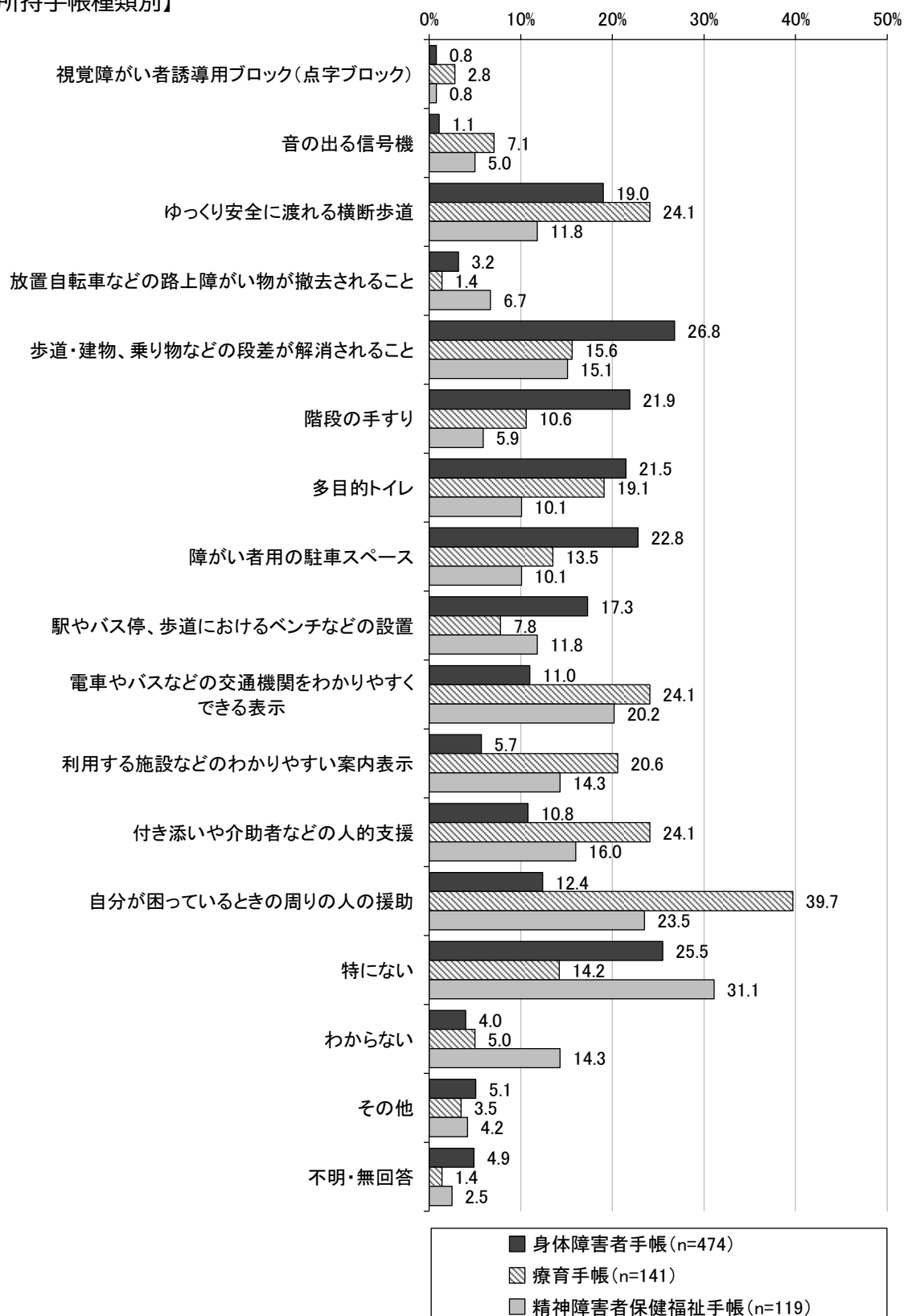
| 単位：% | | 仕事を している | 学校や 療育機 関など に通っ ている | 家で 家事な どをし ている | 家で ゲーム やパソ コンを してい る | 病院 に通っ ている | 福祉 施設に 入所し て、ま たは病 院に入 院し て治療 を受け ている | 福祉サ ービス 事業所 などに 通って いる |
|-----------|--------------|--------------------------|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------|------------------|--|---------------------------------------|
| 全体(n=722) | | 25.5 | 9.7 | 30.5 | 34.1 | 36.7 | 6.0 | 11.4 |
| 年代別 | 20歳未満(n=72) | 1.4 | 90.3 | 1.4 | 30.6 | 20.8 | 1.4 | 13.9 |
| | 20歳代(n=36) | 47.2 | 5.6 | 25.0 | 27.8 | 13.9 | 11.1 | 25.0 |
| | 30歳代(n=47) | 40.4 | 2.1 | 19.1 | 42.6 | 19.1 | 8.5 | 36.2 |
| | 40歳代(n=68) | 58.8 | 1.5 | 29.4 | 25.0 | 35.3 | 2.9 | 13.2 |
| | 50歳代(n=74) | 50.0 | 1.4 | 32.4 | 29.7 | 33.8 | 9.5 | 14.9 |
| | 60歳代(n=123) | 31.7 | 0.0 | 35.0 | 24.4 | 39.8 | 5.7 | 8.9 |
| | 70歳代(n=151) | 12.6 | 0.0 | 41.7 | 41.1 | 44.4 | 5.3 | 6.0 |
| | 80歳以上(n=123) | 4.9 | 0.0 | 35.0 | 43.1 | 48.8 | 6.5 | 3.3 |
| 単位：% | | デイ サービス に通っ ている | 障がい がある 人に参 加して いる活 動 | 趣味 をし てい る | 何も して いな い | わか らな い | そ の 他 | 不明 ・無 回答 |
| 全体(n=722) | | 11.8 | 2.4 | 24.5 | 8.2 | 1.1 | 4.2 | 2.1 |
| 年代別 | 20歳未満(n=72) | 13.9 | 0.0 | 5.6 | 1.4 | 0.0 | 0.0 | 2.8 |
| | 20歳代(n=36) | 0.0 | 2.8 | 25.0 | 5.6 | 0.0 | 5.6 | 2.8 |
| | 30歳代(n=47) | 8.5 | 6.4 | 17.0 | 8.5 | 2.1 | 4.3 | 0.0 |
| | 40歳代(n=68) | 7.4 | 4.4 | 26.5 | 7.4 | 1.5 | 5.9 | 0.0 |
| | 50歳代(n=74) | 8.1 | 4.1 | 20.3 | 8.1 | 0.0 | 6.8 | 1.4 |
| | 60歳代(n=123) | 6.5 | 0.0 | 22.8 | 9.8 | 0.8 | 4.1 | 1.6 |
| | 70歳代(n=151) | 13.2 | 2.6 | 32.5 | 7.3 | 1.3 | 3.3 | 4.0 |
| | 80歳以上(n=123) | 22.0 | 2.4 | 30.9 | 13.0 | 1.6 | 4.1 | 2.4 |

問. あなたが外出することを考えたとき、充実してほしいことはありますか。

(主なもの3つに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」、療育手帳では「自分が困っているときの周りの人の援助」、精神障害者保健福祉手帳では「特にない」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】

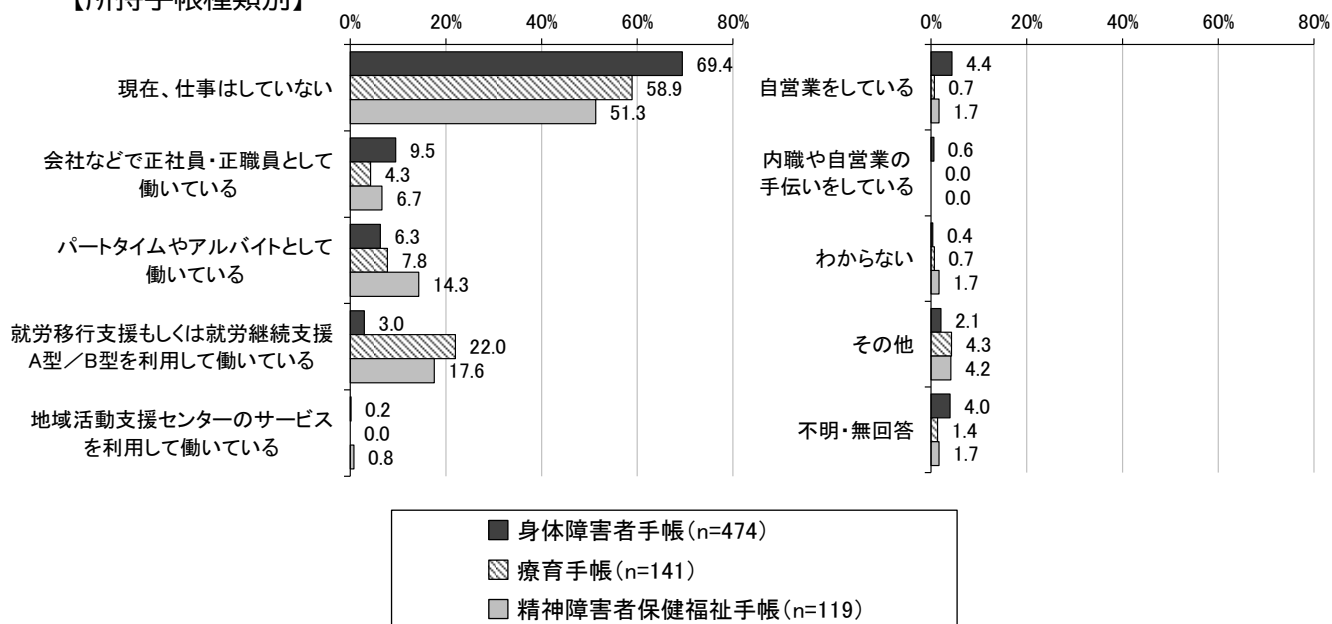


問. 現在、あなたはどのような仕事をしていますか。(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「現在、仕事はしていない」が最も高くなっています。また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「就労移行支援もしくは就労継続支援A型/B型を利用して働いている」の割合が身体障害者手帳と比較して高くなっています。

また、年代別にみると、20歳代では「パートタイムやアルバイトとして働いている」、それ以外の年代では「現在、仕事はしていない」が最も高くなっています。また、20歳代、40歳代、50歳代では「会社などで正社員・正職員として働いている」が2割台と他の年代に比べ高くなっています。

【所持手帳種類別】



【年代別】

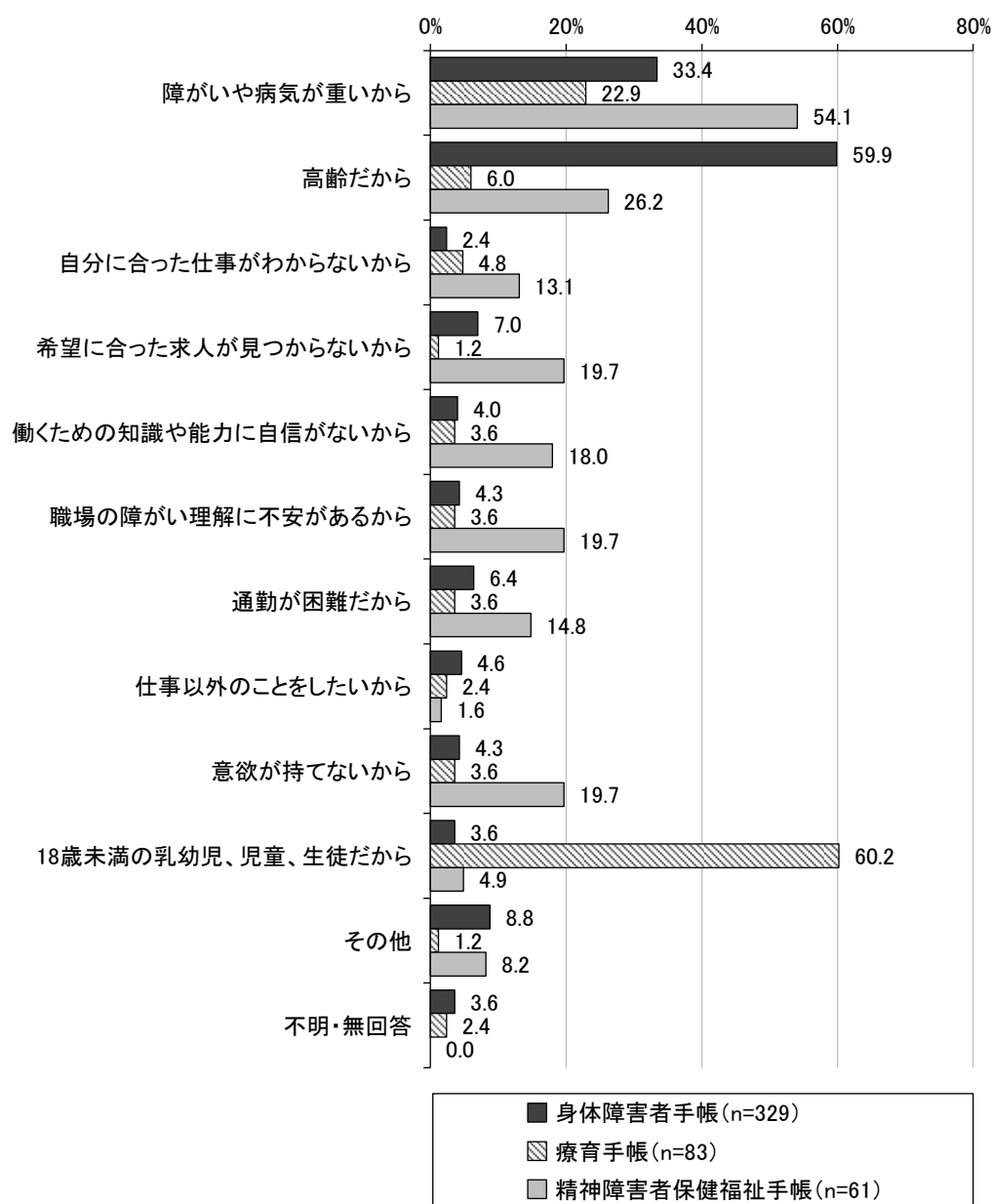
| 単位: % | 現在、仕事はしていない | 会社などで働いている正社員・正職員と | パートタイムやアルバイトと | 就労移行支援A型/B型を利用して就労継続 | 地域活動支援センターのサービス | 自営業をしている | 内職や自営業の手伝いをしている | わからない | その他 | 不明・無回答 |
|-------|---------------|--------------------|---------------|----------------------|-----------------|----------|-----------------|-------|-----|--------|
| | 全体 (n=722) | 64.3 | 8.6 | 7.9 | 8.3 | 0.3 | 3.5 | 0.4 | 0.3 | 2.9 |
| 年代別 | 20歳未満 (n=72) | 93.1 | 0.0 | 1.4 | 1.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.4 | 2.8 |
| | 20歳代 (n=36) | 22.2 | 22.2 | 25.0 | 22.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 8.3 | 0.0 |
| | 30歳代 (n=47) | 42.6 | 8.5 | 10.6 | 31.9 | 0.0 | 2.1 | 0.0 | 4.3 | 0.0 |
| | 40歳代 (n=68) | 30.9 | 26.5 | 19.1 | 17.6 | 0.0 | 1.5 | 0.0 | 1.5 | 2.9 |
| | 50歳代 (n=74) | 43.2 | 20.3 | 10.8 | 17.6 | 1.4 | 2.7 | 0.0 | 1.4 | 2.7 |
| | 60歳代 (n=123) | 61.8 | 10.6 | 11.4 | 8.1 | 0.0 | 5.7 | 0.0 | 1.6 | 0.8 |
| | 70歳代 (n=151) | 78.1 | 1.3 | 3.3 | 0.7 | 0.7 | 5.3 | 1.3 | 2.0 | 7.3 |
| | 80歳以上 (n=123) | 86.2 | 0.0 | 0.8 | 0.0 | 0.0 | 3.3 | 0.8 | 4.1 | 4.9 |

前の問で「現在、仕事はしていない」に○をつけた方にお聞きします。

問. あなたが就労していない理由はなんですか。(あてはまるものすべてに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「高齢だから」、療育手帳では「18歳未満の乳幼児、児童、生徒だから」、精神障害者保健福祉手帳では「障がいや病気が重いから」が最も高くなっています。

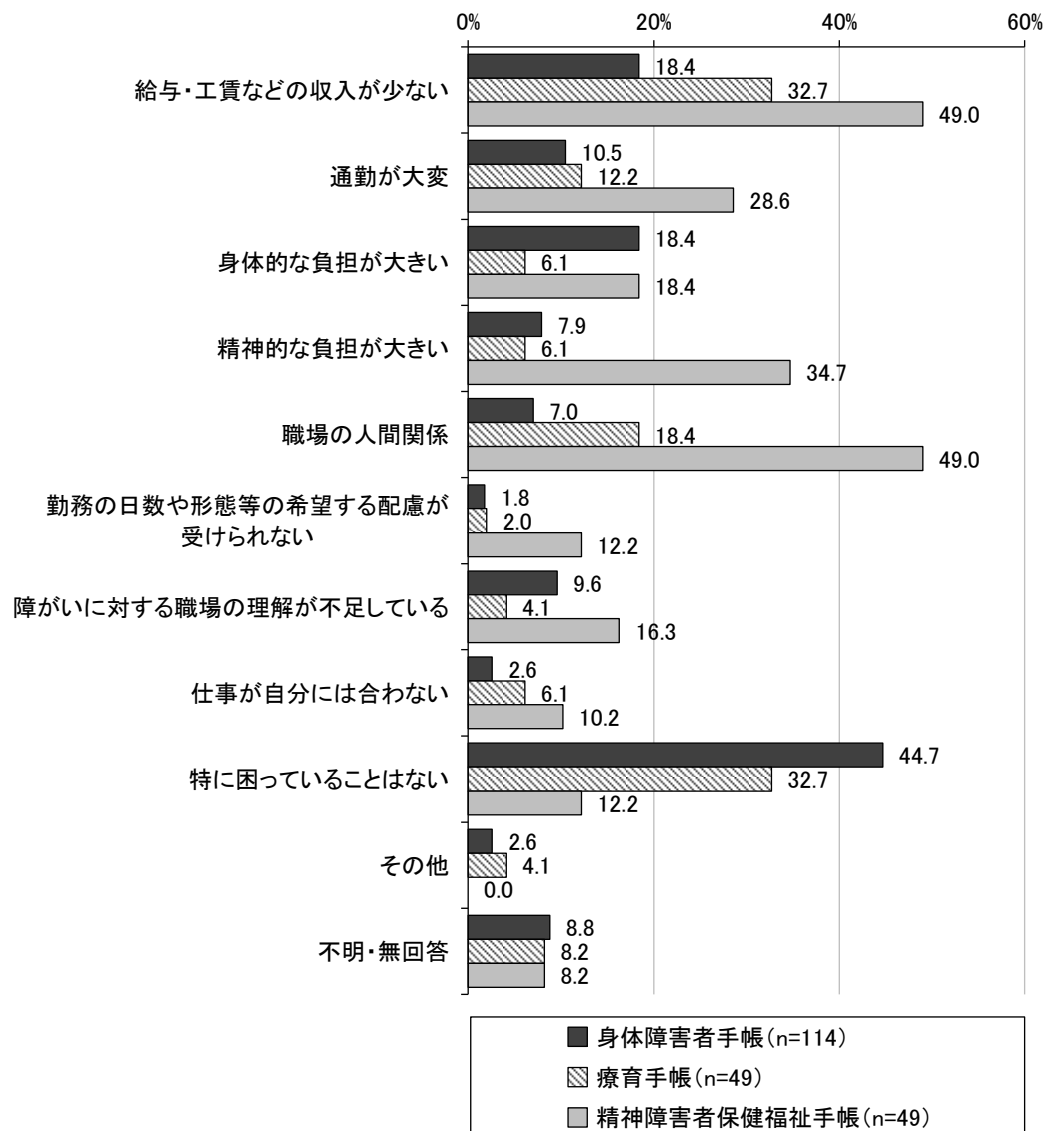
【所持手帳種類別】



前の問で「現在、仕事はしていない」、「わからない」、「その他」以外に○をつけた方にお聞きします。
 問. あなたが仕事をする上で困っていることはなんですか。(あてはまるものすべてに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「特に困っていることはない」、療育手帳では「給与・工賃などの収入が少ない」、「特に困っていることはない」、精神障害者保健福祉手帳では「給与・工賃などの収入が少ない」、「職場の人間関係」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳では「特に困っていることはない」の割合が他と比較して 20.0 ポイント以上低くなっています。

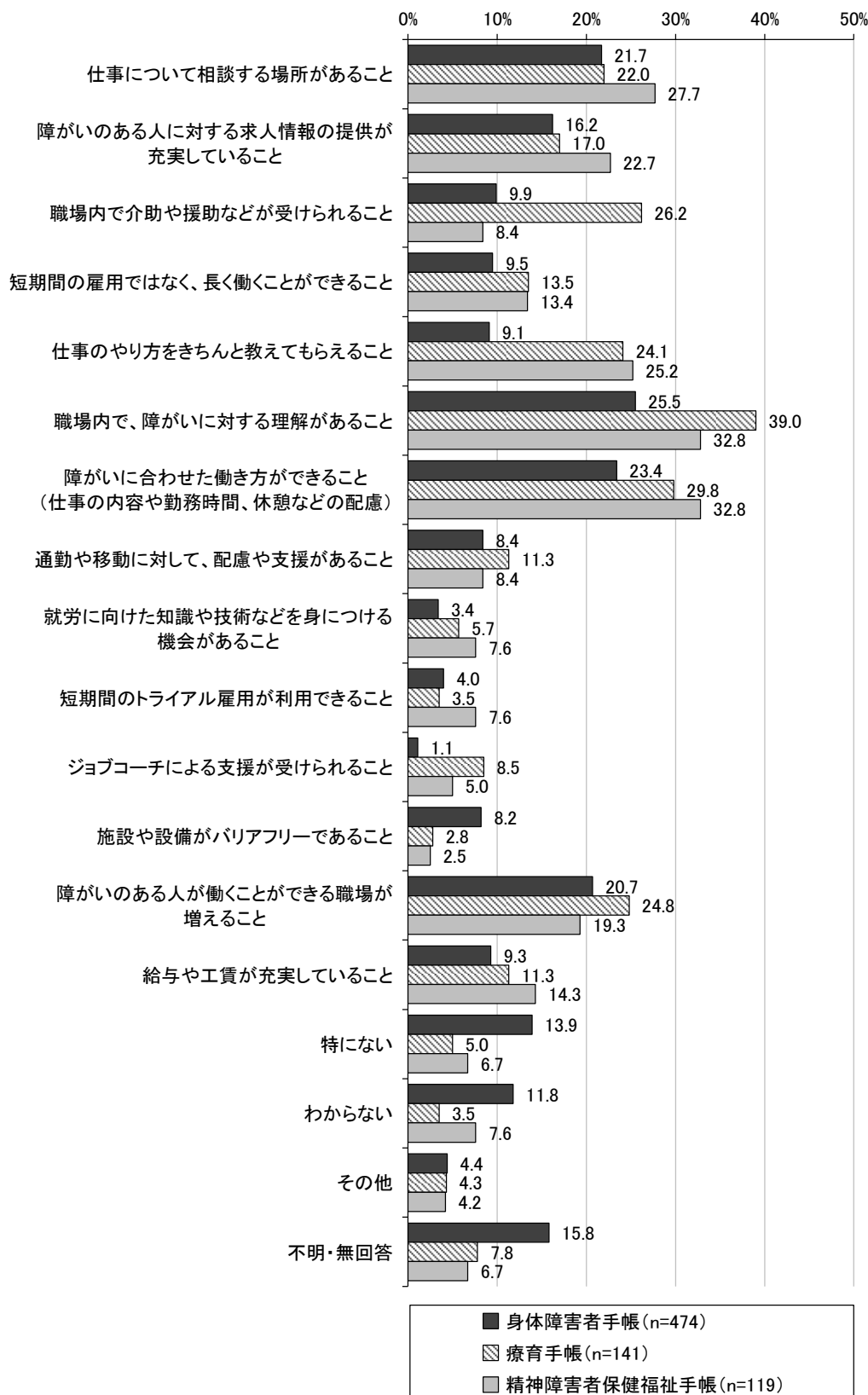
【所持手帳種類別】



問. 障がいのある人が働く場合、どのような配慮が必要だと思いますか。(主なもの3つに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、療育手帳では「職場内で、障がいに対する理解があること」、精神障害者保健福祉手帳では「職場内で、障がいに対する理解があること」、「障がいに合わせて働き方ができること(仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮)」が最も高くなっています。

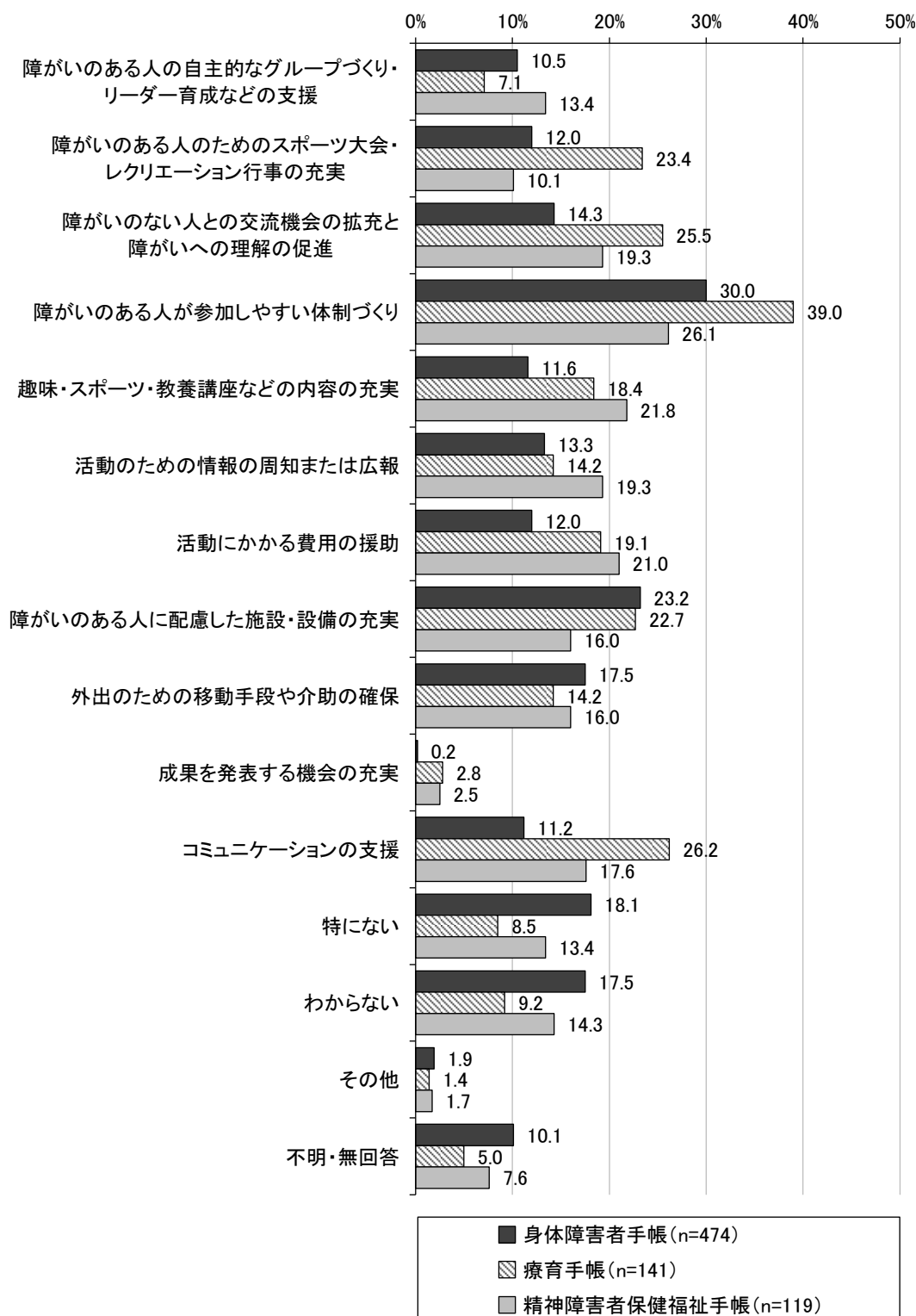
【所持手帳種類別】



問. 障がいのある人の文化・スポーツ活動などをより一層活発にするために、どのようなことが必要だと思いますか。(主なもの3つに○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「障がいのある人が参加しやすい体制づくり」が最も高くなっています。また、療育手帳では「障がいのある人のためのスポーツ大会・レクリエーション行事の充実」の割合が他と比較して10.0ポイント以上高くなっています。

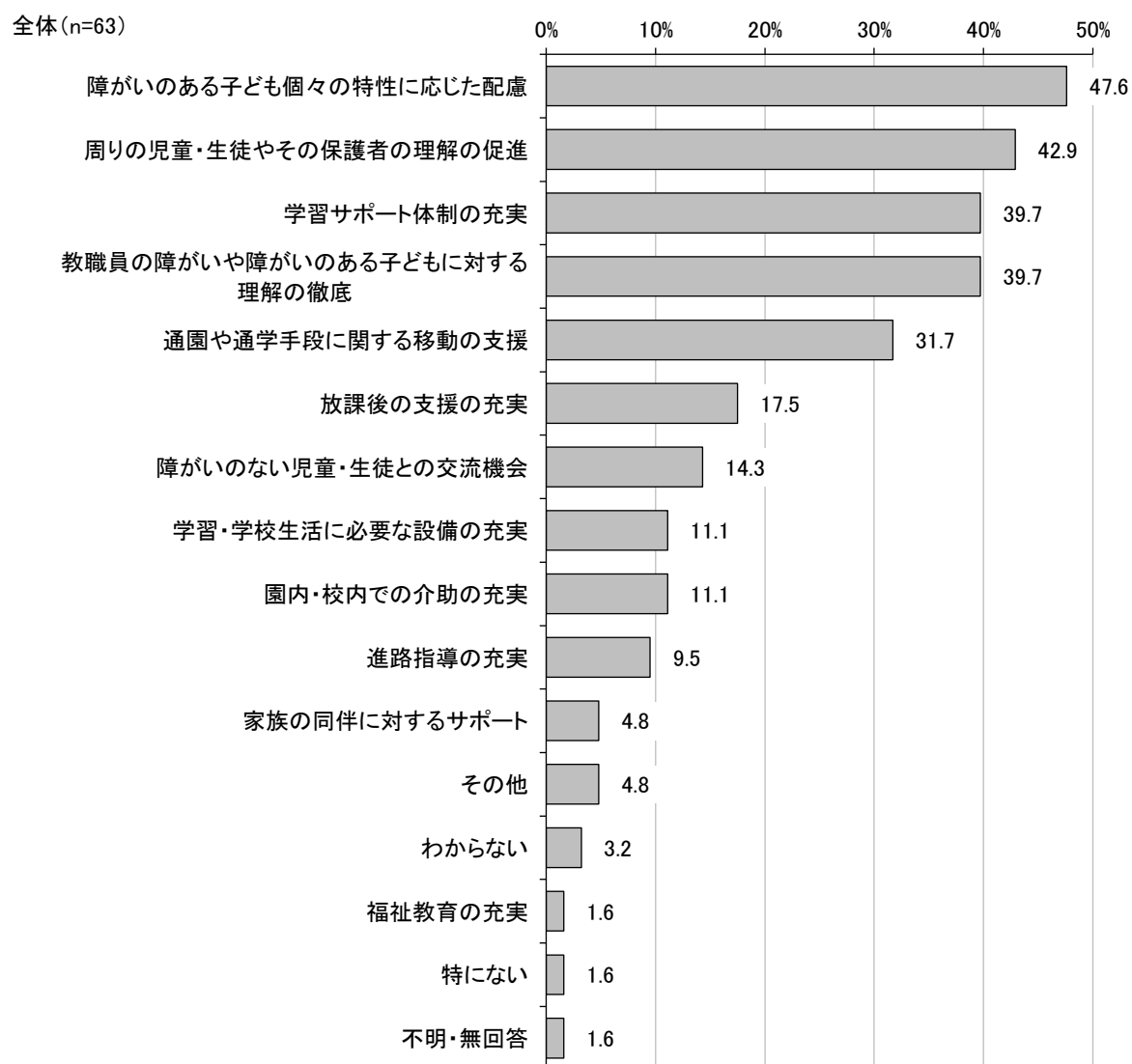
【所持手帳種類別】



⑤ 障がい児支援について

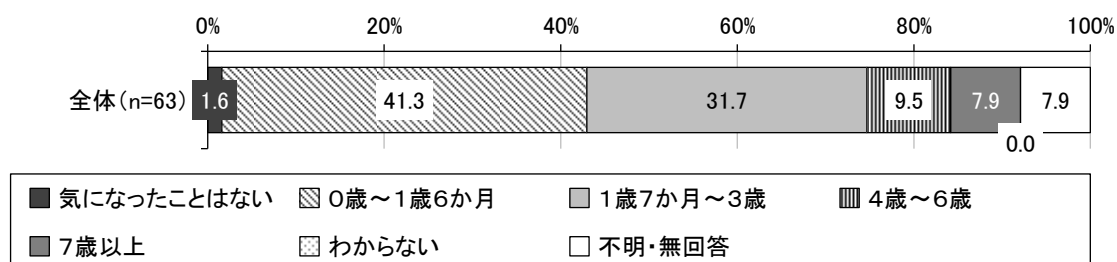
問. 障がいのある子どもが学校や保育所・幼稚園などでの生活を送る上で、必要だと思うことは、どのようなことですか。(主なもの3つに○)

「障がいのある子ども個々の特性に応じた配慮」が 47.6%と最も高く、次いで「周りの児童・生徒やその保護者の理解の促進」が 42.9%となっています。



問. はじめてお子さんの発達が心配になったときのお子さんの年齢は何歳ですか。(1つだけ○)

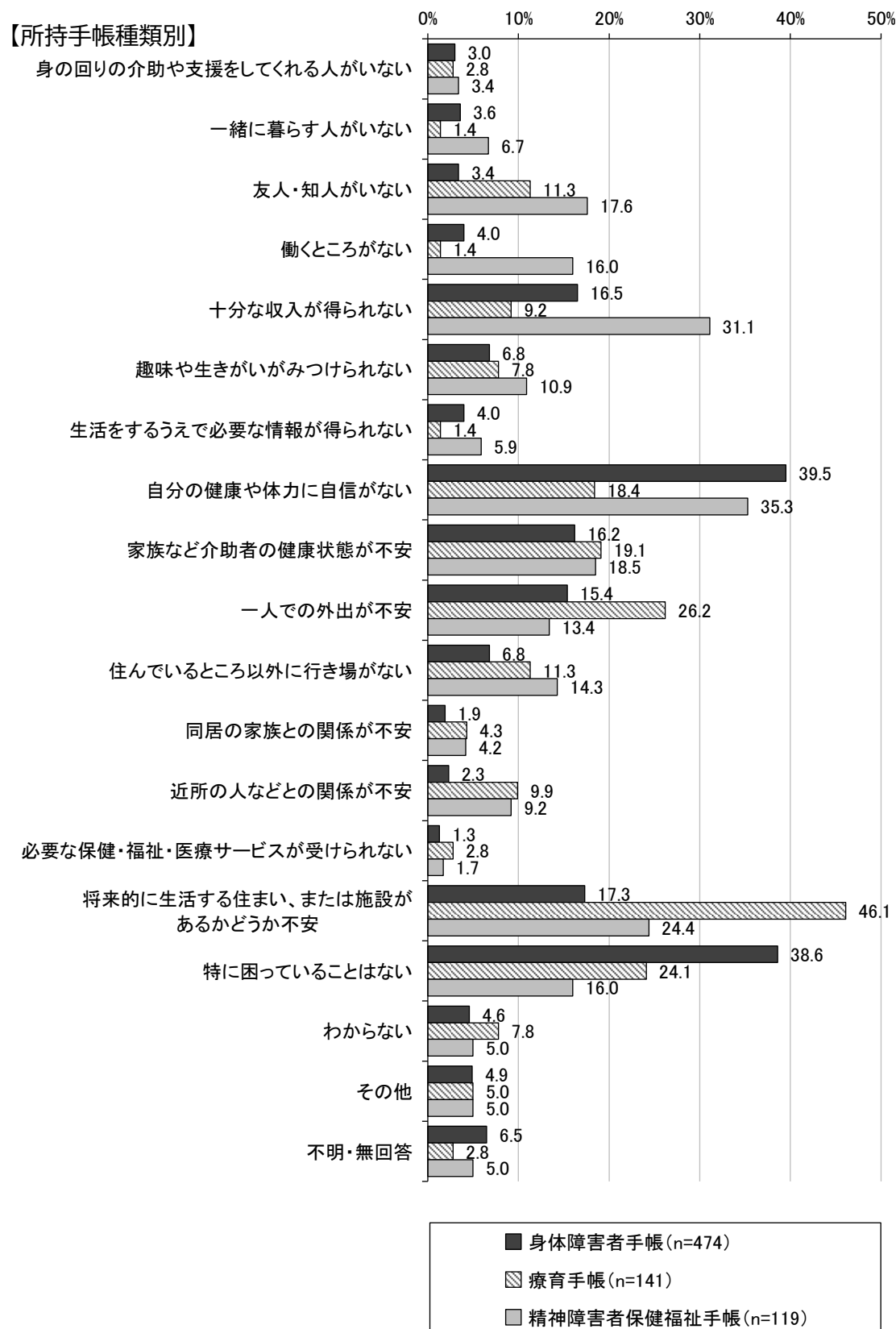
「0歳～1歳6か月」が 41.3%と最も高く、次いで「1歳7か月～3歳」が 31.7%となっています。



⑥ 生活支援について

問. 現在の生活で困っていることや不安なことはどのようなことですか。(主なもの3つに○)

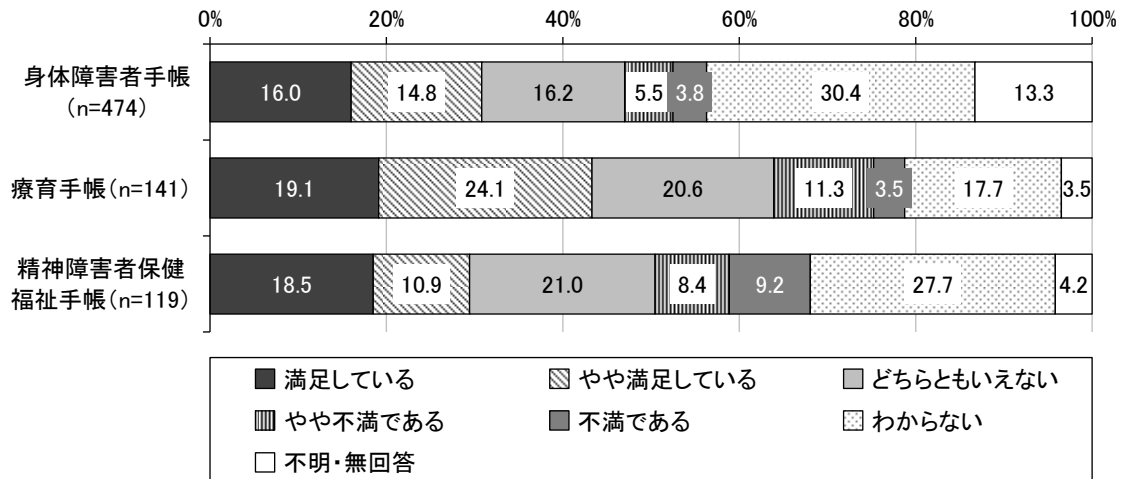
所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「自分の健康や体力に自信がない」、療育手帳では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が最も高くなっています。



問. 現在提供されている障害福祉サービスに満足していますか。(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「満足している」が「不満である」を上回っています。特に療育手帳では「満足している」、「やや満足している」が43.2%と他と比較して高くなっています。

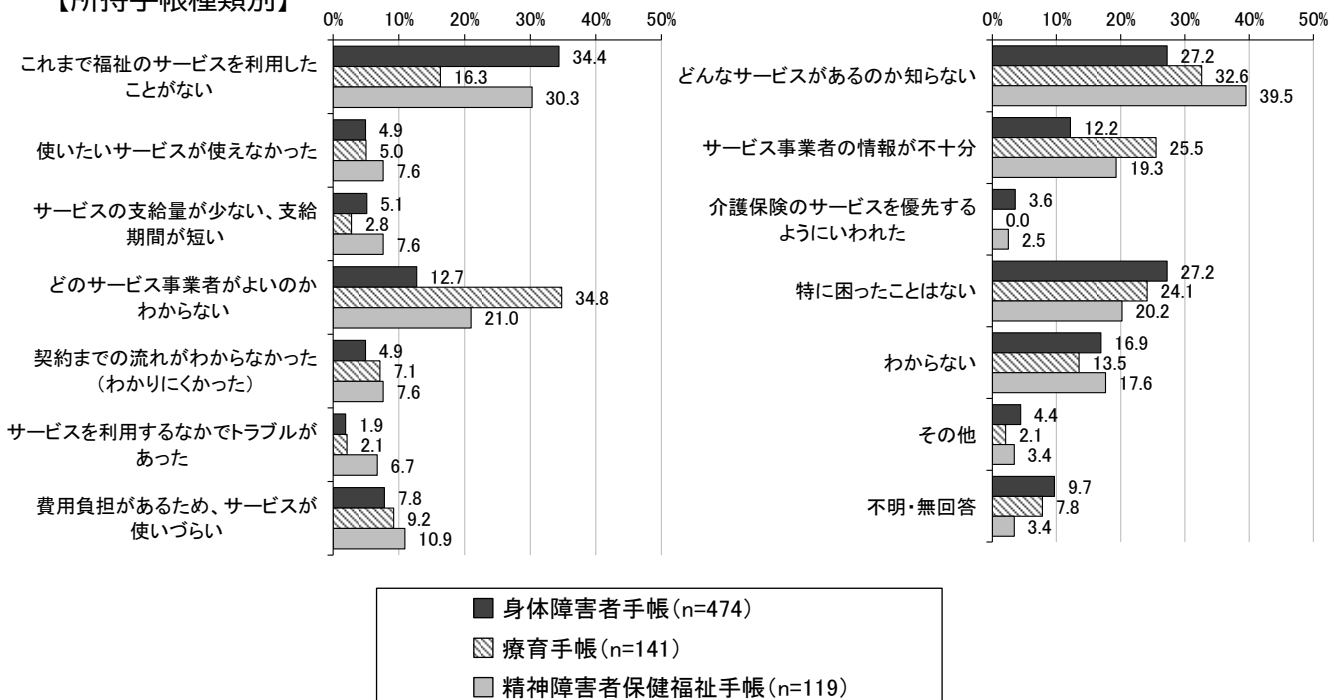
【所持手帳種類別】



問. 福祉のサービスを利用するとき何か困ったことがありましたか。(主なもの3つに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」、療育手帳では「どのサービス事業者がよいかわからない」、精神障害者保健福祉手帳では「どんなサービスがあるのか知らない」が最も高くなっています。

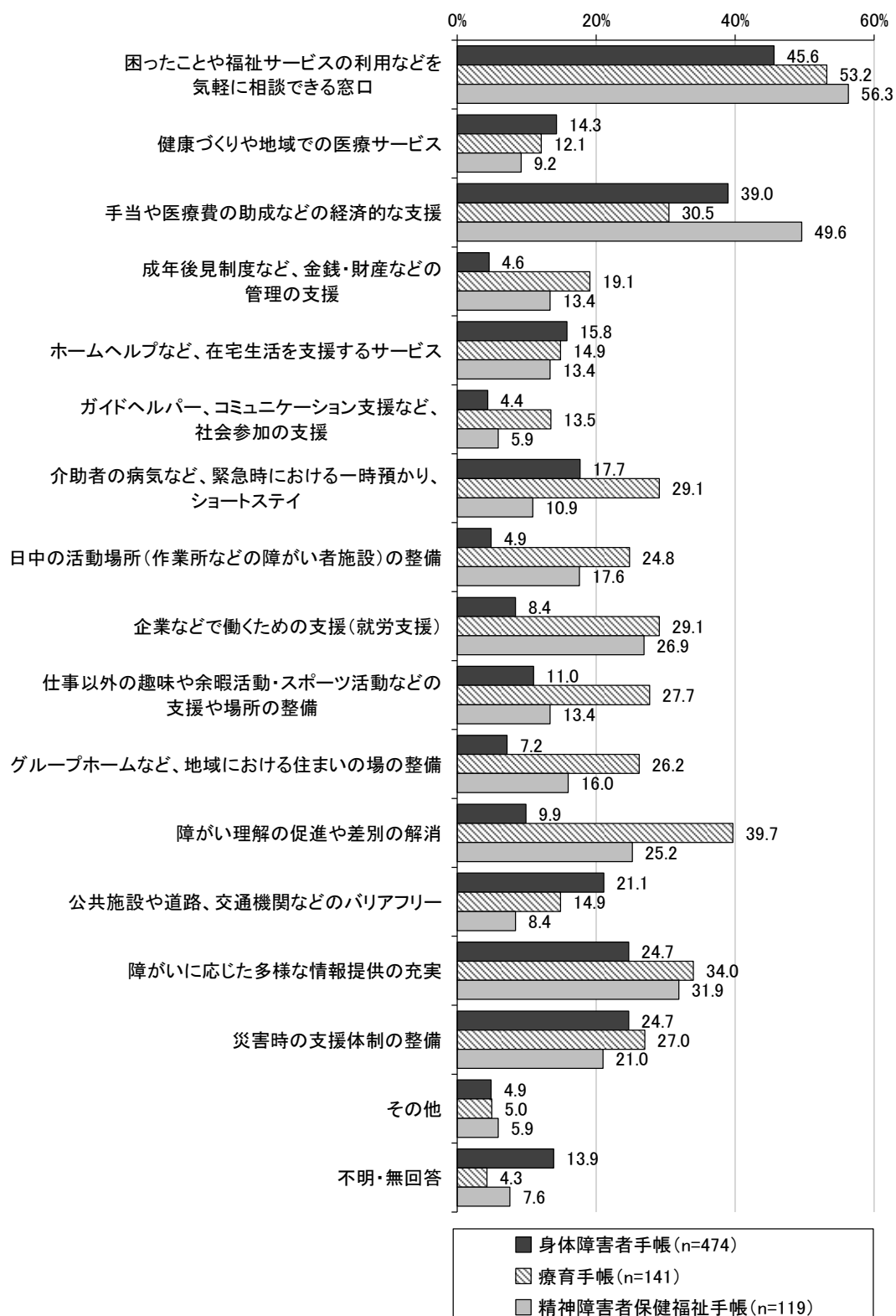
【所持手帳種類別】



問. 菊陽町の障害者福祉施策(サービス)をより充実していくために、特に重要と考える取り組みは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「困ったことや福祉サービスの利用などを気軽に相談できる窓口」が最も高く、次いで身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「手当や医療費の助成などの経済的な支援」、療育手帳では「障がい理解の促進や差別の解消」となっています。

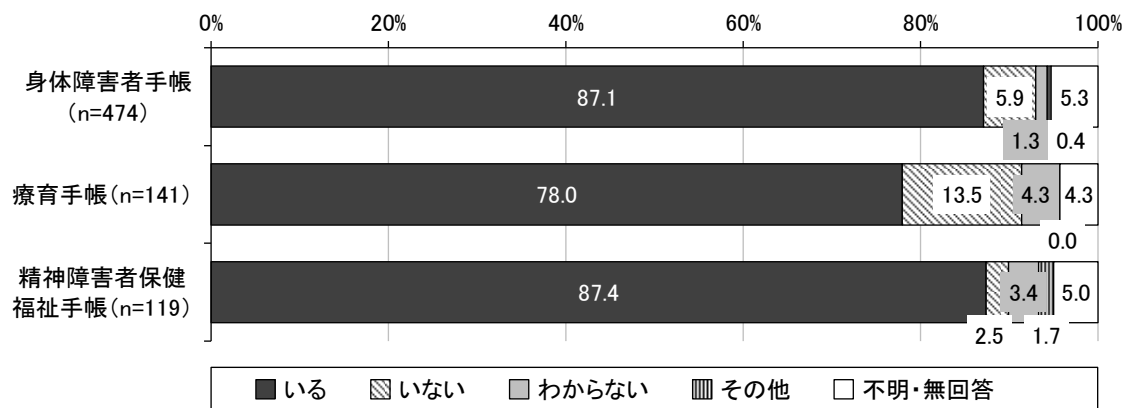
【所持手帳種類別】



問. あなたには普段治療を受けたり、日常の健康について相談ができる「かかりつけの医師(病院・診療所)」がいますか(ありますか)。(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「いる」が最も高くなっています。また、療育手帳では「いない」の割合が他と比較してやや高くなっています。

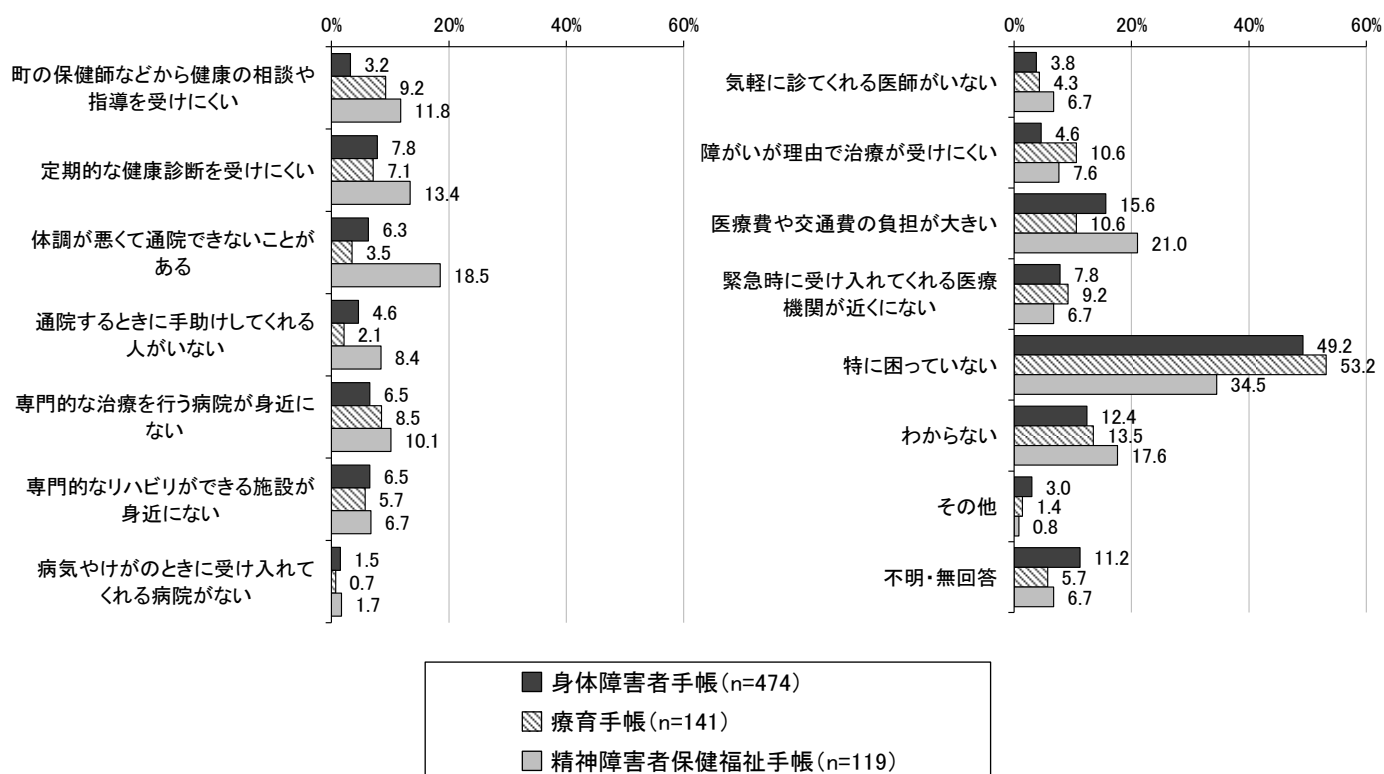
【所持手帳種類別】



問. あなたが保健や医療について困っていることは、どのようなことですか。(主なものを3つに○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「特に困っていない」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳では「体調が悪くて通院できないことがある」の割合が他と比較して10.0ポイント以上高くなっています。

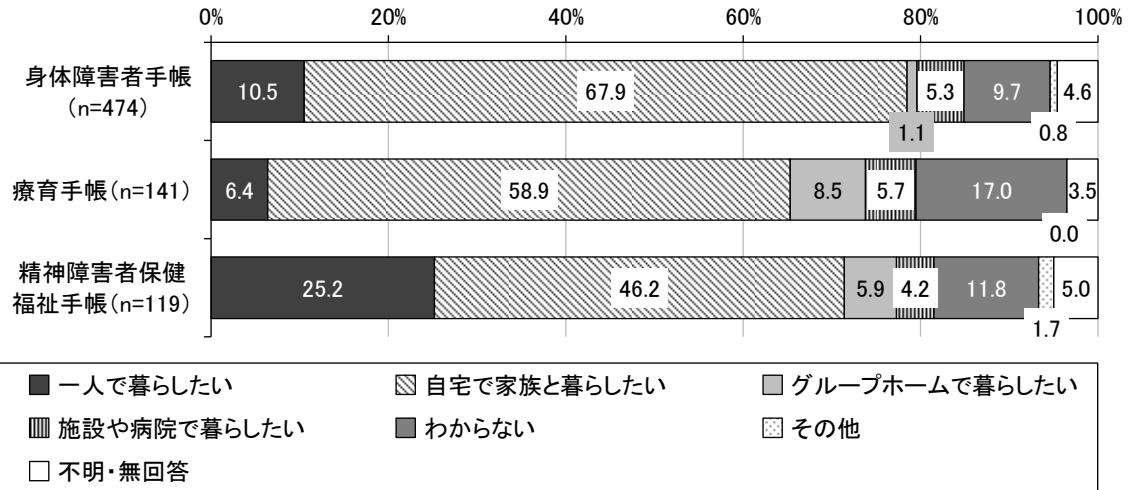
【所持手帳種類別】



問. あなたは今後、どのように暮らしたいですか。(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「自宅で家族と暮らしたい」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳では「一人で暮らしたい」の割合が他と比較して高くなっています。

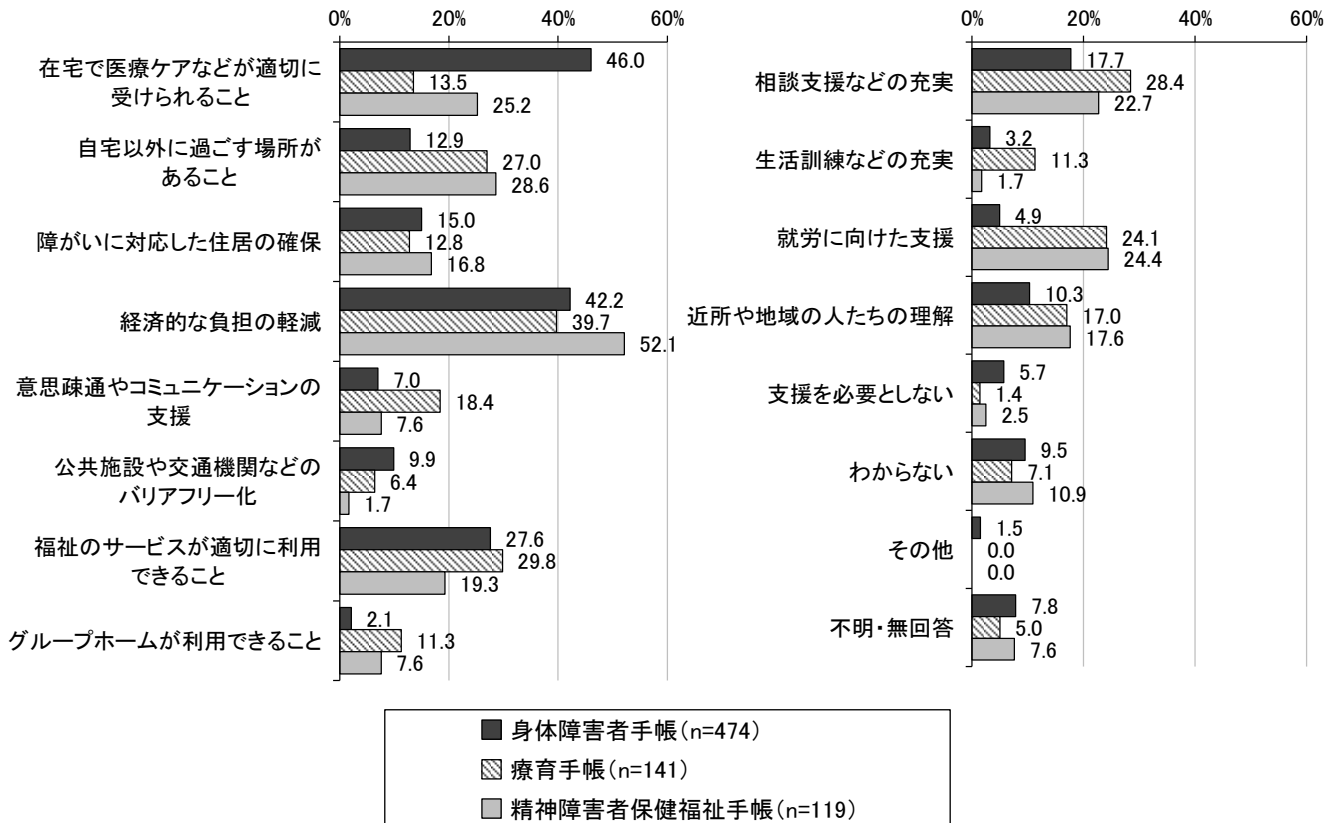
【所持手帳種類別】



問. あなたが自宅など、地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか。(主なもの3つに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

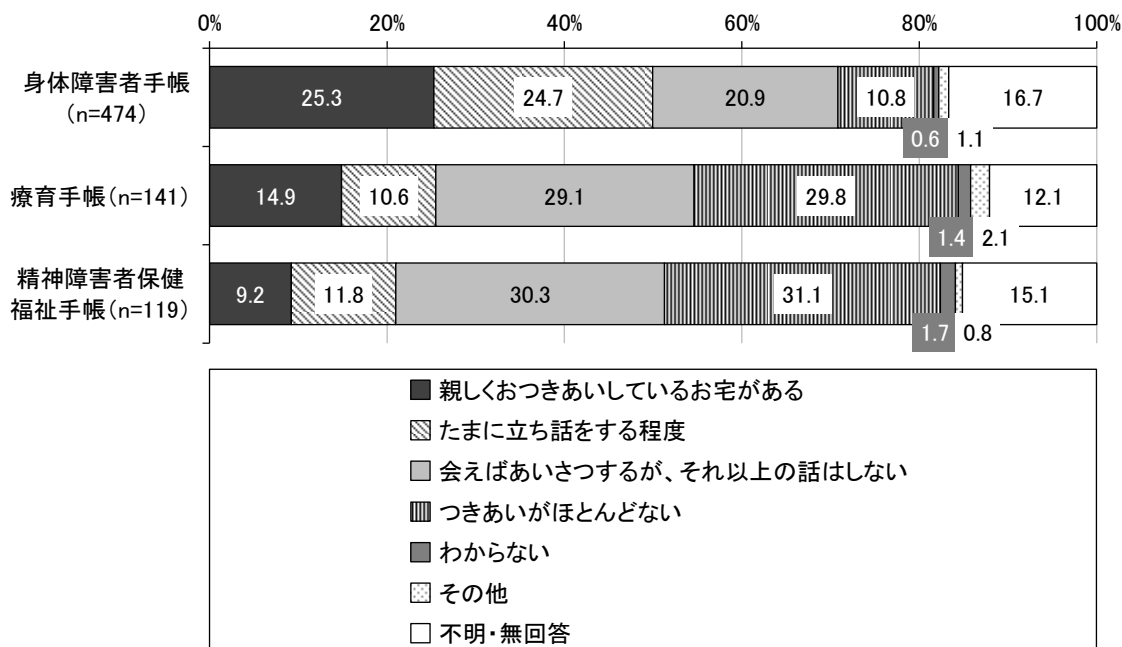
【所持手帳種類別】



問. あなたは、近所の人とどれくらいのおつきあいをしていますか。(1つずつ○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「親しくおつきあいしているお宅がある」、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「つきあいがほとんどない」が最も高くなっています。

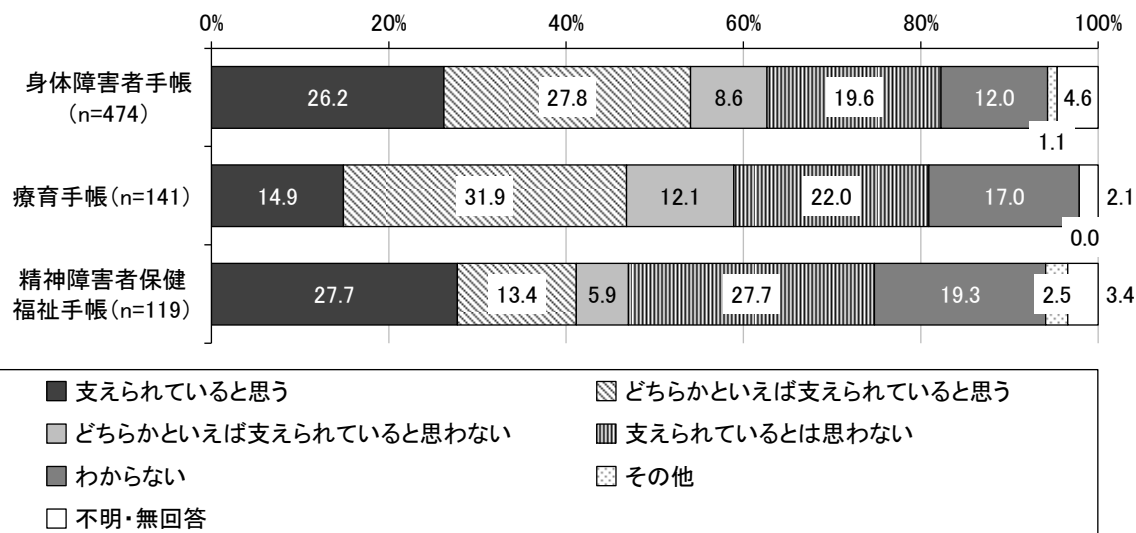
【所持手帳種類別】



問. 地域の人たちに支えられているという実感をもっていますか。(1つだけ○)

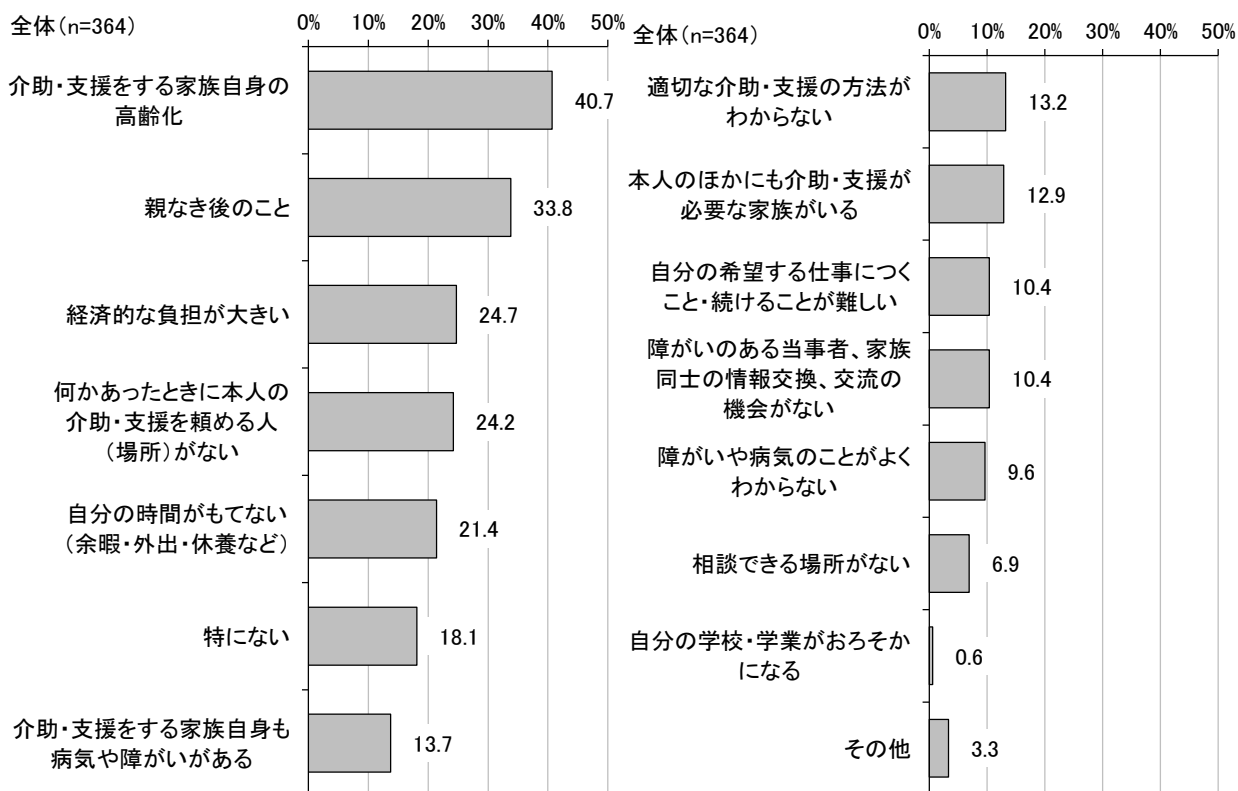
所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、療育手帳では「どちらかといえば支えられていると思う」、精神障害者保健福祉手帳では「支えられていると思う」「支えられているとは思わない」が最も高くなっています。また、療育手帳では「支えられていると思う」の割合が他と比較して低くなっています。

【所持手帳種類別】



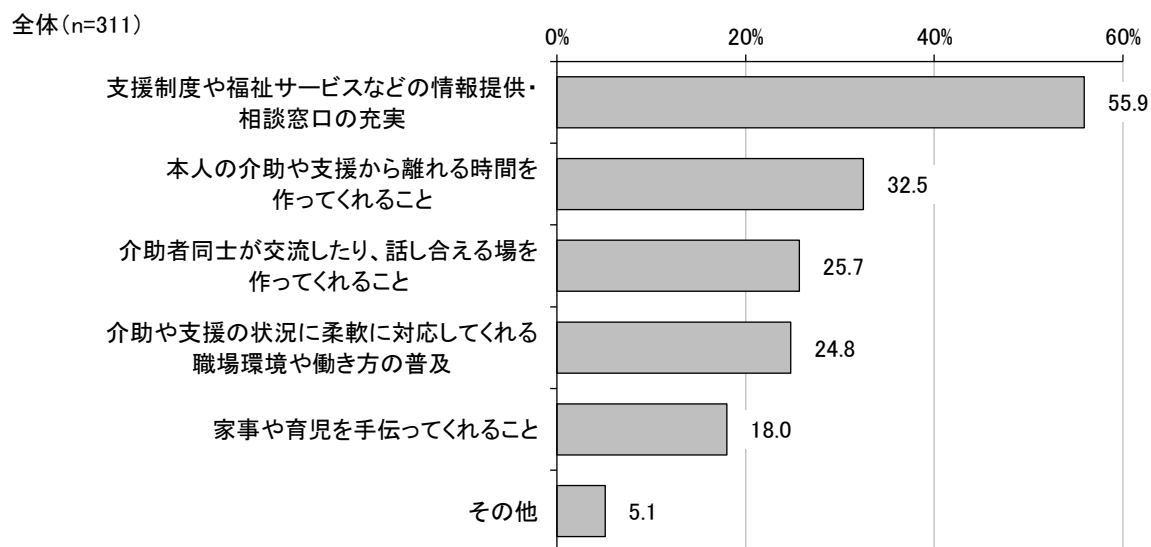
問. 介助や支援にあたってどのような不安や困りごとがありますか。(あてはまるものすべてに○)

「介助・支援をする家族自身の高齢化」が 40.7%と最も高く、次いで「親なき後のこと」が 33.8% となっています。



問. 介助する人への支援として力を入れてほしいことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「支援制度や福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」が 55.9%と最も高く、次いで「本人の介助や支援から離れる時間を作ってくれること」が 32.5% となっています。



2. 保育・教育関係者インタビューからみる現状

(1)インタビューの目的

菊陽町障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたり、ニーズの増加が顕著である障がい児支援について、日々現場にかかわる支援者から見た現状や課題を把握し、今後の支援施策等の検討につなげることを目的として実施しました。

(2)インタビューの概要

◇対象者 : 町内で障がい児の保育・教育等の支援にかかわる方

○町立保育所の主任保育士

○特別支援教育コーディネーター

○通級指導教室担当者 等

◇日時 : 令和5年3月9日(木)

(3)結果の概要

① 支援につながるための初動について

- ・家族への子どもの発達相談は、特に初動が難しく、子どもの特性や気がかりな点を伝えても「別に普通」、「そんなわけがない」と拒絶される場合も多い。また、子どもの特性や発達の遅れについて、家族の中でも受け入れ方が違ったり、誰かが受け入れられても、ほかの誰かが受け入れられない場合もあり、結果として福祉的支援や特別支援教育につなぐことを拒否される場合がある。
- ・コロナ禍で難しさを感じているのは、行事の中止や縮小等により集団の中での我が子の様子を見る機会が減り、子どもの発達の遅れや特性について保護者が気づきにくくなっている。特に、一人目の子どもの場合は、他の子どもを知らないため、どうしても気づきにくくなり、支援につながりにくい場合がある。
- ・支援につながるきっかけ、子どもの状況を知るきっかけとして、5歳児健診の実施など、子どもの特性を知る機会が増えるとよい。

② 家庭が抱える課題について

- ・障がいのある子どもの保護者も同様の傾向があるケースがあり、その場合の支援が難しい。
- ・子どもに対し、いまだに「しつけ」が体罰になっているケースがある。
- ・子どもを叱らない、叱れない親も多い。「発達障がいの子どもは叱っても効果がない」、「叱るよりほめて育てる」という潮流もあり、その意義もわかるが、こちらが注意・指導として行ったことがクレームになることもあり、子どもを守りすぎている保護者もいると感じる。
- ・療育に任せすぎている(委ねすぎている)保護者もいる。保護者自身がかかわりを変えていくことも大事。

③ 特別支援教育について

- ・特別支援教育にかかわる教員の数が不足しており、成り手も不足している。
- ・通級指導に使う教室が足りない。現状では、一つの教室を仕切りで二つに分けて授業をしている。
- ・特別支援教育について、校内研修を実施したくても、放課後も子どもの勉強のフォローや会議等に追われ、時間がとれない現状がある。
- ・通級指導教室について、一部、行き過ぎた支援(成績向上を目的にした個別学習の対応等)を求められることがあり、障がいによる学習上または生活上の困難の克服といった本来の目的と逸れている場合がある。
- ・通級指導教室なら通常学級への在籍なので受け入れられる、という保護者も多い。今後は通級指導教室の充実こそが重要になる。小学校では全校に通級指導教室を設置するべき。また、中学校での通級の充実も非常に重要となる。地域全体の障がいへの理解促進のためには、福祉的支援だけでなく、教育的支援も充実させた両輪でないと地域の理解は深まらない。

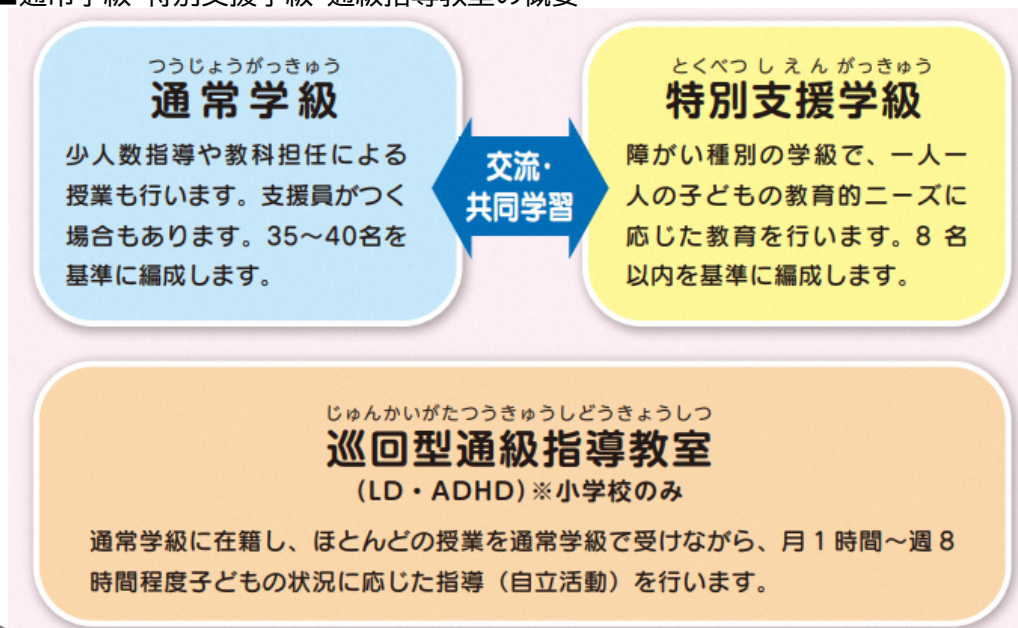
④ その他

- ・自閉症でパニックの症状がある子もいる。パニックを起こした子にはクールダウンできる場所を提供することが有効だが、保育所や学校で、場所の確保が十分にできていない。
- ・視覚優位の特性がある子へのコミュニケーションや支援の方法として、絵カードが用いられることが度々あるが、それぞれの支援先で様式が異なるとやりづらさがある。町として統一した様式があるとよい。

通級指導教室とは？

「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態で、障がいによる学習上または生活上の困難を改善し、または克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

■通常学級・特別支援学級・通級指導教室の概要



3 課題の整理

1. 障がいに対する理解や配慮の促進

差別や偏見、疎外感について、「感じる」と答えた人は、身体障がいでは1割程度なのに対し、知的障がいでは約3割、精神障がいでは約4割とまだまだ高くなっています。また、地域の理解の深まりについても、精神障がいの人を中心に、「理解が浸透していない」と感じている人が多い現状がうかがえます。

様々な障がいについて、特に、誰もが発症する可能性がある精神疾患や精神障がいについて、正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現にむけ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、法律・制度の周知や啓発、また福祉教育に取り組みます。

また、障がいのある人の権利擁護に関して、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利活用の促進にむけた周知・啓発に取り組むとともに、情報の取得・利用や意思疎通に関して、令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も踏まえた取り組みの一層の充実に努めます。

2. 安心して生活する環境の整備

災害への不安として、避難のタイミングや方法が自分で判断できない、素早く避難できないといった避難に関する事項が多く挙げられています。令和3年の災害対策基本法の改正により、障がいのある人を含む避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされており、今後、町でも一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の策定を進め、障がいのある人の避難支援体制の充実・強化を図ることが求められます。

そのほかにも、災害への不安として、知的障がいや精神障がいのある人から避難所での集団生活への不安があげられています。普段と大きく環境が異なる状況においても、できる限り安心して過ごすことができるよう、事業所等とも連携した、福祉避難所の整備・充実が求められます。また、アンケート結果より福祉避難所の認知度の低さもうかがえることから、周知の推進が求められます。

また、犯罪被害への不安として、いずれの障がいにおいても、4割～5割の人が「消費者被害への不安がある」と回答されており、特殊詐欺などの手口も巧妙化していることから、家族や支援者と連携した見守りなど、障がいのある人を被害から守る取り組みの充実に努めます。

3. 多様な社会参加への支援

障がいのある人の就労の促進にむけては、障害者雇用促進法の改正により、週 10 時間以上 20 時間未満で働く人についても法定雇用率の算定対象とする見直しが行われたほか、法定雇用率の段階的な引き上げの決定等の法整備が行われていますが、厚生労働省が発表した「令和 4 年 障害者雇用状況の集計結果」によると、民間の法定雇用達成企業の割合は 48.3%と半数以下になっており、全国的に課題が見られます。

本町においても、アンケート調査の結果では 20 代～50 代の人々の就業率は半数程度となっており、障がいがあっても一人ひとりが能力を発揮し、働くことができる環境の整備にむけて、引き続き、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労相談から就労定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充に努めるとともに、就労施設等からの物品調達の推進や、工賃の向上を図ることが求められます。

また、社会参加を就労のみにとらえず、趣味や文化芸術活動、スポーツ、地域活動やボランティアなど、障がいの有無にかかわらず、地域や社会と様々な接点を持ち、喜びや楽しみを共有し、認め合い支えあうことができるよう、地域の様々な団体等と連携し、障がいのある人の社会参加を促進する取り組みの充実が求められます。

4. 障がい児支援の充実

本町は全国や県の平均と比較して年少人口の割合も高く、18 歳未満の子どもの数についても増加傾向が続いていることもあり、障がい児支援のニーズの増加が非常に顕著となっています。実際に、障がい児相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービスといった障害児福祉サービスは、実績値が計画値(見込み量)を上回る勢いとなっており、また、特別支援教育についても、在籍児童生徒数の推移や、関係者へのグループインタビューからも、急速にニーズが増加している現状がうかがえます。

発達障がいの認知が広まり比較的軽度の子どもでも障害児福祉サービスにつながるケースが多くなっていること等が考えられますが、ニーズの増加傾向は今後も続くことが見込まれており、引き続き障害児福祉サービスの質と量の確保に努めるほか、保育を含めた福祉と教育・医療等との分野横断的な連携により、切れ目のない支援に取り組むことが求められます。

5. 生活支援の充実

障がいの程度にかかわらず、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすためには、医療(精神科医療、一般医療)、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。中でも、それぞれの障がいの特性や生活環境等に応じた多様な支援や福祉サービスの提供が重要ですが、サービスの拡大については、人材確保や採算性といった全国的な課題があり、また、町独自の課題として、事業所の拡大や新設のための土地確保の困難さという課題もあることから、同じ障害保健福祉圏域である菊池市・合志市・大津町とも連携し、適切な障害福祉サービスの提供に努める必要があります。

また、アンケート結果や関係者インタビューからもわかるように、障がい者・児の地域生活では、家族や保護者が介助者としての役割を担い本人を支えている場合が多く、家族や保護者が疲弊しているケースもあり、また、多くの人々が「親なき後」のことを不安に思う現状が見受けられます。

障がいのある本人や家族や保護者が、互いに心身ともに健康な状態で、よりよい生活を送ることができるよう、レスパイト目的を含む福祉サービスの利用援助や、同じ立場の人と交流できるピアサポート活動の充実が求められます。

III 計画のめざす方向

1 基本的な考え方

1. 基本理念

こころ触れ合う ともに支えあうまち きくよう

障害者基本法では、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある人もない人も地域で生活する仲間として人権を尊重し、ともにまちづくりを進めていくという考え方につながります。

障害者基本法が掲げる理念に基づき、本町ではすべての障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちをめざします。

2. 基本的な視点

◆ 視点1 共生社会の実現にむけた安心の基盤づくり

障がいや障がいのある人への偏見・差別を解消し、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりをめざします。また、防犯・防災など、安心して暮らすための基盤づくりに取り組みます。

◆ 視点2 就労と社会参加の仕組みづくり

障がいのある人の多様な生き方や働き方が尊重され、一人ひとりが自分らしく自立して暮らすことができ、積極的に社会に参加できる地域づくりをめざします。

◆ 視点3 地域生活を支える支援体制づくり

障がいの状態や個々のライフステージ等に応じて必要となる生活基盤の整備や、サービス提供が行える支援体制づくりを進めます。

3. 基本目標

基本目標1 障がいに対する理解や配慮の促進

障がいのある人の特性や障がいへの正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。また、町内の事業者等と連携し、合理的配慮の普及・拡大や情報アクセシビリティの向上に努めます。

基本目標2 安心・安全なまちづくりの推進

障がいのある人を災害や犯罪から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで支援する体制を整備します。また、災害時の迅速な避難にむけた避難支援体制の強化や、安心して避難できる避難所の確保等に取り組みます。

基本目標3 就労の機会の充実

障がいのある人の就労の促進にむけて、関係機関や町内事業者と連携し、一人ひとりの状況や希望に応じた働き方を叶えるための合理的配慮の普及・拡大や、多様な就労機会の確保、また、就労後の定着にむけた支援等を推進します。

基本目標4 多様な社会参加への支援

障がいの有無にかかわらず、個人の希望に応じて文化芸術活動やスポーツに取り組んだり、地域活動やボランティアに参画することができる基盤の整備に取り組みます。

基本目標5 障がい児支援の充実

就学前から就学後、卒業後までを見据え、関係機関の連携のもと、相談・保育・療育・特別支援教育など、切れ目のない伴走型の支援の推進に取り組みます。

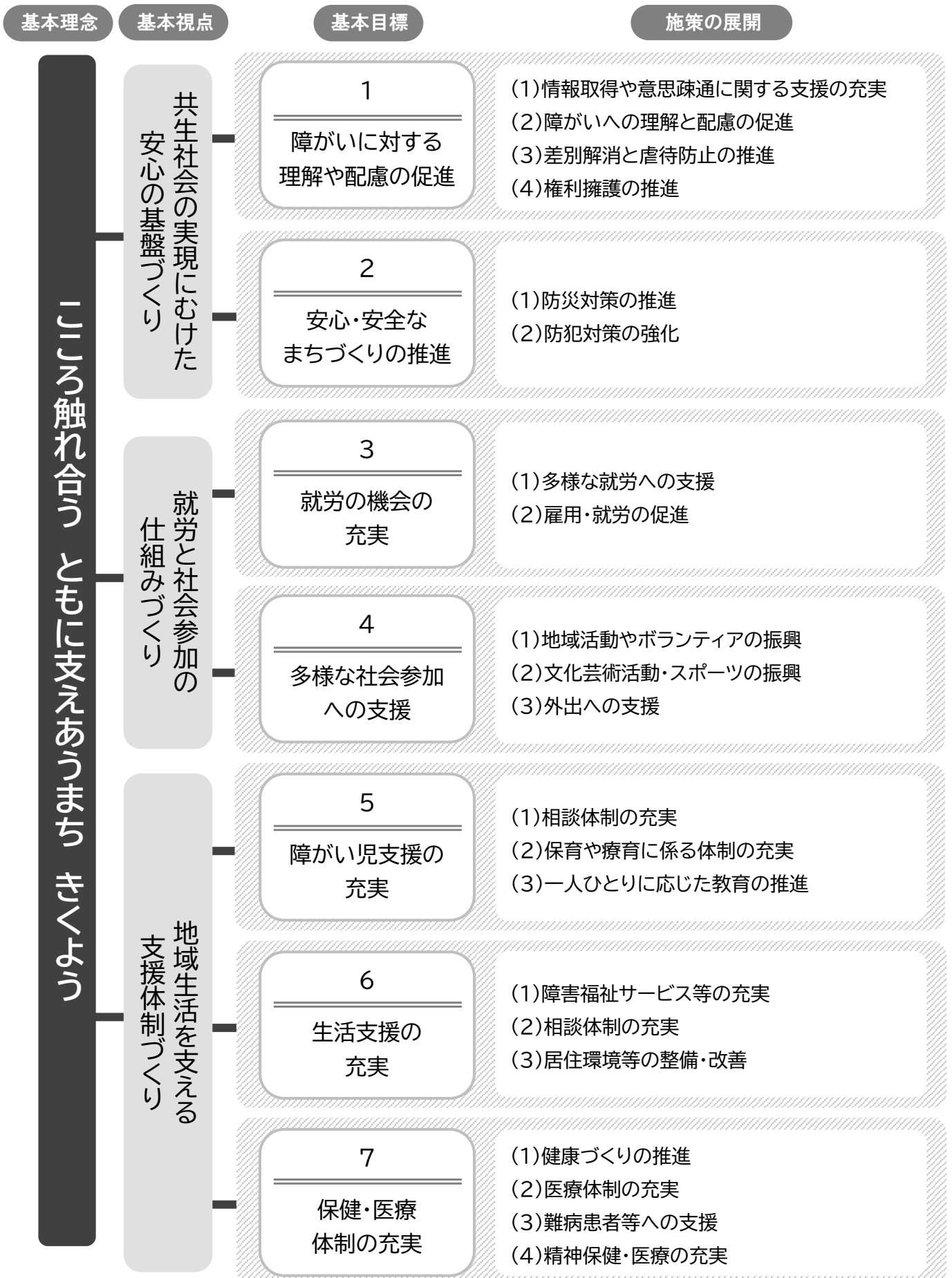
基本目標6 生活支援の充実

障がいのある人の地域生活を支えるために、重層的支援体制整備事業とも連動した各種支援制度の充実や、地域生活を支えるサービス提供体制の整備等の取り組みを進めます。

基本目標7 保健・医療体制の充実

心身の健康の維持・増進にむけて、早期発見のためのこころの健康相談含む健康相談や健康診査、保健活動に取り組みます。また、通院・入院に係る医療費の負担軽減等、障がいの特性に応じた適切な支援を行います。

4. 施策の体系



IV 障がい者計画

1 施策の内容

1. 障がいに対する理解や配慮の促進

(1) 情報取得や意思疎通に関する支援の充実

取り組みの目的と方針

令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も踏まえ、障がいに配慮した情報提供や、選挙などの社会活動に参加しやすい体制の整備等に取り組み、障がいのある人の意志の疎通や決定を支援する体制の充実を図ります。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|-------------------|--|---------|
| ① | 福祉サービスに関する情報提供の推進 | 広報誌やホームページに福祉サービスに関する情報を掲載するとともに、独自に作成している「障がい福祉ガイドブック」を窓口等で配布し、わかりやすい情報提供に努めます。 | 福祉課 |
| ② | 情報アクセシビリティの向上 | 障がいのある人が自身で情報を取捨選択できるよう、手話通訳者の派遣や情報・意思支援用具の支給などを通して情報のバリアフリー化を進めます。 | 福祉課 |
| ③ | 意思疎通支援 | 手話通訳者や要約筆記者の派遣等の意思疎通支援事業を行います。また、手話奉仕員の養成を行い手話言語の普及を図ります。 | 福祉課 |
| ④ | 意思決定支援の推進 | 意思決定支援について、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を相談支援にかかわる関係者や障害福祉サービス事業所と共有・普及を図り、障がいのある人の意思を尊重した相談支援や質の高いサービス提供を推進します。 | 福祉課 |
| ⑤ | 選挙への支援の推進 | 障がいのある人が利用できる代理投票や郵便投票等の投票制度、実際に障がいのある人が投票する際の職員による支援について周知・啓発を行います。また、車いす用記載台の設置、車いすの配備、仮設スロープの設置など、障がいのある人が適切に選挙権を行使することができるよう、事前の改善措置に努めます。 | 選挙管理委員会 |

(2)障がいへの理解と配慮の促進

取り組みの目的と方針

障がいについて正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現にむけて、障がいのある人を支える様々な制度の普及や福祉教育に取り組みます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|----------------------|--|-------|
| ① | ヘルプカード・ヘルプマークの周知の推進 | 外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプカード・ヘルプマークについて、広く周知を推進するとともに、窓口で希望者に対する配付を行います。 | 福祉課 |
| ② | 障がい者等用駐車場の適正利用の促進 | 公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車場を適正に利用いただくため、障がいのある人や高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な人に対して、県内共通の利用証(ハートフルパス)を交付します。 | 福祉課 |
| ③ | 障がい等に配慮した施設の改修・整備の推進 | 公共施設等において、改修また新設等を行う場合は、出入り口スロープやバリアフリートイレを含めて、障がいに配慮した、またすべての人に使いやすいユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進します。 | 施設整備課 |
| ④ | 福祉教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒とともに学ぶインクルーシブ教育を推進し、一人ひとりの個性や強みを尊重する、思いやりと多様性を尊重する児童生徒の育成を図ります。 ・交流学級でともに学ぶ経験を通じて、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、合理的配慮について学ぶ取り組みを推進します。 ・菊陽町社会福祉協議会が主催するワークキャンプ事業に、小・中学生の児童生徒の参加を促し、町内の福祉施設(高齢者施設・障がい者施設)を訪問し施設利用者と交流することで、こころのバリアフリー教育を推進します。 | 学務課 |

| | | | |
|---|------------------|--|-----|
| ⑤ | 障害者差別解消法に関する周知啓発 | 障害者差別解消法の一層の浸透にむけた各種の広報や啓発活動を展開するとともに、民間事業者に対し、不当な差別的取り扱いの禁止や障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことから、その趣旨等の周知に努めます。 | 福祉課 |
|---|------------------|--|-----|

(3)差別解消と虐待防止の推進

取り組みの目的と方針

差別解消にむけて、障がいのある人に対する適切な理解の促進のための啓発に取り組むとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見・早期解決にむけて、相談機能の充実・強化に取り組みます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|----------|---|-----|
| ① | 広報・啓発の推進 | 広報誌や町のホームページ等を通じて、発達障がいや精神障がいや難病を含め、当事者の困難や必要な配慮等に関する情報提供や啓発を推進します。 | 福祉課 |
| ② | 虐待防止の推進 | 虐待に関する理解の促進を図り、虐待防止の啓発に努めます。また、事業所と連携し、グループホーム等の一室を虐待被害者の一時保護施設、シェルターとして活用できる取り組みを進めます。 | 福祉課 |

(4)権利擁護の推進

取り組みの目的と方針

知的障がいや精神障がいのある人の権利擁護にむけて、成年後見制度や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)に取り組みます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|------------------------|--|----------------|
| ① | 成年後見制度利用支援事業 | 障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策により、障がいのある人の権利擁護を図ります。 | 福祉課 |
| ② | 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) | 認知症や障がい等の理由により、福祉サービスの利用の判断や金銭管理に課題がある人に対し、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援に取り組み、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

2. 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 防災対策の推進

取り組みの目的と方針

地域住民や事業所とも連携し、障がいのある人を災害から守る体制の強化や、災害時にも安心して避難できる避難所の確保を推進します。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|--------------------|--|----------------|
| ① | 見守り体制の充実 | 高齢者や障がいのある人に対し、日頃の見守りを地域とともに行える仕組みを進めます。また、平時や災害時に関係なく、常に見守り合う体制が構築できるよう努めます。 | 福祉課 |
| ② | 避難行動要支援者台帳の整備 | 災害時にスムーズな安否確認や自力での避難が困難な障がいのある人等を安全かつ迅速に避難所へ誘導するため、避難行動要支援者に対し、事前に避難支援等関係者に名簿情報を提供することへの同意を促します。また、登録された台帳について、適切に管理するとともに、年に1回程度の更新を行います。 | 危機管理防災課 福祉課 |
| ③ | 個別避難計画の策定 | 避難行動要支援者に対し、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である個別避難計画の策定を進めます。 | 危機管理防災課 福祉課 |
| ④ | 福祉避難所の充実 | 障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、事業所等とも連携し、仕切りや個室、またバリアフリートイレなどが整備された、障がいのある人に配慮された福祉避難所の充実に努めます。 | 危機管理防災課 福祉課 |
| ⑤ | 社会福祉施設等における防災訓練の啓発 | 社会福祉施設(要配慮者利用施設)等の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。また、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行います。 | 危機管理防災課 福祉課 |
| ⑥ | 障がいのある人との防災訓練の実施 | 障がいのある人の地域防災訓練への参加を促すことで、障がいのある人と住民の相互理解を深めるとともに、自治会に対し防災訓練の際など障がいのある人の参加が可能となるよう、呼びかけや配慮の充実に努めます。 | 危機管理防災課 福祉課 |

(2)防犯対策の強化

取り組みの目的と方針

障がいのある人の多くが消費者被害や詐欺・犯罪等への不安を持っています。福祉事業所等とも連携し、防犯対策を推進します。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|-----------------|--|-------|
| ① | 防犯対策 | 事業所が防犯灯や防犯カメラを設置するにあたり補助申請の支援を行います。また、事業所が防犯マニュアル等を作成する場合の支援を行います。 | 福祉課 |
| ② | きくよう安心メールの活用の促進 | 各種行政情報及び防災、防犯に関する緊急情報をリアルタイムに配信できる「きくよう安心メール」サービスの登録について周知するとともに、障がいのある人やその家族に有効な情報発信に努めます。 | 福祉課 |
| ③ | 消費生活相談 | 障がいのある人等の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進するとともに、消費生活相談窓口において相談を受け付けます。 | 総合政策課 |

3. 就労の機会の充実

(1) 多様な就労への支援

取り組みの目的と方針

自主製品を販売する障害福祉サービス事業所を支援し、障がいのある人が生産する製品の販売機会の拡大や障がいのある人の社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---------------------------|---|-----|
| ① | 障がい福祉事業所への優先調達や販路拡大にむけた支援 | 菊陽町障害者優先調達推進会議設置要綱を踏まえ、障害福祉サービス事業所等における委託業務の発注や物品購入等の推進を図るとともに、イベント事業等において、授産製品のPRを行う等、販路拡大のための支援を行います。 | 福祉課 |
| ② | 地域活動支援センターの運営 | 障がいのある人の地域生活を支援するため、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等のサービスを提供する地域活動支援センターを運営します。 | 福祉課 |
| ③ | 基幹相談支援センターの運営 | 障がいのある人の就労の促進にむけて、相談等の支援を行います。また、必要に応じて、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等(※)の専門機関につながります。 | 福祉課 |
| ④ | 就労継続支援(A型)による支援の推進 | 事業所と連携し、一般就労が困難な65歳未満の障がいのある人に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や、能力向上のための訓練など必要な支援を行う就労継続支援(A型)による支援を推進します。 | 福祉課 |
| ⑤ | 就労継続支援(B型)による支援の推進 | 一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がいのある人に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行う就労継続支援(B型)による支援を推進します。 | 福祉課 |

※本町においては、菊池市の「熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまだす」が管轄となります。

(2)雇用・就労の促進

取り組みの目的と方針

雇用・就労機会の拡充にむけ、本町における障がい者雇用の推進に取り組むとともに、広く、一般企業に対して障がい者雇用の拡大にむけた啓発等に取り組めます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|-----------------|---|-----|
| ① | 本町における障がい者雇用の推進 | 引き続き、法定雇用率以上の障がい者雇用に取り組み、今後も様々な状況を勘案し、雇用の必要性を検討します。 | 総務課 |
| ② | 雇用促進のための啓発活動の実施 | 民間企業等に対し、障がい者雇用率の向上を目的として、広報やポスターを活用し、各種制度や情報の周知を図ります。 | 福祉課 |
| ③ | 就労に係る合理的配慮の普及 | 令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化するのに際し、雇用・就労の場面においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。本町では半導体関連企業を中心に企業の進出が増加しており、新たに本町で事業を開始する企業等においても、適切に配慮が提供されるよう、広報・啓発に取り組めます。 | 福祉課 |

4. 多様な社会参加への支援

(1) 地域活動やボランティアの振興

取り組みの目的と方針

障がいがあっても地域で役割を持ち、地域の中で認め合い支え合いながら生活できるよう、障がいがある人の地域活動やボランティアへの参加の促進に取り組みます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|------------------------|---|----------------|
| ① | 交流活動の充実 | 県営武蔵ヶ丘団地の武蔵ヶ丘ショッピングセンター内に交流拠点施設「ほっとステーション武蔵ヶ丘(※)」を設置し、障がいのある人や高齢者、子ども等、地域住民が気軽に立ち寄れる場づくりに取り組みます。また、交流の活性化にむけて、住民と協働したイベントの開催等に取り組むとともに、積極的にほっとステーションの周知を推進します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ② | 地域活動等への参加の促進 | 障がいへの理解の促進にむけて地域活動や伝統行事等の場においても、障がいのある人が参加しやすい環境づくりや企画、また地域の様々な団体等と連携に取り組みます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ③ | ボランティア活動の促進 | 障がいのある人と連携し、学校での福祉教育や、広く住民に対する講話や出前講座等にボランティアとして協力いただけるよう、呼びかけを行います。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ④ | 障がいのある人を支えるボランティア活動の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアやNPO等の活動に対し、適切な支援を行い、障がい者等の在宅生活の支援を行いやすい環境を整えることで、安心して生活できる基盤づくりに努めます。 ・非営利有償の住民参加型福祉サービスであるキャロットサービス(※)について、菊陽町社会福祉協議会と連携し、送迎や家事援助など、住民同士の互助活動を支援するために必要な財源の確保に努めます。また、在宅の福祉サービスを支援するために会員が活動しやすい環境を整え、障がいのある人等を含む支援が必要な人が安心して生活できる基盤づくりに努めます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

※ほっとステーション武蔵ヶ丘は、菊陽町社会福祉協議会が運営する施設です。日替わりオーナーによる弁当・惣菜販売、高齢者の相談窓口など、子どもから高齢者までの出会いや交流の場となっています。

※キャロットサービスは、日常生活のちょっとした困りごとを住民同士で解決する「互助活動」のサービスです。社会福祉協議会が運営するボランティアセンターで、支援を「してほしい人」と「できる人」のマッチング等を行っています。

(2)文化芸術活動・スポーツの振興

取り組みの目的と方針

障がいのある人が文化芸術活動や読書等を楽しむことができるよう、講演会やコンサート等の企画や、図書館の環境整備等に取り組みます。

また、心身の健康増進にもつながるスポーツについて、障がいがあっても参加・加入しやすい環境づくりに努めます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|----------------------|--|----------------|
| ① | 講座等への参加促進のための環境整備 | 講座や講演会等の開催時には、障がいのある人が参加しやすい環境整備を行い、参加を促進します。 | 生涯学習課 |
| ② | 障がいのある人も利用しやすい図書サービス | 電子図書館、点字図書・大活字本等・拡大読書機・リーディングトラッカー等、一般の図書では読めない・読みづらい人に配慮した読書環境の充実に努めます。 | 図書館 |
| ③ | 各種イベントの実施 | 「パラスポーツフェスタくまもと」や、「障がい者スポーツ大会」等の運営支援を行い、在宅や施設にいる障がいのある人たちが、スポーツやイベントを楽しむことができるよう支援します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

(3)外出への支援

取り組みの目的と方針

障がいのある人の外出を支援するために、イベントの企画等による外出機会の創出や、移動支援事業の実施、また公共施設や道路における段差解消等に取り組みます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|------------------|---|--------------|
| ① | 移動支援の推進 | 難病患者を含む障がいのある人の社会参加の促進を目的に、自動車運転免許や自動車改造に係る費用の助成を行います。また、屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、移動支援事業を提供し、外出の機会の確保・充実に努めます。 | 福祉課 |
| ② | 障がい者駐車場の適切な利用の促進 | 障がい者等駐車場が適正に利用されるよう、県内共通の利用証(ハートフルパス)を交付し、駐車スペースの確保を図ります。また、公園や公共施設における障がい者駐車場の設置を引き続き推進します。 | 福祉課 施設整備課 |
| ③ | 道路・歩道の維持改善 | 引き続き、安全な歩行者空間の整備を進めていきます。また、既設道路の維持管理、歩道の段差解消、転落防止柵の設置、点字ブロックの敷設等について、整備を進めていきます。 | 建設課 |
| ④ | 外出支援及び安全確保 | 障がいのある人へ移動支援事業や巡回バス等による外出支援を行います。また、移動時や乗降の際の付き添い等による支援を行うとともに、安全に乗降できる停車位置等の配慮に努めます。 | 福祉課 総合政策課 |

5. 障がい児支援の充実

(1) 相談体制の充実

取り組みの目的と方針

障がいのある子どもを育てる保護者の不安の軽減にむけて、事業所や関係機関と連携し、情報提供や相談体制の充実を図ります。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|-----------------|---|-----------------|
| ① | 乳幼児健診からの相談支援の推進 | 1歳6か月児健診や3歳児健診では、保護者からの聞き取りや、健診における子どもの様子等を通じて、個別の支援が必要と思われる子どもや言葉の遅れ、しつけ等に関して不安や悩みを持つ保護者を対象に、保健師や臨床心理士による個別相談を行います。また、必要に応じて専門機関の受診勧奨や、児童発達支援等の利用について紹介を行います。また、子ども総合相談室など関係機関と連携し、早期の相談支援体制を確立していきます。 | 健康・保険課 |
| ② | 就学相談の実施 | 障がいや疾病、発達に課題がある子どもが、一人ひとりの状況に応じて適切な環境で教育が受けられるよう、教育相談(必要に応じて発達検査の実施)及び教育支援委員会の協議を踏まえた就学相談を行います。 | 学務課 |
| ③ | こども総合相談室の運営 | こども総合相談室において、主に18歳までの子どもの発達相談や不登校を含め、子どもに関する様々な相談を受け付けるとともに、子どもや保護者に合った支援及びその後の円滑な支援につなげ、乳幼児期からの切れ目のない支援を行います。また、相談や療育等のニーズの増加に対応できるよう、相談員の増員等の体制の検討を進めます。 | こども総合相談室 |
| ④ | 学校と連携した相談支援の推進 | 学校に配置されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、不登校や学業の遅れ、問題行動等がある児童生徒また家族への相談支援に取り組みます。また、知的に遅れのないADHD(注意欠陥・多動症)やLD(限局性学習症)は文字や計算にふれる機会が増える小学校入学後にわかる場合も多く、学校とも連携した適切な支援や、必要に応じて発達相談等の受診勧奨に取り組みます。 | 学務課 こども総合相談室 |

(2) 保育や療育に係る体制の充実

取り組みの目的と方針

児童発達支援で提供される療育の質と量の確保に努めるほか、保育所等における障がい児の受け入れ体制の充実を図り、保護者の負担軽減と、就労の継続を支援します。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|------------------------|---|----------|
| ① | 巡回支援専門員と連携した支援の推進 | 発達障がい等に関する知識を有する巡回支援専門員が、保育所等の施設や、乳幼児健診等を巡回し、発達の遅れや課題のある子どもの保育者や保護者へ適切な助言・指導をすることで、障がいの早期発見また適切な支援につなげます。 | こども総合相談室 |
| ② | 保育所等における障がい児の受け入れ体制の充実 | 保育所等における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実にむけて、加配保育士を雇用する場合、人件費の一部を補助します。 | 子育て支援課 |

(3)一人ひとりに応じた教育の推進

取り組みの目的と方針

障がいのある子ども一人ひとりが、それぞれの状況に応じて、合理的配慮を受けながら最適な環境で学ぶことができるよう、特別支援学校とも連携しながら、教育環境の充実を図ります。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|-------------------|--|---------------|
| ① | 特別支援教育に関する情報提供の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する情報提供の充実にむけ、本町で作成している特別支援教育パンフレットを各小・中学校及び町内保育所、認定こども園、幼稚園等に配布し、町ホームページへ掲載することで、広く保護者への周知を推進します。 ・保健師による健診・訪問時の相談の際に医療や療育が必要な子どもに対して、適切な教育環境についての情報提供を行います。 | 学務課 健康・保険課 |
| ② | 就学相談の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・就学に際し、障がいや疾病のある子どもが、一人ひとりの状況に応じて適切な環境で教育が受けられるよう、保護者との面談や子どもの行動観察、医師の診断等により子どもの状況を把握し、保護者とともに適切な指導や支援について検討します。また、新一年生の保護者と子どもに対し、就学前の学校見学を受け入れます。 ・教育支援委員会において、就学先決定についての教育相談を行います。 | 学務課 |
| ③ | 学校施設の改修 | <p>今後も、人口の増加の状況等に応じて、計画的に学校施設の整備を進めます。また、バリアフリー化やトイレの洋式化が進んでいない学校についても、計画的に改修等を進めます。</p> | 施設整備課 |
| ④ | インクルーシブ教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒とない児童生徒が、同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育の推進にむけて、特別支援教育コーディネーター等の専門人材とも連携し、障がいのある子どもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。 ・障がいのある児童生徒とともに学ぶインクルーシブ教育を推進し、生命尊重、思いやりや協力の姿勢などを育む道徳教育の充実を図ります。 | 学務課 |

| | | | |
|---|---------------|---|-----|
| ⑤ | 特別支援教育の 充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育が必要な児童生徒にきちんと支援が行き届くよう、教員や教室の数の確保とともに、特別支援教育コーディネーターの確保に努めます。 ・通級指導教室の充実にむけて、巡回指導教員が拠点校(菊陽中部小学校と菊陽西小学校)から各小学校に出向き、学級担任や教科担任への指導とともに、本人への自立活動の指導に取り組みます。 ・児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、一人ひとりに対し個別の「教育支援計画」を作成し、就学の前後や進学時にも継続した支援が行えるように努めます。 ・毎年度、菊陽町特別支援教育推進計画を策定し、計画に基づいた特別支援教育の充実を図ります。また、各学校において、月1回程度の特別支援教育に関する校内委員会を開催し、教職員の資質向上を図ります。 ・中学校区毎に特別支援教育に関するリーダーコーディネーターを配置し、地区単位でのコーディネーター会議等を実施することで、情報共有や資質向上を図ります。 | 学務課 |
|---|---------------|---|-----|

6. 生活支援の充実

(1) 障害福祉サービス等の充実

取り組みの目的と方針

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実に努めます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---------------|---|--------------|
| ① | 円滑なサービスの支給 | 障害福祉サービスの利用申請や継続について、本人の心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を図る「計画相談支援」、「障害児相談支援」の事業について、事業所また相談員の確保・充実に努め、円滑なサービスの支給につなげます。 | 福祉課 |
| ② | 訪問系サービスの実施 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのサービスを、障がいの種別や程度により適切に提供します。 | 福祉課 |
| ③ | 日中活動系サービスの実施 | 生活介護、自立訓練、短期入所等のサービスを提供し、障がいのある人の自立した社会生活や介護者等への支援を行います。 | 福祉課 |
| ④ | 地域生活支援事業の実施 | 障がいのある人の能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、ストーマ(人工肛門)等をはじめとした日常生活用具の給付、訪問入浴サービスや日中一時支援を提供します。 | 福祉課 |
| ⑤ | 介護保険事業との連携の推進 | 生活介護等の障害福祉サービス利用者が65歳以上の高齢者となった場合、通常であれば介護保険サービスを優先的に利用することになりますが、利用者に著しい不利益がある場合等は、地域包括支援センターや、相談支援専門員と介護支援専門員との連携により、従来のサービスを共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所において受けられるようにする等、配慮ある支援を推進します。 | 介護保険課 福祉課 |
| ⑥ | 各種手当の支給 | 障がいのある人の状況に応じて、特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給します。 | 福祉課 |
| ⑦ | 補装具の購入・修理の助成 | 身体障害者手帳を持っている人や難病患者等に、身体上の障がいを補うための用具(補装具)の購入・修理費を一部助成します。 | 福祉課 |

(2)相談体制の充実

取り組みの目的と方針

障がいのある人が、様々な悩みや困りごとを安心して相談できるよう、基幹相談支援センターにおいてワンストップの相談支援に取り組むとともに、各種相談窓口で専門職を配置し、専門的な相談支援を推進します。また、必要に応じてアウトリーチ(訪問)による支援等、重層的支援体制整備事業による支援を推進します。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|------------------|--|----------|
| ① | 重層的支援体制整備事業の展開 | 障がいのある人の不登校やひきこもり、また障害福祉サービス支援が必要でも支援につながっていない等の問題に対して、福祉全般に関連する事業として行っている重層的支援体制整備事業を効果的に展開し、保護者や家族、地域の相談等から、アウトリーチ(訪問)による、障がいのある人に寄り添った伴走型の支援や、専門機関や学校等を含めた多機関との連携による支援を推進し、適切な福祉サービスの利用や課題、困りごとの解決につなげます。 | 福祉課 |
| ② | 専門職の配置による相談体制の充実 | 福祉課に精神保健福祉士もしくは社会福祉士、保健師を配置するほか、地域活動支援センターにも精神保健福祉士等の専門職員を複数名配置し、相談体制の充実を図ります。また、福祉課内に菊陽町障がい者基幹相談支援センターを設置し、相談員が常駐することで、サービスの利用援助を含めて専門的な相談支援に取り組めます。 | 福祉課 |
| ③ | 基幹相談支援センターの運営 | 福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、障害福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関する相談など、障がいのある人の様々な相談を包括的に受け止め、適切な助言やサービスの利用援助を行います。 | 福祉課 |
| ④ | こども総合相談 | 子どもの発達に関する不安等を含めて、子どもに関する様々な不安や悩みをワンストップに受けとめます。また、必要に応じて関係課と連携し、適切な支援につなげます。 | こども総合相談室 |

(3) 居住環境等の整備・改善

取り組みの目的と方針

精神科病棟や入所施設からの退所者を含めて、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、住まい等の確保・充実に取り組みます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|-----------|--|-----|
| ① | 地域移行支援の推進 | 障がい者支援施設等に入所している人や、精神科病院に入院している精神障がいの人など、地域生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住まいの確保など、地域生活に移行するために必要な援助や相談等の支援を推進します。 | 福祉課 |
| ② | 町営住宅の提供 | 町営住宅において、新設時や改修時には手すりやスロープなど障がいに配慮した施設整備を推進するとともに、町営住宅への障がいのある人の優先入居枠の設定に努めます。 | 建設課 |
| ③ | 福祉ホームの提供 | 家庭環境や住宅事情などの理由により、居宅(自宅)で生活することが困難な障がいのある人に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供します。 | 福祉課 |
| ④ | 住宅改修費の給付 | 重度の障がいのある在宅の人で自立促進、寝たきり防止、介助者の負担軽減を図ることを目的として行われる住宅改造(原則として増築・改築を除く)に必要な経費について、一部助成します。 | 福祉課 |

7. 保健・医療体制の充実

(1)健康づくりの推進

取り組みの目的と方針

後天的な障がいの原因にもなる疾病や生活習慣病の予防に取り組むとともに、早期発見・早期治療にむけた各種検診や健康診査、特定保健指導等の受診率向上にむけた取り組みを進めます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|------------|--|--------|
| ① | 乳幼児健診の実施 | 乳幼児健診は、発達障がいを含む障がいの早期発見・早期支援に有効であり、対象となるすべての乳幼児が受診できるよう、未受診者への受診勧奨に取り組めます。また、健診で経過観察となった子どもに対しては、定期的に経過を確認し、必要に応じて、心理相談、子ども総合相談室、専門機関、児童発達支援等につなぎます。また、世帯の状況や必要に応じて保健師のアウトリーチ(訪問)による支援を行います。 | 健康・保険課 |
| ② | 生活習慣病予防の推進 | 糖尿病は、悪化すると糖尿病合併症など深刻な影響を及ぼし、さらに、心筋梗塞や脳卒中のリスクを2～3倍増加させるといわれています。その他の生活習慣病についても、重症化すると、様々な合併症を引き起こすこととなります。それら生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るために、特定健診、特定保健指導及び重症化予防事業を実施し、また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施により、切れ目のない生活習慣病予防に取り組めます。 | 健康・保険課 |
| ③ | 健康づくりの推進 | 各種健康診断に関して、受診率向上のために実施期間の延長や、土日の開催を実施するとともに、健診会場で配慮が必要な人については、事前に健診スタッフと情報を共有し、当日安全に健診が受けられるよう支援します。また、健診後は、説明会を開催し、結果を受診者がきちんと理解し、健康行動につながるよう努めます。 | 健康・保険課 |

(2)医療体制の充実

取り組みの目的と方針

重度心身障害者医療費助成や高額医療費の支給により、障がいのある人の医療費負担の軽減を図るとともに、医師会、歯科医師会などと連携を図りつつ、医療体制や歯科医療体制の充実に努めます。あわせて、医療的ケア児への支援体制の充実に努めます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|--------------------------|--|--------|
| ① | 医療・リハビリテーションの充実 | 障がいのある人が自宅や地域で安心して生活できるよう、医療費に係る自己負担金の一部を助成します。また、自立支援給付の機能訓練を行っている事業所によるリハビリテーションを受けることができるよう支援します。 | 福祉課 |
| ② | 重度心身障害者医療費助成 | 重度の障がいのある人が医療機関で支払った医療費の自己負担の一部を助成します。また、現在の償還払いから、現物給付に対応できる体制を整えます。 | 福祉課 |
| ③ | 特定疾病の認定 | 人工透析が必要な慢性腎不全、血友病及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の人に、特定疾病療養受給者証を交付します。 | 健康・保険課 |
| ④ | 高額医療費の支給 | 医療機関等に支払った医療費の一部負担金が、決められた自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分の払い戻しを行います。 | 健康・保険課 |
| ⑤ | 保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の充実 | 医療的ケア児について、地域の保育所等における受け入れ体制の充実にむけて、保育所等において、看護師を新たに雇用する場合に、人件費の一部を助成する補助事業を実施します。 | 子育て支援課 |
| ⑥ | 医療的ケア児への支援体制の充実 | 医療的ケア児への支援体制の充実にむけて、コーディネーターの配置や、関係機関が集うケース会議の開催に取り組むとともに、新たに医療的ケア児支援のための協議の場の設置に取り組めます。 | 福祉課 |

(3) 難病患者等への支援

取り組みの目的と方針

難病患者や医療的ケア児が、地域で安心して生活できるよう、専門機関や関連機関と連携した相談支援や、各種助成制度の周知、また医療的ケア等にも対応できる福祉サービスの充実に取り組みます。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|---------|---|--------|
| ① | 医療費の助成 | 菊池保健所と連携し、成人の特定疾患や18歳未満の子ども特定疾患に係る医療費の助成を推進します。 | 福祉課(※) |
| ② | 外出支援の推進 | 難病患者を含む障がいのある人の社会参加の促進を図ることを目的に自動車運転免許の取得と自動車改造に要する費用の一部を助成します。 | 福祉課 |

※指定難病の医療費の助成は、熊本県が管轄する事業であり、本町の場合は、菊池保健所が窓口となります。

(4)精神保健・医療の充実

取り組みの目的と方針

精神障がいの人が、地域で安心して暮らすことができるよう、精神保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域における包括的なケアシステムの構築をめざします。

また、自立支援医療の給付等により障がいのある人の医療費負担の軽減を図ります。

■具体的な取り組み

| | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---|--------------------------|--|-----|
| ① | 自立支援医療(更生医療)の給付 | 身体障害者手帳を所持する18歳以上の障がいのある人で、その障がい除去または軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、更生のために必要な医療費を支給します。 | 福祉課 |
| ② | 自立支援医療(育成医療)の給付 | 身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がい除去または軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、生活の能力を得るために必要な医療費を支給します。 | 福祉課 |
| ③ | 自立支援医療(精神通院医療)の給付 | 県が実施主体となり、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を支給します。 | 福祉課 |
| ④ | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 精神障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健、医療、福祉サービスを受けられるように努めます。また、精神保健、医療、福祉関係者による協議の場を設け、住まいの確保やピアサポーターの育成にむけた取り組みを実施します。 | 福祉課 |

V 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 計画における成果目標

1. 第7期菊陽町障がい福祉計画・第3期菊陽町障がい児福祉計画の成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行等

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

| | |
|--------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域移行者数: 令和4年度末時点の施設入所者の<u>6%以上</u> ●施設入所者数: 令和4年度末時点の入所者数から<u>5%以上</u>削減 |
|--------|--|

■本町における成果目標

| 指標 | 令和4年度 施設入所者数 | 令和8年度 目標値 | 移行率 削減率 |
|---------------------|-----------------|--------------|------------|
| 施設入所者の地域生活への移行者数(人) | 30 | 2 | 6.7% |
| 施設入所者数(人) | | 30 | 0.0% |

※令和8年度における施設入所者数の目標値が国の基本指針を下回っているのは、施設入所の待機者が多く存在し、現実的に国の基本指針を達成することが困難な状況であるため。

(2) 地域生活支援の充実

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

| | |
|--------|---|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ●各市町村又は圏域において地域生活支援拠点(※)等を整備し、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う ●強度行動障がいについて、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める |
|--------|---|

■本町における成果目標

| 項目 | 令和5年度 実績 | 令和8年度 目標 |
|---------------------------|-------------|-------------|
| 地域生活支援拠点等の整備(町内又は圏域) | 1拠点 | 1拠点 |
| 地域生活支援拠点等の運営状況の点検(町内又は圏域) | 年1回 | 年1回 |

※強度行動障がいについては、ニーズの把握に努めるとともに、ニーズに対して個別に対応を行う。

※地域生活支援拠点とは・・・

障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの。

(3)福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

| | |
|------------|---|
| 国の 基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ●①一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 ② ①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.31倍以上 ③ ①のうち、就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.29倍以上 ④ ①のうち、就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 ●就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上 ●就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上 ●就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上 |
|------------|---|

■本町における成果目標

| 項目 | 令和3年度 実績 | 令和8年度 目標値 | 増加率 |
|------------------------------|-------------|--------------|-------|
| ①一般就労への移行者数 | 6人 | 10人以上 | 1.67倍 |
| ② うち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数 | 4人 | 6人 | 1.5倍 |
| ③ うち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数 | 2人 | 3人 | 1.5倍 |
| ④ うち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数 | 0人 | 1人 | - |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 4人 | 6人 | 1.5倍 |

| 項目 | 令和3年度 実績 | 令和8年度 目標値 | 達成率 |
|--|-------------|--------------|-----|
| 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の箇所 | - | 2カ所 | 67% |
| 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の箇所 | - | 1カ所 | 50% |

※本町における就労移行支援事業所は3カ所

※本町における就労定着支援事業所は2カ所

※就労系の事業所に対して、国の基本指針及び町の目標について説明を行い、目標達成に向けた、助言や支援を行う。

(4)障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

| | |
|------------|---|
| 国の 基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置 ●令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築 ●令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1カ所以上確保 ●令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 |
|------------|---|

■本町における成果目標

| 項目 | 令和5年度 実績 | 令和8年度 目標 |
|---|-------------|-------------|
| 児童発達支援センターの設置(町内または圏域) | 0カ所 | 1カ所 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数(町内または圏域) | 2カ所 | 2カ所 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(町内または圏域) | 設置 | 設置 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(町内または圏域) | 1人 | 1人 |

(5)相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

| | |
|------------|---|
| 国の 基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ●各市町村において、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置 ●基幹相談支援センター等において主任相談支援専門員を計画的に確保 ●協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施 |
|------------|---|

■本町における成果目標

| 項目 | 令和5年度 実績 | 令和8年度 目標 |
|----------------------------|-------------|-------------|
| 基幹相談支援センターの設置 | 1カ所 | 1カ所 |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置 | 1人 | 1人 |
| 協議会の設置 | 1協議会 | 1協議会 |
| 協議会等を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 | 実施 | 実施 |

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■国の基本指針(令和8年度末の目標)

| | |
|------------|------------------------------------|
| 国の 基本指針 | ●各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 |
|------------|------------------------------------|

■本町における成果目標

| | 目標設定の考え方 |
|----------|---|
| 体制構築の考え方 | 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や、圏域間での情報共有を密にし、障害福祉サービスの質の向上に努めます。 |

2 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

1. 各種サービスの見込み量と確保方策について

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

| サービス名 | 内容 |
|--------------|--|
| 居宅介護(ホームヘルプ) | 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護や調理、洗濯、買い物等の家事など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者や知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助などを行います。 |
| 行動援護 | 知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護などを行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護を要する人のうち、四肢麻痺などのために介護の必要性が特に高いと認められた人に対して、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活援助などのサービスを包括的に提供します。 |

② 第7期障がい福祉計画におけるサービス見込み量

※月当たりの値

| サービス名 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 見込み | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
|----------------|----|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 居宅介護 計 | 時間 | 3,163 | 3,265 | 2,414 | 3,371 | 3,463 | 3,463 |
| | 人 | 52 | 50 | 50 | 53 | 53 | 53 |
| 居宅介護 | 時間 | 657 | 644 | 746 | 736 | 828 | 828 |
| | 人 | 44 | 42 | 46 | 46 | 46 | 46 |
| 重度訪問介 護 | 時間 | 2,478 | 2,600 | 1,641 | 2,600 | 2,600 | 2,600 |
| | 人 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 同行援護 | 時間 | 28 | 21 | 27 | 30 | 30 | 30 |
| | 人 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 行動援護 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 5 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 重度障害者 等包括支援 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③ 見込み量確保の方策及び今後の方向性

居宅介護は近年実績が増加傾向で推移しており、今後も増加を見込んでいます。また、重度訪問介護については、事業の特性により一人あたりの利用時間が多く見込まれるため、見込み量が人数に対し多くなっています。

訪問系サービスの事業の提供には、所定の研修課程の修了等の資格要件がありますが、研修により従事する者の知識や技能の向上が期待できるため、事業所等と連携し、県等が開催する養成に関する研修などの積極的な参加を促し、サービスを提供できる人材等の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

① サービスの内容

| サービス名 | 内容 |
|-------------------|---|
| 生活介護 | 常時介護を要する障がいのある人に対して、主として昼間に障がい者支援施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。 |
| 自立訓練(機能訓練) | 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。 |
| 自立訓練(生活訓練) | 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。 |
| 就労選択支援 | 障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行います。 |
| 就労継続支援(A型) | 一般就労が困難な 65 歳未満の障がいのある人に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や、能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(原則雇用契約あり) |
| 就労継続支援(B型) | 一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がいのある人に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約なし) |
| 就労定着支援 | 就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。 |
| 療養介護 | 病院等への長期の入院による医療的ケアや、常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 介護者の病気や家族の休養などのため、障がい者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。なお、福祉型とは障がい者支援施設等におけるものであり、医療型とは病院、診療所、介護老人保健施設におけるものです。 |

② 第7期障がい福祉計画におけるサービス見込み量

※月当たりの値

| サービス名 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 見込み | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
|----------------|----|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 生活介護 | 人日 | 1,483 | 1,493 | 1,589 | 1,660 | 1,720 | 1,800 |
| | 人 | 75 | 73 | 80 | 83 | 86 | 90 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 人日 | 0 | 0 | 22 | 15 | 15 | 15 |
| | 人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人日 | 11 | 24 | 62 | 70 | 70 | 70 |
| | 人 | 1 | 2 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 就労選択支援 | 人日 | | | | | 25 | 25 |
| | 人 | | | | | 5 | 5 |
| 就労移行支援 | 人日 | 170 | 117 | 67 | 114 | 140 | 160 |
| | 人 | 8 | 6 | 4 | 6 | 7 | 8 |
| 就労継続支援 (A型) | 人日 | 1,111 | 1,206 | 1,316 | 1,380 | 1,440 | 1,520 |
| | 人 | 56 | 61 | 66 | 69 | 72 | 76 |
| 就労継続支援 (B型) | 人日 | 1,002 | 970 | 1,119 | 1,260 | 1,350 | 1,440 |
| | 人 | 59 | 60 | 65 | 70 | 75 | 80 |
| 就労定着支援 | 人 | 6 | 7 | 5 | 7 | 9 | 11 |
| 療養介護 | 人 | 12 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 短期入所 (福祉型) | 人日 | 24 | 15 | 28 | 40 | 40 | 40 |
| | 人 | 5 | 6 | 7 | 8 | 8 | 8 |
| 短期入所 (医療型) | 人日 | 4 | 7 | 8 | 12 | 12 | 12 |
| | 人 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

③ 見込み量確保の方策及び今後の方向性

生活介護は、近年増加傾向が続いており、需要に応じたサービスを提供するため、事業所とも連携しサービスの提供拡大を図ります。

障がい者の就労支援については、事業所も増えてきており、ある程度の供給体制は整っていますが、事業所ヒアリングの結果では、就労継続支援(B型)の不足も指摘されています。就労継続支援(B型)は、福祉的就労の場としての利用の多いサービスであり、今後も利用者の増加が見込まれるため、多様なサービス提供形態を含め、新規事業所の参入や既存事業所の定員増等を促します。

短期入所は、事業所ヒアリングの結果でも、不足している事業として多く意見があげられており、介助者等の休息時間の確保という観点からも提供体制の充実が望まれます。町内だけの提供では限界もあることから、広域でも連携を図り、需要に応じたサービス提供に努めます。

(3) 居住系サービス

① サービスの内容

| サービス名 | 内容 |
|---------------------|---|
| 自立生活援助 | 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。 |

② 第7期障がい福祉計画におけるサービス見込み量

※月当たりの値

| サービス名 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 見込み | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
|--------|---|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 自立生活援助 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 共同生活援助 | 人 | 38 | 43 | 44 | 48 | 53 | 58 |
| 施設入所支援 | 人 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

③ 見込み量確保の方策及び今後の方向性

共同生活援助が増加傾向にあります。施設入所者の地域生活への移行や、障がいのある人の親なき後の生活の支援等に重要なサービスであることから、今後も増加することを見込んでいますが、新設のための土地の確保に課題(困難さ)があることが事業所ヒアリング結果でも指摘されており、圏域や広域でも連携し、適切な供給に努めます。

また、施設入所者の地域生活への移行については、退所後の住まいなど、環境調整も同時に行う必要があることから、入所施設や精神科病棟と連携し、共同生活援助や地域移行支援や地域定着支援等のサービスの情報提供や利活用を促進し、安心して移行できる基盤の整備に努めます。

(4)相談支援

① サービスの内容

| サービス名 | 内容 |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。 |
| 地域移行支援 | 福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人に対して、定期的な面接や退所・退院にむけた支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 一人暮らしの障がいのある人に対し、地域生活移行後の相談支援や緊急時の対応を行います。 |

② 第7期障がい福祉計画におけるサービス見込み量

※月当たりの値

| サービス名 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 見込み | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
|--------|---|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 計画相談支援 | 人 | 53 | 52 | 72 | 79 | 88 | 98 |
| 地域移行支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

③ 見込み量確保の方策及び今後の方向性

計画相談支援は障害福祉サービスの利用につながる入り口となる支援であり、ニーズに応じた供給体制の充実が求められます。障がい者基幹相談支援センターを中心に、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるよう、連携強化や助言を行うとともに、熊本県が実施する相談従事者研修への受講を促進します。

また、多様化する相談内容に対応するため、自立支援協議会や専門部会を通じて、関係機関との連携強化また相談支援体制の充実を図ります。

3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

1. 各種事業の見込み量と確保方策について

(1) 必須事業

① 事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|----------------|--|
| 理解促進研修・啓発事業 | 障がいのある人等が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人などへの理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。 |
| 自発的活動支援事業 | 障がいのある人などが、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援し、障がいのある人だけではなく、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。 |
| 相談支援事業 | 障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。事業は、本町を含めた菊池圏域の4市町で行います。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策等により、障がいのある人の権利擁護を図ります。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。 |
| 意思疎通支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚障がいのある人等のコミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得をめざします。 |

| 事業名 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 日常生活用具給付等事業 | 重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。 |
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台、特殊マット、そのほかの障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いる、いす等のうち障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。 |
| 在宅療養等支援用具 | 電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。 |
| 排泄管理支援用具 | ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 |
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人等が外出するための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。 |
| 地域活動支援センター 機能強化事業(Ⅰ型) | 地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を基礎的事業として、Ⅰ型の事業形態を実施していきます。 |

② 第7期障がい福祉計画における見込み量

| サービス名 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度見 込み | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
|--------------------------|------|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 理解促進研修・ 啓発事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 自発的活動支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 相談支援事業 | 箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基幹相談支援センター 等機能強化事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度利用支援 事業(実利用者数) | 人/年 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 成年後見制度法人後見 支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 意思疎通支援事業 | | | | | | | |
| 手話通訳者派遣 | 人/年 | 11 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 要約筆記者派遣 | 人/年 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 手話通訳者設置 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 手話奉仕員養成研修事 業※養成講習修了人数 | 人/年 | 2 | 6 | 7 | 8 | 10 | 12 |
| 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | 件/年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 自立生活支援用具 | 件/年 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 在宅療養等支援用具 | 件/年 | 7 | 6 | 8 | 11 | 14 | 18 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 排泄管理支援用具 | 件/年 | 616 | 667 | 686 | 706 | 726 | 747 |
| 居宅生活動作補助用 具(住宅改修費) | 件/年 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 移動支援事業 | 時間/月 | 210 | 185 | 225 | 272 | 323 | 378 |
| | 実人数 | 15 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 地域活動支援センター | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 人/月 | 153 | 148 | 142 | 160 | 175 | 190 |

③ 見込み量確保の方策及び今後の方向性

日常生活自立支援事業の中で、排泄管理支援用具は、近年実績が増加傾向で推移しており、今後も増加を見込んでいます。難病や障がいを抱える人の日常生活を支援するため、適切に予算を確保し、提供できるように努めます。

また移動支援事業については、特別支援学校高等部への送迎対象者が増加傾向にあり、今後も増加を見込んでいます。事業所や関係機関と協力して、ニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

地域活動支援センターについては、コロナ禍の影響により近年は利用が減少傾向にあったものの、今後、需要の回復に伴い利用が増加すると見込まれ、提供体制の確保に努めます。

(2)任意事業

① 事業の内容

| 事業名 | 内容 |
|----------------|---|
| 福祉ホームの運営 | 福祉ホームは、住居を求めている障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供する施設です。本町には、菊陽ハイツという福祉ホームが、菊陽病院の敷地内に1カ所あります。 |
| 訪問入浴サービス事業 | 訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人等の身体の保持、心身機能の維持等を図る事業です。 |
| 日中一時支援事業 | 障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、事業を実施していきます。 |
| 巡回支援専門員整備 | 巡回支援専門員(臨床心理士、精神保健福祉士、保育士、保健師、作業療法士、言語聴覚士、こども相談員)により保育所等への巡回支援を行い、発達障がいの早期発見及び早期支援を行うための体制整備を図るとともに、障がいのある子ども等に対する総合的な相談支援を実施します。 |
| 障害支援区分認定等事務 | 障害支援区分認定等の事務を円滑かつ適切に実施することで、障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、次の事業を実施します。 ・障害支援区分の認定に係る審査会での審査及び判定にあたって、医師に意見書を作成させる。 ・障害支援区分の認定に係る調査を実施する認定調査員を雇用する。 |
| 自動車運転免許取得・改造助成 | 障がいのある人が社会参加のために必要な自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 |

② 第7期障がい福祉計画における見込み量

| サービス名 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 見込み | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
|----------------|-----|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 福祉ホーム | カ所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 訪問入浴サービス | 人/月 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 日中一時支援事業 | 人/月 | 9 | 6 | 9 | 5 | 5 | 5 |
| 巡回支援専門員 | 人 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 障害支援区分認定 | | | | | | | |
| 障害支援区分認定 | 件/年 | 80 | 55 | 53 | 60 | 60 | 60 |
| 認定調査員 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 自動車運転免許取得・改造助成 | | | | | | | |
| 自動車運転免許取得助成 | 件/年 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 自動車改造助成 | 件/年 | 1 | 4 | 6 | 8 | 10 | 10 |

③ 見込み量確保の方策及び今後の方向性

年度によって増減はありますが、大体の事業で利用者が横ばいまたは微増となっています。事業の周知等により、必要な人に適切に支援が届くよう努めます。

4 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策

1. 各種サービスの見込み量と確保方策について

(1) 障がい児通所支援

① サービスの内容

| サービス名 | 内容 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。 |
| 放課後等デイサービス | 通学中の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童・生徒の放課後等の居場所を提供します。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。 |
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。 |

② 第3期障がい児福祉計画におけるサービス見込み量

※月当たりの値

| サービス名 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 見込み | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 |
|-----------------|----|-----------|-----------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 児童発達支援 | 人日 | 751 | 896 | 1,085 | 1,260 | 1,500 | 1,600 |
| | 人 | 111 | 132 | 130 | 140 | 150 | 160 |
| 医療型児童発達支援 | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 居宅訪問型児童 発達支援 | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 人日 | 2,107 | 2,263 | 2,533 | 2,880 | 3,000 | 3,120 |
| | 人 | 194 | 217 | 230 | 240 | 250 | 260 |
| 保育所等訪問支援 | 人日 | 22 | 46 | 96 | 105 | 113 | 120 |
| | 人 | 16 | 43 | 60 | 70 | 75 | 80 |
| 障害児相談支援 | 人日 | 78 | 85 | 101 | 118 | 139 | 164 |

③ 見込み量確保の方策及び今後の方向性

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、長年実績が増加傾向で推移しており、今後も増加を見込んでいます。見込み量に対して供給量が不足とならないよう、近隣市町とも連携しながら必要な供給量の確保に努めます。

また、既存のサービス事業所に対しては、サービスの質の向上を図るなど療育の効果をより高め、利用者の循環を促すことで新たな利用枠の確保に取り組むよう指導、支援に努めます。

重症心身障がい児や医療的ケア児など、特別な支援が必要な児童に対する支援体制について、本町におけるニーズの把握に努めるとともに、不足するサービスを提供できる障害児通所支援事業所の誘致を図ります。（※事業所の整備計画は資料編(P96)を参照）

また、保育所等訪問支援についても、近年増加が顕著であり、必要な供給量の確保に努めながら、障がいのある子どもの集団生活への適応に必要な支援を行っていきます。

また、障害児相談支援については、支援につながる最初の入口として、児童発達支援及び放課後等デイサービスと同様に、近隣市町とも連携しながら必要な供給量の確保に努めます。

VI 計画の推進体制

1 計画の推進

1. 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、行政、地域・家庭・保育園・学校、障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進める必要があります。

(1) 行政の役割

地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がいのある人のニーズ把握に努めるとともに、国、県等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に進めます。また、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

(2) 地域・家庭・保育園・学校の役割

地域や家庭、保育園、学校で、障がいのある人に対する正しい理解を深め、地域でともに支え合いながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めます。

(3) 障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

障がい者当事者団体は、障がいのある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していく必要があります。

障害福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。

企業は、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。

(4) 自立支援協議会の役割

自立支援協議会は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活や日常生活ができるよう、地域の支援機関(行政・障害福祉事業所・医療・教育・就労等)が集まり、地域の課題を情報共有し、支援体制の検討や整備を行う会議体です。

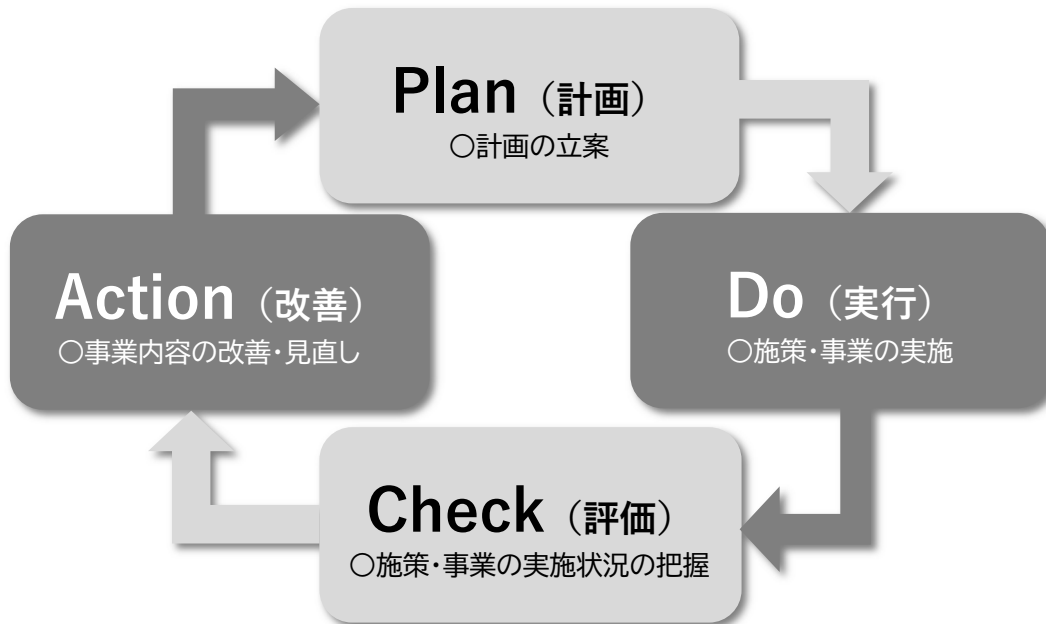
菊池圏域では、菊池市、合志市、大津町及び菊陽町の連合により、菊池圏域地域自立支援協議会が設置されています。

また、菊池圏域地域自立支援協議会の中で、各分野に関する専門部会として、相談支援部会、生活支援部会、サービス部会、こども部会等が設置されています。

2. 計画の進行管理について

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課や住民、関係団体による意見等も踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、菊陽町において、PDCAサイクルの考え方のもと、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理、進捗状況の評価を行います。

進行管理は、庁内関係各課や住民、関係団体による意見等も踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、菊陽町において行います。



資料編

1 障がい児通所支援について

1. 障がい児通所支援の整備計画

本町において利用者の増加が顕著な児童発達支援・放課後等デイサービスの整備について、以下のように計画的な整備を進めます。

(1) 児童発達支援

| 年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 合計 |
|--------|-------|-------|-------|----|
| 整備事業所数 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 定員(人) | 10 | 10 | 10 | 30 |

(2) 放課後等デイサービス

| 年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 合計 |
|--------|-------|-------|-------|----|
| 整備事業所数 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 定員(人) | 10 | 10 | 10 | 30 |

2 菊陽町障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉計画策定のため、菊陽町障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な事項を調査・検討する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち15人程度をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 障がい者団体
- (4) 障がい関係事業所
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から翌々年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条の規定により委員会の会議に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た個人及び法人に関する情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉生活部福祉課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(菊陽町障害者計画策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 菊陽町障害者計画策定検討委員会設置要綱(平成 12 年要綱第 21 号)

(2) 菊陽町障害者計画策定委員会設置要綱(平成 12 年要綱第 23 号)

附 則(平成 23 年 2 月 14 日要綱第 4 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日要綱第 37 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 1 日告示第 1 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年4月 14日告示第36号)

この要綱は、告示の日から施行する。

3 計画策定委員会委員名簿

| 番号 | 氏名 | 所属及び役職 | 要綱 |
|----|-------|---|-------------------|
| 1 | 今吉光弘 | 熊本学園大学社会福祉学部 非常勤講師 | 学識経験者 |
| 2 | 坂本貞女 | 菊陽町民生委員児童委員協議会 会長 | 福祉関係団体 |
| 3 | 矢野信哉 | 菊陽町社会福祉協議会 事務局長 | 〃 |
| 4 | 岸田年弘 | 菊陽町身体障害者福祉協会 会長 | 障がい者団体 |
| 5 | 坂田義美 | 菊陽町手をつなぐ心障者の会 つくしんぼ 会長 | 〃 |
| 6 | 田中健二郎 | 社会福祉法人菊陽会 熊本菊陽学園 総括施設長 | 障がい関係 事業所 |
| 7 | 池田靖史 | NPO法人やすらぎ福祉会 やすらぎハウス 所長 | 〃 |
| 8 | 木ノ下高雄 | 社会福祉法人青生会 菊陽苑 施設長 | 〃 |
| 9 | 北村聡一郎 | NPO法人チャイルドサポート きくち こども発育支援センター えるぴあ 代表 | 〃 |
| 10 | 馬着隆介 | 社会医療法人芳和会 きくよう地域生活支援センター 施設長 | 〃 |
| 11 | 眞鍋和代 | ペアレントメンター | その他町長が 必要と認めた者 |
| 12 | 岩下美穂 | 菊陽町 健康福祉部 健康・保険課長 | 〃 |
| 13 | 松永恵貴 | 公募委員 | 公募委員 |

4 計画策定の経緯

| 日程 | 会議／調査 | 内容 |
|-------------------------------|----------|--|
| 令和4年12月 | | <p>【当事者アンケートの実施】</p> <p>調査地域: 菊陽町全域</p> <p>調査対象者: 菊陽町在住の障害者手帳をお持ちの方 1,638 名</p> <p>調査期間: 令和4年 12 月 12 日(月)～12 月 28 日(水)</p> <p>調査方法: 郵送によるアンケートの実施</p> <p>回収率: 44.1%</p> |
| 令和4年12月16日(金) | 第1回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者計画、障がい福祉計画策定の趣旨と方法の説明 ・アンケート調査の状況の説明 |
| 令和5年3月9日(木) | | <p>【保育・教育関係者インタビューの実施】</p> <p>調査対象: 町内で障がい児の保育・教育等の支援にかかわる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立保育所の主任保育士 ・特別支援教育コーディネーター ・通級指導教室担当者等 <p>調査期間: 令和5年3月9日(木)</p> <p>調査方法: グループインタビューの実施</p> |
| 令和5年3月16日(木) | 第2回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の報告、保育・教育関係者インタビュー結果の報告 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況・評価の報告 |
| 令和5年6月30日(金) | 第3回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子案の検討 |
| 令和5年8月 | | <p>【事業所ヒアリングの実施】</p> <p>調査対象: 菊陽町内の障がい福祉事業所</p> <p>調査期間: 令和5年 7 月 31 日(月)～8月 20 日(日)</p> <p>調査方法: WEB フォームによるアンケートの実施</p> <p>有効回収数: 47 件</p> |
| 令和5年11月27日(月) | 第4回策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討 |
| 令和5年12月18(月)～ 令和6年1月12日(金) | | パブリックコメントの実施 |

5 用語集

あ行

●アウトリーチ:

援助を求めている人のいる場所におもむいて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

●一般就労:

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

●医療的ケア:

日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。通常、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医療行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成 24 年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医療行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

●医療的ケア児:

医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

●インクルーシブ:

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを包括的に受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

●インクルーシブ教育:

障がいのある子どもとない子どもが、同じ場でともに学ぶこと。障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

か行

●加配:

保育園や幼稚園等の場において、発達の遅れや障がいのある子どもに対し、個別に支援ができるよう、通常の職員数に加えて先生を配置すること。

●基幹相談支援センター:

地域において、障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う機関のこと。

●共生社会:

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

●強度行動障がい:

環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の生活環境では適切な対応が著しく困難な場合を指す。

●筋萎縮性側索硬化症(ALS):

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン疾患の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する(人工呼吸器の装着による延命は可能)。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

●権利擁護:

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

●工賃:

就労継続支援 B 型事業などで生産活動(仕事)を行った利用者に対して支払う対価のこと。

●合理的配慮:

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

●個別避難計画:

災害発生時に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が適切に避難できるよう、「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方(親戚・知人等)」を事前に定めた計画のこと。

さ行

●災害対策基本法:

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。

●児童福祉法:

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々 of 社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

●社会的障壁:

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄(早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など)、物(段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など)、制度(納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど)、習慣(障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど)、考え方(障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど)などのこと。

●手話通訳者:

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

●手話奉仕員:

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

●障害者基本法:

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画(障がい者計画)の策定を義務づけている。

●障害者虐待防止法:

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を現に養護する人(擁護者)に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

●障害者権利条約:

平成 18 年(2006 年)12 月 13 日、第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、固有の尊厳、個人の自律(自らの選択の自由を含む)及び個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性及び人間性の一部としての障がいのある人の差異の尊重及び障がいのある人の受容、機会の均等、施設及びサービスの利用の可能化、男女の平等、障がいのある子どもの発達しつつある能力の尊重及び障がいのある子どもの同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実施することを確保・促進することを一般的義務とする。

●障害者雇用促進法:

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

●障害者差別解消法:

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者就業・生活支援センター:

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

●障害者自立支援法:

障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

●障害者総合支援法:

障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●障害福祉サービス:

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

●償還払い:

いったん費用の全額を支払った後に、後日申請に基づき規定の額が払い戻される仕組みのこと。

●情報アクセシビリティ:

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できること。

●自立支援医療:

心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

●自立支援医療(育成医療):

児童福祉法に規定する障がい児で、その身体障がい除去・軽減する手術等(口蓋裂形成術、脊椎側彎症形成術等)の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

●自立支援医療(更生医療):

身体障害者福祉法に規定する身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療(人工関節置換術、人工透析等)によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

●自立支援医療(精神通院医療):

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

●自立支援協議会:

障がいのある人、ない人がともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議体のこと。会議の機能としては、①相談支援事業の運営評価、②困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築などが挙げられる。

●身体障害者手帳:

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能)などに分けられる。

●スクールカウンセラー:

学校教育をめぐる様々な問題への対策としてカウンセリング等を行う心理学の専門家のこと。

●スクールソーシャルワーカー:

教育機関において、福祉相談業務等を行う専門家のこと。子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所など関係機関と連携し役割分担の調整や、社会福祉的な立場から家庭訪問等による保護者のケア、教職員への指導・助言を行う。

●精神障害者保健福祉手帳:

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度:

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する仕組み・制度のこと。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

●地域活動支援センター:

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●地域共生社会:

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの機能の低下や、暮らしにおける人と人とのつながりの希薄化など、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●地域包括ケアシステム:

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「予防・保健」、「生活支援・福祉サービス」、「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

●特別支援学級:

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

●特別支援学校:

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

●特別支援教育:

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

●特別支援教育コーディネーター:

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者のこと。

な行

●難病:

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

●難病の患者に対する医療等に関する法律:

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

●日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業):

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●日常生活用具:

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

●パーキンソン病:

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる(振戦)、動きが遅くなる(無動)、筋肉が硬くなる(固縮)、体のバランスが悪くなる(姿勢反射障がい)、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

●発達障がい:

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

●発達障害者支援法:

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

●パブリックコメント:

(国民・住民・市民など)公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることもある。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

●バリアフリー:

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリートイレ:

高齢者や障がい者を含め、あらゆる人が利用しやすいように配慮されたトイレのこと。一般的な狭いトイレを利用しにくい車椅子の人や高齢者、乳幼児を連れた人、妊娠中の人、オストメイトの人、性別で区切られたトイレに抵抗がある性的マイノリティの人等が利用しやすいトイレとされている。

●ハローワーク:

正式名称は「公共職業安定所」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

●ピアサポート:

ピアは英語で「仲間」「対等」といった意味であり、ピアサポートは「同じ仲間」や「対等な関係」における、相談や交流を主とした支え合い活動のこと。

●避難行動要支援者:

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●福祉的就労:

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

●福祉避難所:

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

●ヘルプマーク・ヘルプカード:

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク、またはカードのこと。

●法定雇用率(障がい者雇用率):

障害者雇用促進法に定められているもので、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がいのある人の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障がい者雇用率)を設定、事業主などに障がい者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

●補装具:

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。代表的なものとして、義肢(義手・義足)・装具・車椅子があり、そのほか、肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

や行

●ユニバーサルデザイン:

年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいようにデザインされたもののこと。

●要約筆記者:

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

●リハビリテーション:

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

●療育:

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●療育手帳:

児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

●レスパイト:

休息あるいは息抜きという意味であり、レスパイトサービスは家族や保護者が日常的に行う介護や介助を事業所がサービスとして代行することで、家族や保護者が休息の時間を確保できるようにするサービスのこと。

わ行

●ワンストップ:

行政への相談や手続き等の際に、複数の窓口にあたっていた行程を、一つの窓口で行えるようにする仕組みのこと。ワンストップ・サービスともいう。

第4期菊陽町障がい者計画
第7期菊陽町障がい福祉計画
第3期菊陽町障がい児福祉計画

発行年月:令和6年3月
編集・発行:菊陽町 福祉課 障がい福祉係
〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地
TEL:096-232-4913 FAX:096-232-4923

こころ触れ合う
ともに支えあうまち
さくよう



第4期菊陽町障がい者計画
第7期菊陽町障がい福祉計画
第3期菊陽町障がい児福祉計画